

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2351号から第2680号まで)

令和3年5月20日

令和3年5月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

別表2の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「照会の回答についてのうち回答文（環創地第442号平成23年11月11日起  
案 地籍調査課長発出「工作物にペンキが塗ってありました」との文書があ  
るとの文書（工作物とは板塀であるが）」ほかの開示決定、一部開示決定  
及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

別表1の「開示請求書記載の行政文書」の各開示請求は、いずれも権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、これに対し、横浜市長が、権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、また、その余の別表1の「決定通知書記載の行政文書」を開示とした決定、一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の「開示請求書記載の行政文書」の各開示請求（以下、総称して「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表1の「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）のそれぞれについて、別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った開示、一部開示又は非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

別表1の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりである。

## 4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、土地A地先の土地の権利侵害に係る主張のほか次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消し、請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
- (2) 実施機関の不作为により始まったことに対する煩わしい処分を取り消し、請求書記載通り最初から一式の写しを開示するよう求める。
- (3) 請求内容外の偽造文書を開示した処分を取り消し、適切に請求文書を特定し開示するよう求める。

## 5 審査会の判断

## (1) 本件各処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」とい

う。)地先に係る土地について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求及び本人開示請求(以下「開示請求等」という。)を行い、平成28年度頃からはさらに開示請求等に係る開示決定等(以下「開示決定等」という。)について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで際限なく繰り返し審査請求を行っている。

## (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、別表1の「決定通知書記載の行政文書」欄に記載の行政文書である。これらはいずれも土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であると認められる。

実施機関は、本件審査請求文書のそれぞれについて、開示決定、一部開示決定又は非開示決定を別表1のとおり行った。

## (3) 審査請求人に係る開示請求等の状況について

土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して行われた開示請求等に係る審査請求人による審査請求に対して、当審査会は横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2240号及び第2241号において、実施機関が権利濫用を理由に非開示とした決定を妥当であると判断した。この答申に至る過程で、実施機関は、審査請求人に係る開示請求等の状況について次のように説明している。

ア 一連の開示請求等（平成29年度以降、平成30年11月16日まで）について

- (ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関あてに、少なくとも1,221件の開示請求等を行っている。実施機関は、開示請求等に対する対応に合計2,315時間以上費やしている。
- (イ) 平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち、旭区役所内の部署以外に対しては、郵送で写しの交付を行った11件を除き、開示の実施を行うことができていない。
- (ウ) 実施機関が開示決定等をしたものについて、開示の実施の有無にかかわらず、審査請求人は、少なくとも668件の審査請求を行っている。
- (エ) 審査請求に対する対応に、実施機関は合計3,766時間以上を費やしている。
- (オ) 権利の濫用に当たると判断して実施機関が請求を拒否した開示請求は、49件あった。審査請求人は、そのうち35件について、審査請求も行っている。

イ 一連の開示請求等における不適切な行為

- (ア) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、文書にほとんど目を通さず、数時間にわたって自説を主張する。（平成29年度）
- (イ) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行う、などの不適切な行為を行う。（平成29年度）
- (ウ) 審査請求人から郵送による写しの交付の希望があったため、実施機関は、郵送料を含めた納付書を送付したが納付されていない。（平成29年度、平成30年度）
- (エ) 審査請求人は、自身の主張を一方的に展開し、実施機関が従わなければ新たな開示請求書の提出をほのめかす発言を行う。（平成29年度）
- (オ) 審査請求人は、ほとんどのケースで開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しないため、実施機関は開示の実施場所で30分から2時間程度の待機を余儀なくされている。（平成29年度、平成30年度）
- (カ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、繰り返し開示請求等を行い、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶケースがあった。（平成29年度、平成30年度）
- (キ) 審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日よりも前に同

一の行政文書を対象とする新たな開示請求等を行う。（平成29年度、平成30年度）

(ク) 実施機関が補正を求めても審査請求人が応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったが、審査請求人は、同様の開示請求等を繰り返す。（平成29年度、平成30年度）

(ケ) 審査請求人は、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行う。（平成29年度、平成30年度）

本件開示請求は、実施機関が「一連の開示請求等」と総称している開示請求の一部及びその後のいくつかの開示請求で構成されている。

(4) 本件開示請求の権利濫用該当性について

以上を踏まえ、当審査会としては、本件開示請求の権利濫用該当性について以下検討する。

ア 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」（有斐閣））。

横浜市の情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（情報公開条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような情報公開条例の目的に即した適正な請求を行うことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。

具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実

施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 実施機関の横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引によれば、実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。

- (ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。
- (エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

エ 審査請求人の一連の開示請求等の状況につき、前記(3)を踏まえ、当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、次のような事実が認められた。

- (ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、1,200件以上の開示請求等を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書又は個人情報本人開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件や補正の手續に時間を要した案件については合計30時間、40時間を要している場合も認められる。そして、1,200件以上の行政文書及び保有個人情報の開示請求等の対応に要した時間は、合計2,300時間余りとなっており、職員一人が1日の勤務時間全てを費やしたとしても1年を超えるほどの極めて多大な労力を要したことが認められる。
- (イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、数時間にわたり自説を主張するばかりで文書にほとんど目を通さない、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じなくなった。開示の実施に応じなかったものは400件を超えて

いた。

(ウ) 審査請求人は、多くの場合過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行っている。

オ 上記事実によれば、実施機関においては、審査請求人の一連の開示請求等に対応するために前記エ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（前記エ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（前記エ(ウ)）。

前記エ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。

カ 本件開示請求は、大部分が一連の開示請求等に含まれるが、その後になされたいくつかの開示請求も、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象としてなされたものであり、一連の開示請求等と同一視できる開示請求であることが認められる。

キ したがって、本件開示請求は、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができるため、権利の濫用に当たり、情報公開条例第5条第2項に該当する。

## (5) 結論

以上のとおり、本件開示請求は、権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、本件各処分のうち、実施機関が権利の濫用に該当するとして非開示とした決



定は妥当であり、その余の決定はいずれも取り消すべきものとは認められない。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

別表 1 (1) 所管課：財政局償却資産課(請求No.1)

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2413	家屋補充課税台帳：登記簿に登録されていない家屋で固定資産税を課することができるものについて、建物の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者の氏名・住所、価格、課税標準額・償却資産課税台帳：償却資産の所有者の氏名・住所、所在、種類、数量、価格、課税標準額について、白根地番特定地番Aについて適正課税されている文書の開示	29. 12. 5	非開示	29. 12. 27	償却資産課税台帳：償却資産の所有者の氏名・住所、所在、種類、数量、価格、課税標準額について、白根地番特定地番Aについて適正課税されている文書の開示	財償第 652 号(平成 29 年 12 月 5 日)にて行った請求行政文書の非開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	本件開示決定等を行うにあたり償却資産課税台帳を確認したところ、当該所在の償却資産については登録されていなかった。したがって、本件対象行政文書については存在せず、保有していないことから非開示とした。

別表 1 (2) 所管課：市民局市民情報課(請求No.2 から 7 まで)

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
2	2355	「実施機関林文字市長(旭土木事務所A、B)は、平成 29 年 5 月 18 日木曜日に道路幅員証明願いの受領と文書開示のため訪問し、請求人が開示を促したところ、同日 12 時 26 分に開示日、開示時間を設けた。開示しなかったとしても、時間が過ぎたから開示しませんと抗弁をした。実施機関林横浜文字横浜市長(C旭土木事務所長)に対し、横浜市情報公開条例の第何条に上述の・・開示しなくてもよい。との不作為について、回答は文書にて願う。又開示しなくてもよいと明示された文書の写しの開示請求。	29. 6. 13	非開示	29. 7. 14	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	請求外機関から平成 29 年 6 月 2 日付で開示請求がありましたなどと事象を捏造した上で行った出鱈目な処分を取り消し、請求書記載通り一式の写しを請求先機関から開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	本件請求は、開示の実施にあたり、当初予定していた時間を過ぎても開示が終了しなかった場合に、予定時間を過ぎたことを理由として当該開示を打ち切り、以降開示を実施しなくてもよいと明示した文書を請求したものと解されるが、そうした文書は保有していないため、非開示とした。
3	2360	市市情第 913 号平成 28 年 11 月 8 日で送付先から得た、回答書一式の開示	29. 9. 15	一部開示	29. 11. 15	行政文書の開示請求の事務処理について(依頼)(市市情第 913 号平成 28 年 11 月 8 日付)に対して旭土木事務所から提出された、旭土第 2989 号平成 28 年 11 月 15 日付送付文書の写し及び平成 28 年 11 月 15 日付書留・特定記録郵便物等受領証の写し	審査請求人が特定して請求した文書を開示せず、虚偽文書を郵送にて開示した。実施機関の不作為による処分を取り消し、請求書記載通り一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。
4	2393	市民局市民情報室長 貴所属から平成 29 年 9 月 1 日付開示請求書に対し、市市情第 913 号(平成 28 年 11 月 8 日付)により送付先から得た回答書一式の開示請求をし、A4 用紙 9 枚の開示を得ましたが①E メールで送信された鏡文書が不足している。郵送にて開示希	29. 11. 1	一部開示	29. 12. 22	平成 28 年 11 月 18 日 8 時 53 分に市民局市民情報課担当係長が受信した電子メール本文(RE:【依頼】開示請求者への決定内容の通知について)のうちメール本文(市民局市民情報室長 貴所属から平成 29	一式と特定して請求した文書を開示せず、更に文書を郵送にて開示請求させた。この様な実施機関の不作為により始ったことに対する煩わしい処分を取り消し、請求書記載通り最初から一式の写しを開示するよう求める。

		望。②請求人へ開示するに当たり「起案し、 決裁した施行文書（裁決文書）」の開示も求め る。				年 9 月 1 日付開示請求書に対し、 市市情第 913 号（平成 28 年 11 月 8 日付）により送付先から得た回答 書一式の開示請求をし、A4 用紙 9 枚の開示を得ましたが①E メール で送信された鏡文書が不足してい る。）	
			情報公開条例第 7 条 第 2 項第 6 号		職員の個人メールアドレス及び 添付ファイルのパスワード	職員の個人メールアドレスは、日常の業務において 市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた 者との連絡に使用されており、公になった場合、いた ずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアド レスを用いる本来の業務に支障を来たすなどの 弊害を生じるおそれがあることから、本号柱書に該 当し、非開示とした。  添付ファイルのパスワードは、当該添付文書を送受 信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る 情報を取り扱うべく設定されたものであって、公に なった場合、当該添付文書に係る情報について、当 該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外 からのアクセスを誘発するなど、パスワードを用い る本来の業務の適正な執行に支障を来たすなど弊 害を生じるおそれがあることから、本号柱書に該当 し、非開示とした。	
5	2394	同上		29. 11. 1	一部開示	平成 29 年 9 月 1 日付開示請求に対 する一部開示決定について（平成 29 年 9 月 6 日市市情第 750 号）（② 請求人へ開示するに当り「起案し、 決裁した施行文書（裁決文書）」	一式と特定して請求した文書を開示せず、更に文書 を郵送にて開示請求させた。この様な実施機関の不 作為により始ったことに対する煩わしい処分を取り 消し、請求書記載通り最初から一式の写しを開示 するよう求める。
			情報公開条例第 7 条 第 2 項第 2 号		個人の氏名及び住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるものであることから、 本号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非 開示とした。	

6	2395	市民局市民情報室長は市市情第 913 号 (H28. 11. 8) にて旭区旭土木事務所長へ『速やかに請求者に決定内容を通知して頂くよう依頼し、通知されましたら、当課へ『郵便物配達証明書』の写しなど 郵送したことが確認できるものをお送りいただきたく・と依頼し回答を得た。其の回答書に対し、平成 29 年 9 月 1 日付にて貴室に開示請求し、A4 用紙 8 枚の送付を受けたが、貴室宛の鏡文書も無く、文面内容、枚数に相違が有る。①旭土木事務所が送付した全文書。②28. 11. 15 付書留・特定記録郵便物等受領証に不正を謀る前の受領証の開示。	29. 11. 1	一部開示	29. 12. 22	平成 28 年 11 月 18 日 8 時 53 分に市民局市民情報課担当係長が受信した電子メール (RE: 【依頼】 開示請求者への決定内容の通知について)	一式と特定して請求した文書を開示せず、更に文書を郵送にて開示請求させた。このような実施機関の不作為により始ったことに対する煩わしい処分を取り消し、請求書記載通り最初から一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 6 号		ア 個人の氏名 イ 職員の個人メールアドレス及び添付ファイルのパスワード	左記アは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。 左記イのメールアドレスは、日常の業務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、本号柱書に該当し、非開示とした。また、添付ファイルのパスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定されたものであって、公になった場合、当該添付文書に係る情報について、当該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外からのアクセスを誘発するなど、パスワードを用いる本来の業務の適正な執行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当し、非開示とした。
7	2421	市市情第 983、988 号関連、受領証に内容が記載されている文書だけ 1 枚の写し開示 (旭土木事務所返書関連)	30. 1. 22	非開示	30. 2. 19	市市情第 983、988 号関連、受領証に内容が記載されている文書だけ 1 枚の写し開示 (旭土木事務所返書関連) (行政文書の開示請求の事務処理について (依頼) (平成 28 年 11 月 8 日市市情第 913 号) に基づき旭土木事務所から市民情報課に提出された、平成 28 年 11 月 15 日付書留・	処分の取り消しを求める。

					特定記録郵便物等受領証の写しであって、「お届け先のお名前」「お問い合わせ番号」欄に文字が明確に記載されているもの)	
			情報公開条例第 10 条第 2 項		—	本件請求に係る「お届け先のお名前」「お問い合わせ番号」欄に文字が明確に記載されているものについては取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

別表 1 (3) 所管課：環境創造局地籍調査課(請求No.8 から 57 まで)

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
8	2351	地籍調査課長発出 「工作物にペンキが塗ってありました」との 文書があるとの文書（工作物とは板塀である が）	29. 5. 8	一部開示	29. 7. 3	照会の回答についてのうち回答文 （環創地第 442 号平成 23 年 11 月 11 日起案 地籍調査課長発出「工 作物にペンキが塗ってありまし た」との文書があるとの文書（工作 物とは板塀であるが）	平成 29 年 5 月 8 日にかかる処分を取り消し、請求 通り原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条 第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	個人に関する情報であって、開示することにより特 定の個人を識別することができ、個人の権利利益を 害するおそれがあるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書きに該当せ ず、非開示とした。
9	2356	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は 取得したか不明であり、保有していないた め」などと、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求 に対し、旭土第 2851 号・平成 28 年 11 月 18 日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑥までの 各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事 務所職員が、請求人宅に足の具合はどうです か。と持参し閲覧させている。条例 3, 5, 10, 34 条に沿って速やかに開示されるよう。督促と 再請求す。1 請求文書つつ納付書兼領収書を 封入した上で、郵送を希望す。	29. 6. 2	全部開示	29. 7. 26	(1) ③国調地籍図 K 3 42-3 の 測地基準点 (2) ④地番特定地番 B 地籍図の閲 覧 (3) ⑤特定地番と特定地番間 の地籍表（面積測定成果簿） 【弁明書で訂正：⑤国調地籍図 K 3・42-3 原議】	標記部署に郵送などの希望もしていない請求外機 関から延長通知も無く 66 日も経過させた上で平成 29 年 6 月 2 日で行った出鱈目な処分を取り消し、 請求書記載通り原議一式の写しを開示するよう求 める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	「(3) ⑤特定地番と特定地番間の地籍表（面積測定 成果簿）」については、「⑤国調地籍図 K 3・42-3 原議」に訂正し、横浜市情報公開・個人情報保護審 査会からの答申を受けた後、これを開示する。 (1)及び(2)については、平成 29 年 5 月 26 日横情 審答申第 1397 号の判断に基づき、適正に特定して おり、本件対象行政文書のほかに、本件請求に係る 行政文書は作成し、又は取得してらず、保有してい ない。 また、開示決定については、条例 11 条第 2 項に基 づき期間を延長したうえで、延長期間内に行ってお り、適正に事務を行っている。

10	2357	「残されている文書には、構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と環境局地籍調査課長から文書を頂いた。「構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」部位文書の原議写しの交付。	29. 6. 19	一部開示	29. 7. 26	「残されている文書には、構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と環境局地籍調査課長から文書を頂いた。「構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」部位文書の原議。	平成 29 年 6 月 19 日にかかる処分を取り消し、請求者の個人の氏名、住所、印など黒塗せず請求通り原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、印	対象行政文書は、過去に横浜市で実施した地積調査の内容に関する照会に対する回答の起案文書。 左記情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、かつ、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
11	2358	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求に対し、旭土第 2851 号・平成 28 年 11 月 18 日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑥までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうか。と持参し閲覧させている。条例 3, 5, 10, 34 条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1 請求文書つつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。	29. 7. 14	全部開示	29. 8. 18	(1) ㉞㉞地番特定地番 N 地積表 (面積測定成果簿) (2) ㉞㉞特定地番 A と特定地番 E 間の昭和 43 年の地積表 (面積測定成果簿)	平成 29 年 7 月 14 日にかかる処分を取り消し、請求者が林文字横浜市長へ継続請求している。貴所属から請求文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	「地積表」という名称の文書は存在しないが、地積が記載された「面積測定成果簿」という文書が調査年度及び町ごとに存在し、これを「地積表」と解釈することができるかと判断した。 旭区白根特定丁目 (調査当時は白根町) の地籍調査を昭和 43 年度に実施しているため、その成果品である面積測定成果簿を地積表として特定し、開示決定した。また、昭和 43 年度以外には旭区白根特定丁目の地籍調査は実施していないため、平成 4 年、平成 10 年及び平成 18 年の面積測定成果簿は存在しない。
12	2359	環境局長 貴所属地籍調査課長は条例第 10 条実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示	29. 9. 1	一部開示	29. 10. 5	平成 29 年 7 月 19 日付開示請求書の起案立案し経伺回議稟議し決裁した文書 (平成 29 年 7 月 19 日付開示請求の伺 (環創地第 290 号))	特定し請求した行政文書を開示せずに、請求外文書を標題にして行った一部開示決定の処分の取り消し、請求通りの文書の開示を求める。



		をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。と規程されているにも関わらず、平成 29 年 7 月 19 日付開示請求書を未処分しているが、開示するにあたり、貴所属が起案立案し経伺回議稟議し決裁した文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。		情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書は、特定の個人から平成 29 年 7 月 19 日付で受けた開示請求に対し、一部開示決定を行った平成 29 年度環創地第 290 号の起案文書。起案用紙、対象行政文書、一部開示決定通知書（施行文案）及び開示請求書（收受文書）で構成されている。 左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。 なお、対象行政文書のほかに平成 29 年 7 月 19 日付開示請求書に対する開示決定等の決裁文書は存在せず、文書の特定も適正に行っている。
13	2369	白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間は私有地であるが、〇〇年〇月〇〇日に登記した。と、横情審（藤原静雄会長）弁明し諮問した。路政課長に確認したところ、道路局長以下路政課 D 課長に至るまで承認済みとなっていた。登記簿と登記した地番部位、年月日の開示。	29. 9. 29	全部開示	29. 11. 27	白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間（昭和 43 年度 国土調査 地籍図 横浜市白根町特定地番 A 周辺）	神奈川県から、道路局が道路として移譲受けし登記した地を、特定し開示請求している。管轄外の環境局が登記について非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間の土地の境界及び地番等を示している地籍図の開示を求めているものと解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
14	2370	地籍調査に保存されている白根地番特定地番 A の境界は構造物にペンキでマーキングされていたとの記録が残っています。との記録されている文書	29. 9. 29	一部開示	29. 11. 27	地籍調査に保存されている白根地番特定地番 A の境界は構造物にペンキでマーキングされていたとの記録が残っています。との記録されている文書（昭和 43 年度 国土調査 調査図 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺）	神奈川県から、道路局が道路として移譲受けし登記した地を、特定し開示請求している。管轄外の環境局が登記について非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。

				情報公開条例第7条 第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。 本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
15	2371	林文字横浜市長所属地籍調査課に保存されている旭区白根地番特定地番Aの境界は構造物にペンキでマーキングされていた。との記録が残っていますと記録されている。と地籍調査課長から文書を頂いた。「記録されている文書の開示」	29. 10. 12	一部開示	29. 11. 27	地籍調査に保存されている白根地番特定地番Aの境界は構造物にペンキでマーキングされていた。との記録が残っていますと記録されている文書（昭和43年度 国土調査 調査図 横浜市旭区白根町特定地番A周辺）	神奈川県から、道路局が道路として移譲受けし登記した地を、特定し開示請求している。管轄外の環境局が登記について非開示決定及び請求外の文書を2部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条 第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。 本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
16	2372	環境創造局長 貴所属は昭和43年9月24日から同44年3月31日までの期間、旭区白根地番特定地番Aと同特定地番Eの間の「官民等境界先行調査後の公図の開示」。同所を国土調査と称し調査したとのことであるが、②国土調査を実施する直前の公図の開示も請求する。③横浜地方務局へ提出するので疑義を招くことの無いよう開示願います。	29. 10. 12	非開示	29. 11. 27	環境創造局長 貴所属は昭和43年9月24日から同44年3月31日までの期間、旭区白根地番特定地番Aと同特定地番Eの間の「官民等境界先行調査後の公図の開示」。同所を国土調査と称し調査したとのことであるが、②国土調査を実施する直前の公図の開示も請求する。③横浜地方務局へ提出するので疑義を招くことの無いよう開示願います。	神奈川県から、道路局が道路として移譲受けし登記した地を、特定し開示請求している。管轄外の環境局が登記について非開示決定及び請求外の文書を2部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。

				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	「官民等境界先行調査後の公図」については、横浜市が管理する道水路等とこれに接する土地との境界を明らかにする図面（道水路等境界調査図）を特定した。道水路等境界調査図は、各区土木事務所又は道路局が行う境界調査に基づき作成されたものであり、環境創造局では境界調査の事務は行っていない。したがって、本件対象行政文書は、環境創造局においては、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。 「国土調査を実施する直前の公図」については、地籍調査を実施するにあたり、土地の境界及び地番等を記載した基礎資料として必要があるため、法務局から取得した公図を特定した。「国土調査を実施する直前の公図」については、永年保存文書の目録を確認したが、該当する文書は存在しなかった。したがって、「国土調査を実施する直前の公図」は廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。
17	2373	①横浜市長所属道路局は、白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間は私有地であるが、同地の所有権移転は（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記にかかる申請書類の原本は横浜地方法務局に提出しています。と横情審（藤原静雄会長）へ諮問していた非事実について、請求者は D 路政課長に「そこではないと思った」と確認したが、道路局長以下路政課 D 課長に至るまで承認済みとある。登記簿と登記した地番部位、年月日の開示。 ②神奈川県から移譲された部位と地番と年月日。③移譲道路が完成し、市土木部長が保土ヶ谷土木事務所長外 8 名を立会に確認した部位と地番と年月日の開示。	29. 10. 12	全部開示	29. 11. 27	白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間（昭和 43 年度 国土調査 地籍図 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺）	神奈川県から、道路局が道路として移譲受けし登記した地を、特定し開示請求している。管轄外の環境局が登記について非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間の土地の境界及び地番等が示されている地籍図の開示を求めているものと解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
18	2374	道路局所属から平成 29 年 6 月 30 日に、請求者の敷地求積図及び敷地査定図により記載	29. 10. 12	一部開示	29. 11. 27	請求者の所有地、白根特定地番 L 道路、土地登記書（昭和 43 年度 国	神奈川県から、道路局が道路として移譲受けし登記した地を、特定し開示請求している。管轄外の環境

		<p>されている「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）」公図を受領し確認した部位が請求者の所有地であり、下水道を横浜市が設置することを条件に、路線該当所有者が土地（道路幅員 4m、距離 87m）を寄付をし、9 号線（白根特定地番 L 道路）が道路として誕生し、横浜市へ移譲後に白根第 164 号線と現在の呼称に変わった部位のみが道路である。横浜市長が公図を開示しているにも関わらず道路と弁明している「土地登記書の開示」</p>		<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>		<p>土調査地籍簿 横浜市旭区白根町特定地番 A、特定地番 L)</p>	<p>局が登記について非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。</p>
						<p>個人の氏名、住所</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。 本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。</p>
19	2383	<p>環境局長 貴所属地籍調査課長は、平成 24 年 12 月に E、F、G 職員を帯同し白根地番特定地番 A、同特定地番 E 間を視察し、国土調査時の境界は工作物にペンキが塗ってあった。と記録がある。E 係長、何故、杭を隠して敷地を取り込んだのか分かりません。又曲っていることについては、工事をした旭土木事務所に確認して下さい。F 職員、杭を抜きましようか。と有り断ったところ、20 分後杭を抜きに来た。其の後、現 H 課長は現況確認後の開示請求に対し、『白根地番特定地番 A の国土調査成果簿。同地番特定地番 L。同特定地番 K 国土調査の成果簿。それぞれ閲覧後必要により写しを希望する』</p>	29. 8. 23	<p>全部開示</p>	29. 12. 11	<p>白根地番特定地番 A の国土調査成果簿、同地番特定地番 L、同特定地番 K（昭和 43 年度 国土調査 面積測定成果簿 横浜市旭区白根町特定地番 A、特定地番 K、特定地番 L)</p>	<p>実施機関（環境局長）は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。</p>
				<p>情報公開条例第 10 条第 1 項</p>		<p>—</p>	<p>白根町特定地番 A、特定地番 K、特定地番 L の土地の面積を一覧表にした面積測定成果簿の開示を求めているものと解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。</p>
20	2384	<p>環境局長 貴所属地籍調査課長は、平成 24 年 12 月に E、F、G 職員を帯同し白根地番特定地番 A、同特定地番 E 間を視察し、国土調査時の境界は工作物にペンキが塗ってあった。と記録がある。E 係長、杭を隠して敷地を取り込んだのか分かりません。又曲っていることについては、工事をした旭土木事務所に確認して下さい。と教示があった。現 H 課長は</p>	29. 8. 23	<p>一部開示</p>	29. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 7 月 24 日直近送付した 3 通の納付書兼領収書（決定通知書）のうち、請求文書の処分決定に立案経伺した裁決文書（平成 29 年 4 月 3 日付開示請求の伺（環創地第 192 号））</li> <li>平成 29 年 7 月 24 日直近送付した 3 通の納付書兼領収書（決定通知</li> </ul>	<p>実施機関（環境局長）は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。</p>

		現況確認後の開示請求に対し、条例 34 条に背き隠蔽を繰り返した上に、600 通余で構成されている成果簿のうちの 3 通のみの納付書兼領収書の送付があったが、開示決定後の期限、第 11 条各項の決定、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に実行するとある。『請求文書の処分決定に立案経伺した裁決文書の閲覧開示。閲覧後必要により写しを希望』				書)のうち、請求文書の処分決定に立案経伺した裁決文書(平成 29 年 6 月 5 日付開示請求の伺(環創地第 153 号)) ・平成 29 年 7 月 24 日直近送付した 3 通の納付書兼領収書(決定通知書)のうち、請求文書の処分決定に立案経伺した裁決文書(平成 29 年 6 月 19 日付開示請求の伺(環創地第 179 号))	
			情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号、印		左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
21	2385	平成 27 年 5 月 19 日 13 時から 19 時まで、旭土木事務所 A 副所長や B 係長、環境局地籍調査課 H 課長、I 係長 13 時から 16 時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。	29. 8. 23	全部開示	29. 12. 11	復元したと言う公図(昭和 43 年度国土調査 地籍図 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺)	実施機関(環境局長)は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。
				情報公開条例第 10 条第 1 項	—		土地の境界及び地番等を示している地籍図の開示を求めているものと解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
22	2386	貴所属では条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。速やかに請求者に決定内容を通知して頂くようお願いします。と市民情報室長名にて指摘されたことがある。「残されている文書には、構造物にペンキが塗ってあったと	29. 8. 23	一部開示	29. 12. 11	「残されている文書には、構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と環境局地籍調査課長が確認した「残されている文書」(昭和 43 年度 国土調査 調査図 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺)	実施機関(環境局長)は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を 2 部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。

		書かれている。」と環境局地籍調査課長が確認した「残されている文書」の写しの請求。		情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
23	2387	環境局長 貴所属から、平成29年4月3日に開示請求がありました行政文書について、郵送による開示を希望されるところですので、と請求していない600通で構成されている成果簿のうちの3通のみの納付書兼領収書の送付が、平成29年7月15日に有ったが、開示決定等の期限、第11条各項の決定、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に実行するとある。①『請求文書の処分決定に際し、立案し経伺し決裁した文書の閲覧開示。閲覧後必要により写しを希望する』。同様に②『白根地番特定地番Aの国土調査成果簿の閲覧。同地番特定地番L。同特定地番K国土調査の成果簿の閲覧。それぞれ閲覧後必要により写しを希望する』③又平成29年4月3日請求者が求めたと言われる開示請求書の閲覧を求める。	29.8.23	一部開示	29.12.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月3日請求文書の処分決定に際し、立案し経伺し決裁した文書（平成29年4月3日付開示請求の伺（環創地第144号）、平成29年4月3日付開示請求の伺（環創地第192号））</li> <li>白根地番特定地番Aの国土調査成果簿、同地番特定地番L、同特定地番K（昭和43年度 国土調査面積測定成果簿 横浜市旭区白根町特定地番A、特定地番K、特定地番L）</li> <li>平成29年4月3日請求者が求めたと言われる開示請求書（平成29年4月3日横浜市旭区政推進課受付開示請求書）</li> </ul>	実施機関（環境局長）は本案件の登記については管轄外である。にも関わらず非開示決定及び請求外の文書を2部づつ標題にして行った一部開示決定及び全部開示決定の処分をしたことに対し取り消しと、請求通りの文書の開示を求めている。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
24	2412	※別紙のとおり。	29.11.30	全部開示	29.12.26	旭区白根特定丁目特定地番Aと特定地番E間に特定地番L、登記した年月日（昭和43年度 国土調査平成6年3月31日第32号 土地	環創地第451号（平成29年11月30日付）文書による処分の取り消しを求める。

						登記済通知書実施区域名 横浜市 旭区白根町)	
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	横浜市旭区白根町の特定期番Lの一部の道路を登記した年月日が分かる文書を求めていると解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
25	2414	環境創造局・昭和 43 年度横浜市旭区白根町 地籍調査の調査図（地籍図 K3-42-3 の作成 過程の詳細文書）	29. 11. 2	一部開示	30. 1. 29	環境創造局・昭和 43 年度横浜市旭 区白根町地籍調査の調査図（地籍 図 K3-42-3 の作成過程の詳細文 書）(昭和 43 年度 国土調査 調査 図 横浜市旭区白根町特定期番 A 周辺)	環創地第 410 号（平成 29 年 11 月 2 日付）文書による処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条 第 2 項第 2 号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
26	2415	環境創造局・国土調査法により現旭区白根特 定丁目特定期番 A を地籍調査したと環創地 第 647 号、現旭区白根特定丁目特定期番 A を した調査範囲の公図及び関係詳細文書の開 示。環境創造局・国土調査法に基づく地籍調 査においては、法務局備付地図から、調査時 にその当時の公図を写した図面から調査図 を作成・保管した。と回答を頂いた。①『作 成し保管した際の公図の開示』。②作成・保管 した調査図を基に調査した。『調査後の公図 の開示』。	29. 11. 2	非開示	30. 2. 2	(1) 環境創造局・国土調査法により 現旭区白根特定丁目特定期番 A を地籍調査したと環創地第 647 号、 現旭区白根特定丁目特定期番 A を した調査範囲の公図及び関係詳細 文書の開示。 (2) 環境創造局・国土調査法に基 づく地籍調査においては、法務局 備付地図から、調査時にその当時 の公図を写した図面から調査図を 作成・保管した。と回答を頂いた。 ①「作成し保管した際の公図の開 示」。 (3) 環境創造局・国土調査法に基	環創地第 411 号（平成 29 年 11 月 2 日付）文書による処分の取り消しを求める。

						づく地籍調査においては、法務局備付地図から、調査時にその当時の公図を写した図面から調査図を作成・保管した。と回答を頂いた。 ②作成・保管した調査図を基に調査した。「調査後の公図の開示」。	
				情報公開条例第10条第2項		—	(1) 及び (2) の文書については、当時、法務局から写した公図は、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。(3) の文書については、国土調査後の公図は、法務局備付地図であり、環境創造局では保有していないため、非開示とした。
27	2416	道路局長 所属から平成 29 年 6 月 30 日に、請求者の敷地求積図及び敷地査定図により記載されている「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)」公図を受領し確認したが請求者の所有地であり、下水道を横浜市が設置することを条件に、路線該当所有者が土地 (道路幅員 4m、距離 87m) を寄付し、9 号線 (白根特定地番 L 道路) が道路として誕生し、横浜市に移譲後に白根第 164 号線と現在の呼称部位のみが道路。と、横浜市長が告示している。所属は道路と弁明しているが「移譲受けした土地を登記した登記文書の開示」	29. 11. 2	一部開示	30. 2. 2	請求者の所有地、白根特定地番 L 道路、土地を登記した登記文書 (昭和 43 年度 国土調査 地籍簿 横浜市旭区白根町特定地番 A、特定地番 L)	環創地第 413 号 (平成 29 年 11 月 2 日付) 文書による処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
28	2417	環境局長 貴所属地籍調査課長は第 10 条実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。と規程されているにも関わらず、平成 29 年 6 月 5 日付開示請求文書を未処分している。本件請求文書開示するにあ	29. 11. 15	一部開示	30. 2. 2	平成 29 年 6 月 5 日付開示請求文書、貴所属が起案し裁決した文書 平成 29 年 6 月 5 日付開示請求の伺 (環創地第 153 号)	環創地第 442 号 (平成 29 年 11 月 15 日付) 文書による処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号、印	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。



		たり、貴所属が起案し裁決した文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。建建道第 826 号（平成 24 年 7 月 6 日付）文書原議の開示請求をする。建建道第 1947 号（平成 22 年 11 月 2 日付）文書原議の開示請求をする。					
29	2418	環境創造局長、昭和 43 年度横浜市旭区白根町地籍調査の調査図（地籍図 K3-42-3 の作成過程の詳細文書）環創地第 647 号関連閲覧、閲覧後、必要により写し希望。	29. 11. 21	一部開示	30. 2. 2	環境創造局長、昭和 43 年度横浜市旭区白根町地籍調査の調査図（地籍図 K3-42-3 の作成過程の詳細文書）環創地第 647 号（平成 25 年 12 月 2 日付開示請求の一部開示及び非開示の伺（環創地第 647 号））	環創地第 445 号（平成 29 年 11 月 2 日付）による決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。本件対象行政文書のほか審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
30	2419	写真は道路局開示。環境局地籍課長H殿、平成 29 年 12 月 11 日不作為の謝罪、遠路ご苦勞様でした。J 建築局長所属からタラタラ経緯記載の文書が届きました。ご安心を、ところで、地方税法第 381 条 7 項により復元の上適正な課税を求めたいので、あと、どの様な資料を提出したらよいか指示、教示願いたい。或は、手続き上該当文書がございましたら開示を希望します。構造物にペンキ・・と記録されている文書も開示願います。（写真省略）	30. 1. 10	全部開示	30. 2. 19	復元、手続き上該当文書（昭和 43 年度 国土調査 地籍図 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺）	環創地第 531 同じく 531 号（平成 30 年 1 月 10 日付）による決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	開示請求書の記載から、白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間の土地の境界及び地番等が示され、また、現地に土地の境界を復元することができる地籍図の開示を求めていると解されるため、本件審査請求文書を特定した。本件審査請求文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

31	2420	同上	30.1.10	一部開示	30.2.19	建造物にペンキ・・・と記録されている文書（昭和43年度 国土調査調査図 横浜市旭区白根町特定地番A周辺）	環創地第531 同じく 531号（平成30年1月10日付）による決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 本件対象行政文書のほかに審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
32	2422	再、H地籍調査課長が平成29年12月11日に不作為の謝罪訪問に来ただけ、との言質。筆界点間の結線錯誤による境界線の修正を地方税法第381条第7項により復元の上、適正な課税を求めたい（第531号の開示決定通知記載文書（1件は請求者の提出文書で毎度30円、50円での開示は詐欺）は趣旨が違い不可）。現認して頂いた部位について、どのような資料を提出したら受け付けて頂けるのか。①「地籍調査以前の登記関係資料」②地籍調査実施当時の調査資料」③「関係土地所有者からの聞き取り調査資料」他に手続き上、必要な申請料金を明示した文書等。適合の文書の写しを開示願います。	30.1.23	非開示	30.2.22	再、H地籍調査課長が平成29年12月11日に不作為の謝罪訪問に来ただけ、との言質。筆界点間の結線錯誤による境界線の修正を地方税法第381条第7項により復元の上、適正な課税を求めたい（第531号の開示決定通知記載文書（1件は請求者の提出文書で毎度30円、50円での開示は詐欺）は趣旨が違い不可）。現認して頂いた部位について、どのような資料を提出したら受け付けて頂けるのか。①「地籍調査以前の登記関係資料」③「関係土地所有者からの聞き取り調査資料」他に手続き上、必要な申請料金を明示した文書等。適合の文書の写しを開示願います。	環創地第552 同じく 552号（平成30年1月23日付）による決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件行政対象文書のうち、①については、環境創造局が昭和43年度の地籍調査に法務局から写した公図及び登記簿は、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。また、③

							については、環境創造局が昭和43年度の地籍調査に関係土地所有者からの聞き取った資料及び資料収集に伴う申請料金を記載した文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
33	2423	同上	30.1.23	一部開示	30.2.22	②地籍調査実施当時の調査資料 (昭和43年度 国土調査 調査図 横浜市旭区白根町特定地番A周 辺)	環創地第552同じく552号(平成30年1月23日付)による決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条 第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書きに該当せず、非開示とした。
34	2444	実施機関が平成30年1月4日付道路第1064号に於いて「市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(住企第370号及び第226号)開示決定しているが、神奈川県から道路移譲された地番特定地番Lの同特定地番H査定杭と同特定地番E境界間の特定地番E地の査定杭。双方の明示されている地籍表及び公図の閲覧開示。閲覧後必要により写しを希望、	30.1.18	全部開示	30.4.23	(1)地番特定地番Lの同特定地番H、地積表(昭和43年度 国土調査 面積測定成果簿 横浜市旭区白根町特定地番H、特定地番L) (2)地番特定地番Lの同特定地番H、公図(昭和43年度 国土調査 地籍図横浜市旭区白根町特定地番H、特定地番L)	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を道路局が適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10 条第1項		—	(1)本件開示請求書の記載内容から、横浜市旭区白根町特定地番H、特定地番Lの土地の面積を一覧表にした面積測定成果簿と解釈して文書を特定し開示した。本件文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。 (2)本件開示請求書の記載内容から、横浜市旭区白根町特定地番H、特定地番Lの土地の境界及び地番等が示され、これに基づいて現地に土地の境界を復元することができる地籍図と解釈して文書を特定し開示した。本件文書以外に審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

35	2445	先日は謝罪訪問、また退職まじかとの事4年間ご苦労様でした。ところで、「残されている文書には、構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と記載された文書を、H地籍調査課長所属から開示して頂いた。其の「構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と開示のあった「構造物にペンキが塗ってあった・・・」と確認された文書の開示。及び②論拠文書の開示。更に③根拠文書の写しの開示。	30.2.26	非開示	30.4.23	昭和43年度 国土調査 横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図作成の国が定めた地籍調査作業規程準則（「構造物にペンキが塗ってあった・・・」と確認された文書の②論拠文書、③根拠文書）	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	現在の国が定めた地籍調査作業規程準則は存在するが、昭和43年度の調査図作成当時の国が定めた地籍調査作業規程準則は、事務処理上不要となったことにより廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
36	2446	先日は謝罪訪問、また退職まじかとの事4年間ご苦労様でした。ところで、「残されている文書には、構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と記載された文書を、H地籍調査課長所属から開示して頂いた。其の「構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と開示のあった「構造物にペンキが塗ってあった・・・」と確認された文書の開示。及び②論拠文書の開示。更に③根拠文書の写しの開示。	30.2.26	一部開示	30.4.23	昭和43年度 国土調査 調査図横浜市旭区白根町特定地番A周辺（「構造物にペンキが塗ってあった・・・」と確認された文書）	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
37	2447	・・・構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と記載された文書を、H地籍調査課長所属から開示して頂いた。其の「構造物にペンキが塗ってあったと書かれている。」と開示のあった「構造物にペンキが塗ってあった・・・」と確認された文書の開示。及び②論拠文書の開示。更に③根拠文書の写しの開示。	30.3.22	一部開示	30.5.16	昭和43年度 国土調査 調査図横浜市旭区白根町特定地番A周辺（「構造物にペンキが塗ってあった・・・」と確認された文書）	本件①②③に対する処分を取り消し、請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
38	2448	同上	30.3.22	非開示	30.5.16	昭和43年度 国土調査 横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図作成の国が定めた地籍調査作業規程準則（「構造物にペンキが塗って	本件①②③に対する処分を取り消し、請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

						あった・・・」と確認された文書の ②論拠文書、③根拠文書)	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	現在の国が定めた地籍調査作業規程準則は存在するが、昭和 43 年度の調査図作成当時の国が定めた地籍調査作業規程準則は、事務処理上不要となったことにより廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
39	2449	①昭和 44 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ②平成 4 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ③平成 6 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ④平成 10 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ⑤平成 17 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ⑥平成 22 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ⑦平成 26 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図	30. 4. 27	非開示	30. 6. 5	①昭和 44 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ②平成 4 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ③平成 6 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ④平成 10 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ⑤平成 17 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ⑥平成 22 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図 ⑦平成 26 年度国土調査錯誤 横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日記載文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	旭区白根町にて国土調査を行ったのは昭和 43 年度であり、請求人の求める各年度に旭区白根町では国土調査を行っていないことから、その錯誤に関する調査図及び公図は存在しない。したがって、本件対象行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
40	2451	実施機関は、「K 地籍調査課長に請求人が頂いた書面に記載されている「当課に保存して	30. 4. 10	一部開示	30. 6. 8	昭和 43 年度 国土調査 調査図横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺	本件に対する処分を取り消し、請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

		<p>いる資料では、当該境界は構造物にペンキでマーキングされていたとの記録が残っています。」と残っている記録文書が未開示である。横浜市の保有する情報の公開に関する条例 10 条では、開示請求があったときは開示・非開示の決定を行うと共に書面により請求者に通知しなければならない旨を規定しているにも関わらず、条例に基づく申請に対して、開示・非開示の決定を怠り、其の請求に対し未だに決定通知を請求者に通知していない。したがって、何らの処分もない「処分の不作為」の未開示がある。「上述した未開示文書の写しの交付」</p>		<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>	<p>(「当課に保存している資料では、当該境界は構造物にペンキでマーキングされていたとの記録が残っています。」と残っている記録文書)</p>	<p>個人の氏名</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。</p>
41	2465	<p>国土調査は昭和 43 年 9 月 24 日境界官民等先行調査実施後、翌 44 年 3 月 31 日まで行われ、杜撰な調査で齟齬が解決しないまま、22 年後の平成 2 年完了したと法務局へ通知していたことが発覚。未だに齟齬の未処理の箇所があるにも関わらず適正にやりましたについて、一先ず、昭和 44 年に国土調査の錯誤部位を是正しているが、①是正直後の白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図、同様②平成 4 年に国土調査の錯誤を是正したが、是正後の白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図。同様③平成 6 年。同④平成 10 年。同⑤平成 17 年。同⑥平成 22 年。同⑦平成 27 年。国土調査の錯誤の是正工事を①～⑦項実施後の白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図。</p>	30. 5. 31	非開示	30. 7. 4	<p>国土調査は昭和 43 年 9 月 24 日境界官民等先行調査実施後、翌 44 年 3 月 31 日まで行われ、杜撰な調査で齟齬が解決しないまま、22 年後の平成 2 年完了したと法務局へ通知していたことが発覚。未だに齟齬の未処理の箇所があるにも関わらず適正にやりましたについて、一先ず、昭和 44 年に国土調査の錯誤部位を是正しているが、①是正直後の白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図、同様②平成 4 年に国土調査の錯誤を是正したが、是正後の白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図。同様③平成 6 年。同④平成 10 年。同⑤平成 17 年。同⑥平成 22 年。同⑦平成 27 年。国土調査の錯誤の是正工事を①～⑦項実施後の白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図。</p>	<p>本件に対する処分を取り消し、請求した国土調査の錯誤に対し行われた工事の成果が記載されている文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。</p>

				情報公開条例第 10 第 2 項		—	旭区白根特定地番A及び隣接地（同町特定地番D、特定地番G、特定地番J、特定地番L）では、昭和43年に国土調査を実施し、平成2年度に法務局に成果物を送付しているが、当該土地の国土調査の成果物の是正は行っていない。したがって、対象行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
42	2473	実施機関（環境局地籍調査課）が現況を確認した上で『当課に保存している資料では、当該境界は構造物にペンキでマーキングされていたとの記録が残っています。』と、記録保管されている文書があると言っている文書の写しの交付。	30.6.26	一部開示	30.9.11	昭和43年度国土調査調査図横浜市旭区白根町特定地番A周辺（「当課に保存している資料では、当該境界は構造物にペンキでマーキングされていたとの記録が残っています。」の記録文書）	異文書開示による一部開示の処分を取り消し、請求したペンキでマーキングされていたとの記録が記された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
43	2474	①平成4年に地番特定地番A宅新築のため境界点（査定点）横のペンキの塗ってあった構造物と評された板塀を壊した。境界点（査定点）を挟んだ向かいの地番特定地番E宅が昭和38年に査定杭より石垣を40センチ人が通れるだけ下げて積んだ。出来た空地は道路では無い。昭和43年度の国土調査で確定している地番特定地番E地の東北、東南、西北、西南の4角の査定杭の開示。②及び地番特定地番H地の査定杭から地番特定地番E地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている杭の位置の開示。	30.10.1	一部開示	30.10.31	昭和43年度国土調査調査図横浜市旭区白根町特定地番A周辺（①昭和43年度の国土調査で確定している地番特定地番E地の東北、東南、西北、西南の4角の査定杭 ②地番特定地番H地の査定杭から地番特定地番E地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている杭の位置）	請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

44	2475	<p>1. 横浜市は昭和 43 年に、現旭区白根地番特定地番L道路の同特定地番H査定杭から 44.06m先の同特定地番E査定杭（同特定地番Eと同特定地番Aとの筆界標杭となっている）間も、国土調査をしているとの開示があったが、白根地番特定地番E境界線境界標杭と同特定地番Aとの筆界標杭となっている境界杭の開示。</p> <p>2. 平成 10 年 7 月 31 日から、筆界である境界線境界杭が無いように見え、①境界標杭が不存の場合の不存理由、根拠、論拠の開示。</p>	30. 8. 30	一部開示	30. 11. 6	昭和 43 年度 国土調査 調査図横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺（「白根地番特定地番 E 境界線境界標杭と同特定地番 A との筆界標杭となっている境界杭」）	案件に対し記載のない請求外文書により一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	左記の情報については、個人に関する情報であつて、開示することにより特定の個人を識別することができることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
45	2480	同上	30. 8. 30	非開示	30. 11. 6	2. 平成 10 年 7 月 31 日から、筆界である境界線境界杭が無いように見え、①境界標杭が不存の場合の不存理由、根拠、論拠の開示。	案件に対し記載のない請求外文書により一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	地籍調査では、土地所有者間で確認した境界を調査し、成果としている。したがって、地籍調査事業に関する事務を所管する地籍調査課では、筆界の調査杭の設置や管理は行っておらず、境界杭の不存の理由についても関知していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
46	2481	<p>① 平成 4 年に地番特定地番 A 宅新築のため境界点（査定点）横のペンキの塗ってあった構造物と評された板塀を壊した。境界点（査定点）を挟んだ向かいの地番特定地番 E 宅が昭和 38 年に査定杭より石垣を 40 センチ人が通れるだけ下げて積んだ。出来た空地は道路では無い。昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 E 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭の開示。②及び地番特定地番 H 地の査定杭から地番特定地番 E 地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されて</p>	30. 7. 20	非開示	30. 12. 18	<p>① 平成 4 年に地番特定地番 A 宅新築のため境界点（査定点）横のペンキの塗ってあった構造物と評された板塀を壊した。境界点（査定点）を挟んだ向かいの地番特定地番 E 宅が昭和 38 年に査定杭より石垣を 40 センチ人が通れるだけ下げて積んだ。出来た空地は道路では無い。昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 E 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定</p>	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。



		いる杭の位置の開示。				杭の開示。②及び地番特定地番H地の査定杭から地番特定地番E地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている杭の位置の開示。	
				情報公開条例第10条第2項		—	地籍調査課では査定(境界調査)を業務としていないことから、査定(境界調査)に関する行政文書は作成しておらず、保有していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
47	2482	①昭和43年度の国土調査で確定している地番特定地番E地の東北、東南、西北、西南の4角の査定杭へ地番特定地番H地の査定杭から地番特定地番E地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている地番特定地番E地の杭の位置を90cm地番特定地番E地内へ移設した工事の名称。②及び工事の理由の開示。	30.7.20	非開示	30.12.18	①昭和43年度の国土調査で確定している地番特定地番E地の東北、東南、西北、西南の4角の査定杭へ地番特定地番H地の査定杭から地番特定地番E地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている地番特定地番E地の杭の位置を90cm地番特定地番E地内へ移設した工事の名称。②及び工事の理由の開示。	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	地籍調査課では査定(境界調査)及び工事に関する業務を行っていないことから、査定(境界調査)及び工事に関する行政文書は作成しておらず、保有していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
48	2483	①旭区白根特定丁目特定地番A地の「昭和	30.7.20	全部開示	30.12.18	昭和43年度 国土調査 地籍図	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示

		43年度の国土調査終了時の公図の開示。②同所についてK3 査定杭と新設したK4 杭の種類、名称と、設置理由と年月日の開示の開示。③同旭区白根特定丁目特定地番DのK4 査定杭との公図上の位置を明示した文書の開示。④K5 杭の設置理由の開示。⑤公図上のK5 新杭の位置を明示した文書の開示。		情報公開条例第 10 条第 1 項		区白根特定地番A周辺 (①旭区白根特定丁目特定地番A地の「昭和 43 年度の国土調査終了時の公図の開示。)	決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。
						—	開示請求書の記載から、昭和 43 年度に地籍調査を行い作成した旭区白根特定丁目特定地番A周辺の地籍図と解釈して文書を特定した。このほかに審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
49	2484	同上	30. 7. 20	非開示	30. 12. 18	②同所についてK3 査定杭と新設したK4 杭の種類、名称と、設置理由と年月日の開示の開示。③同旭区白根特定丁目特定地番DのK4 査定杭との公図上の位置を明示した文書の開示。④K5 杭の設置理由の開示。⑤公図上のK5 新杭の位置を明示した文書の開示。	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	地籍調査課では査定（境界調査）を業務としていないことから、査定（境界調査）に関する行政文書は作成しておらず、保有していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
50	2485	国土調査錯誤のため昭和 44 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図 国土調査錯誤のため、平成 4 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及	30. 7. 20	非開示	30. 12. 18	国土調査錯誤のため昭和 44 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図 国土調査錯誤のため、平成 4 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。

		<p>び公図、</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 6 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 10 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 17 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 22 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 27 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p>				<p>A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 6 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 10 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 17 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 22 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>国土調査錯誤のため、平成 27 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p>	
			情報公開条例第 10 条第 2 項		—	<p>旭区白根町特定地番 A 周辺では昭和 43 年度に地籍調査を実施しているが、それ以外の年には地籍調査を実施していない。また、本件土地にかかる調査結果の是正も行っていない。したがって、本件対象行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。</p> <p>なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。</p>	
51	2486	<p>①昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 E 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭のうち、地番特定地番 E 地の西北の査定杭から地番特定地番 A 地の西南の査定杭に接続されている査定杭から、地番特定地番 A 地の西南杭が 90 cm 下げられた理由の開示。②又工事の名称と工事年月日の開示。</p>	30. 7. 20	非開示	30. 12. 18	<p>①昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 E 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭のうち、地番特定地番 E 地の西北の査定杭から地番特定地番 A 地の西南の査定杭に接続されている査定杭から、地番特定地番 A 地の西南杭が 90 cm 下げられた理由の開示。</p>	<p>請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。</p>

						②又工事の名称と工事年月日の開示。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	地籍調査課では査定（境界調査）を業務としていないことから、査定（境界調査）に関する行政文書は作成しておらず、保有していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
52	2487	① 昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 E 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭。其のうちの東北から西北境界間にある昭和 43 年度の国土調査で確定している査定杭に、昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 F 地の査定杭が、地番特定地番 E 地に接続された査定杭がある。此の査定杭から地番特定地番 A 地の昭和 43 年度の国土調査で確定している東南杭が 90 cm 下げられた理由の開示。②又工事の名称と工事年月日の開示。	30. 7. 20	非開示	30. 12. 18	① 昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 E 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭。其のうちの東北から西北境界間にある昭和 43 年度の国土調査で確定している査定杭に、昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 F 地の査定杭が、地番特定地番 E 地に接続された査定杭がある。此の査定杭から地番特定地番 A 地の昭和 43 年度の国土調査で確定している東南杭が 90 cm 下げられた理由の開示。②又工事の名称と工事年月日の開示。	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	地籍調査課では査定（境界調査）を業務としていないことから、査定（境界調査）に関する行政文書は作成しておらず、保有していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
53	2491	① 昭和 43 年度の国土調査で確定している	30. 7. 20	非開示	30. 12. 18	① 昭和 43 年度の国土調査で確定	請求していない地籍調査課が開示決定及び非開示

		地番特定地番K地の東北、東南、西北、西南の4角の査定杭。其のうちの、市が移譲された道路地番特定地番L地に接する昭和43年度の国土調査で確定している西南の査定杭の位置の開示。②同様地番特定地番A地の東南の昭和43年度の国土調査で確定している査定杭に接続されている地番特定地番K地の査定杭の位置の開示。③地番特定地番A地の東南杭が90cm下げられた理由の開示。②又工事の名称と工事年月日の開示。				している地番特定地番K地の東北、東南、西北、西南の4角の査定杭。其のうちの、市が移譲された道路地番特定地番L地に接する昭和43年度の国土調査で確定している西南の査定杭の位置の開示。②同様地番特定地番A地の東南の昭和43年度の国土調査で確定している査定杭に接続されている地番特定地番K地の査定杭の位置の開示。③地番特定地番A地の東南杭が90cm下げられた理由の開示。②又工事の名称と工事年月日の開示。	決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を所管している道路局から請求文書が開示されるよう求める。
			情報公開条例第10条第2項		—		地籍調査課では査定(境界調査)を業務としていないことから、査定(境界調査)に関する行政文書は作成しておらず、保有していない。したがって、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、開示請求時に審査請求人に確認したところ、地籍調査課の保有する本件開示請求に係る文書の開示を求める旨の希望があった。
54	2494	1.平成10年7月31日から、筆界である境界線境界標杭が国土調査の成果通りだと無くなり、境界線境界標杭筆界杭が設置されていたところを起点に、両側に90cm、90cmの境界線が2線になった。国土調査完了後の測量図に記載のない理由及び論拠の開示。2.神奈川県が横浜市に道路移譲する際の昭和39年12月24日までに行われた官民境界先行調査した際の協議書の開示。3.官民境界先行調査した際に神奈川県から手交された資料、県営住宅敷地現形図2の開示。4.上記2項時の調査結果を記入・記載した県営住宅	30.8.30	非開示	30.12.27	1.平成10年7月31日から、筆界である境界線境界標杭が国土調査の成果通りだと無くなり、境界線境界標杭筆界杭が設置されていたところを起点に、両側に90cm、90cmの境界線が2線になった。国土調査完了後の測量図に記載のない理由及び論拠の開示。2.神奈川県が横浜市に道路移譲する際の昭和39年12月24日までに行われた官民境界先行調査した際の協議書の開示。3.官民境界先行調査した	請求した文書2件中1件に対し、虚言の根拠規定を適用し、非開示決定した本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、何らの処分もない「処分の不作為」になっている他の案件1件についても文書を特定し開示されるよう求める。

		敷地現形図 2 の開示。				際に神奈川県から手交された資料、県営住宅敷地現形図 2 の開示。 4. 上記 2 項時の調査結果を記入・記載した県営住宅敷地現形図 2 の開示。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	1 については、国土調査完了後の地積測量については地籍調査課では行っていないため、当該請求に係る行政文書は作成してらず、保有していない。 また、2 から 4 については、神奈川県から横浜市に地番特定地番 L 道路が移譲された際に市が行った確認と、都市部官民境界先行調査とは別の行為であり、地籍調査課は道路の移譲には関与せず、当該請求にかかる行政文書は作成しておらず、保有していない。 以上のことから、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
55	2521	地籍調査課、昭和 43 年度、国土調査の旭区白根特定丁目特定地番 A 地及び周辺の『実測図』の開示。と昭和 43 年度、国土調査の旭区白根特定丁目特定地番 H から地番特定地番 E 地の  地籍。神奈川県が地番特定地番 L 道路が完成した際に、県と道路局、現環境創造局、地籍調査課が官地と民地の境界確認を、①横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図と②横浜市特定県営住宅敷地現形図及び、③横浜市特定県営住宅敷地求積図と④横浜市特定県営住宅敷地査定図を一式とする調査資料の中の、「②横浜市特定県営住宅敷地現形図」により境界確認しているが、境界線が記載される前のア「②横浜市特定県営住宅	30.10.31	非開示	31.1.15	地籍調査課、昭和 43 年度、国土調査の旭区白根特定丁目特定地番 A 地及び周辺の『実測図』の開示。と昭和 43 年度、国土調査の旭区白根特定丁目特定地番 H から地番特定地番 E 地の  地籍。神奈川県が地番特定地番 L 道路が完成した際に、県と道路局、現環境創造局、地籍調査課が官地と民地の境界確認を、①横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図と②横浜市特定県営住宅敷地現形図及び、③横浜市特定県営住宅敷地求積図と④横浜市特定県営住宅敷地査定図を一式とす	非開示決定した本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で開示されるよう求める。

		敷地現形図」の開示。イ地籍調査課が境界確認後に境界線が記入された②横浜市特定県営住宅敷地現形図の開示				る調査資料の中の、「②横浜市特定県営住宅敷地現形図」により境界確認しているが、境界線が記載される前のア「②横浜市特定県営住宅敷地現形図」の開示。イ地籍調査課が境界確認後に境界線が記入された②横浜市特定県営住宅敷地現形図の開示	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	昭和 43 年度に行われた旭区白根特定丁目特定地番 A 及び周辺の地籍調査において、実測図は作成しておらず、保有していないため非開示とした。 地籍調査課において「横浜市特定県営住宅敷地現形図」という名称の行政文書は作成・取得しておらず、保有していないため非開示としました。
56	2522	地籍調査課 地籍特定地番 A 地の成果簿作成するにあたり 4 ずみの測量値及び其の公図の開示	30. 11. 28	全部開示	31. 3. 12	昭和 43 年度国土調査地籍図 旭区白根町特定地番 A 周辺（地籍特定地番 A 地の公図の開示）	処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	対象行政文書は、昭和 43 年度に地籍調査を行い作成した旭区白根町特定地番 A 周辺の地籍図と解釈した。
57	2450	地籍調査課 地籍特定地番 A 地の成果簿作成するにあたり 4 ずみの測量値及び其の公図の開示	30. 11. 28	一部開示	31. 3. 12	昭和 43 年度国土調査座標測定手簿 旭区白根町特定地番 A（地籍特定地番 A 地の成果簿作成するにあたり 4 ずみの測量値）	処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(別紙)

24	2412	<p>旭土木事務所長は、『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、内容がばうだいで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いことと裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします。』と、対話をしたにも関わらず、約束を反故にしている上に、請求者の開示請求に対し平成30年11月22日まで延長と、非開示文書と一緒に1カ年以上の遅延通知書の送付が続くので開示請求す。</p> <p>1 平成26年12月9日付の旭土第3591号、建築道路課から平成22年9月2日付で、旭区白根地番特定地番Aと地番特定地番E間は建築基準法の道路か否か。弁護士法第23条の2第2項により照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ている。『弁護士法第23条の2第2項文書一式の開示』</p> <p>2 弁護士法第23条の2第2項によるとのことであるから、旭土木事務所が横浜弁護士会長へ回答された回答文書の写しの交付</p> <p>3 上記2項の回答書中で、旭土木事務所が「昭和40年6月5日以降については否認する。」と平成22年9月27日付で「否認」したが、無い道路が何処に存在するのか。公図、論拠、根拠文書の開示。</p> <p>4 旭土木事務所が上記2項書中で旭区白根特定丁目特定地番Aと特定地番E間に特定地番Lの一部という道路が存在するとのことであるが、場所の位置、登記した年月日及び公図の開示。</p> <p>5 旭土木事務所は、神奈川県から購入した旭区白根特定丁目地番特定地番Aと地番特定地番E間にある私有地は「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている。」と回答した文書。</p> <p>6 旭土木事務所が訴訟に対し、「昭和48年直後に解放された。」と回答した回答書。</p> <p>7 旭区白根特定丁目地番特定地番Aの所有者から道路だと承諾書を頂いているという。承諾書の開示。</p> <p>8 旭土木事務所が、「既に昭和48年道路として供用を開始している。」と回答した供用土地を明示した文書及び公図。</p> <p>9 横浜市旭区白根特定丁目特定地番A号の所有者から18番杭及び19番杭までが道路だと承諾書を頂いている。と回答した。①回答書と道路として表示された図に署名押印した承諾書の開示。</p> <p>10 旭土木事務所は、地番特定地番A所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾している。と回答した。①18杭及び19番杭は、地番特定地番Aの所有地ではないにも関わらず、承諾したように回答し、平成22年7月22日、請求者に承諾を求めた「立会通知書」と②同時に求めた「承諾書」の開示。</p> <p>11 横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と捏造し回答した。回答書の閲覧。</p> <p>12 旭土木事務所が、昭和48年直後の道路位置を明示した文書。</p>
----	------	---



別表 1 (4) 所管課：建築局情報相談課(請求No.58 から 61 まで)、建築局建築指導課(請求No.62 から 92 まで)

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
58	2508	※別紙のとおり。	30. 12. 17	非開示	31. 3. 8	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	処分を取り消すとの裁決を求める。本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 5 条第 3 項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第 3 項に基づき非開示とした。
59	2509	※別紙のとおり。	30. 12. 25	非開示	31. 3. 8	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	処分を取り消すとの裁決を求める。本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 5 条第 3 項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第 3 項に基づき非開示とした。
60	2523	情報相談課 建情第 1184 号・平成 30 年 10 月 5 日付関連 実施機関は「平成 20 年 10 月 21	30. 11. 28	非開示	31. 3. 15	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	処分を取り消すとの裁決を求める。本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

		日に調査し写真も写したとの文書」を一度も開示したことが無いにも関わらず、『当該文書は過去に開示請求人に対して一部開示決定を行っており、・・・』との虚言がある。旭土木事務所L職員が平成20年10月10日の持ち込んだ写真絵は被写体が違うから判るので、平成20年10月21日に写したなどと虚偽開示をしない様に願います。実施機関が写し1度開示したという「平成20年10月21日に写した写真の開示。」		情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
61	2524	情報相談課 建情第1184号・平成30年10月5日付関連 ①「建築相談票（平成18年8月23日）」文書は、既に一部開示したもので②、③、④項文書の開示まで保管中の文書。納付書に郵送料とコピーした文書枚数分を含め記載して送付されるよう督促する。構成されている②、③、④項についても速やかに開示されるよう求める。	30.11.28	非開示	31.3.15	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	処分を取り消すとの裁決を求める。本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
62	2452	M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年11月6日（木）午前10時に中区山下町193-1シェルビル5F横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長席前卓子に呼出し、違反条項の建築基準法第6,20,44条が記載されていると出されたB4用紙大1枚と、前所有者の建築計画概要書1枚と案内図と配置図が記載された1枚の計3枚を出し他にはないと隠蔽された①相談課から受領した文書の枚数。	30.7.10	非開示	30.9.5	M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年11月6日（木）午前10時に中区山下町193-1シェルビル5F横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長席前卓子に呼出し、違反条項の建築基準法第6,20,44条が記載されていると出されたB4用紙大1枚と、前所有者の建築計画概要書	非開示決定の処分を取り消し、請求文書を特定し、其の文書の開示を求める。

		②建築企画課長Nが係長の時に金融公庫による新築を担当したNに確認させた金融公庫文書の還付」 Mに限る。敬称略				1枚と案内図と配置図が記載された1枚の計3枚を出し他にはないと隠蔽された①相談課から受領した文書の枚数。②建築企画課長Nが係長の時に金融公庫による新築を担当したNに確認させた金融公庫文書の還付」 Mに限る。敬称略のうち①相談課から受領した文書の枚数。を除く部分	
				情報公開条例第10条第2項		—	「住宅金融公庫へ合格と通知した際の文書」は、仮に作成していたとすると、確認申請に係る書類として横浜市文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表に当たる平成4年当時の行政文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」または「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当すると考えられる。しかし、仮に作成をしていたとしても保存期間の経過により廃棄済みであり、当該開示請求書に係る文書は保有していないため非開示とした。
63	2453	M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年10月22日、同局相談課Oから調査した資料だと検査係Pが受領し、平成20年10月23日付起案した文書に対し検査係長として承認済の裁決をし、平成20年10月24日付「違反建築物に対する是正勧告及び呼び出し通知書」を配達証明郵便にて、本件請求者に送付させた。①相談課O手交文書の枚数 ②Pが起案した伺い文書まち建審第398号承認済時の文書枚数。③配達証明郵便差出番号。Mに限る。敬称略	30.7.10	非開示	30.9.5	M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年10月22日、同局相談課Oから調査した資料だと検査係Pが受領し、平成20年10月23日付起案した文書に対し検査係長として承認済の裁決をし、平成20年10月24日付「違反建築物に対する是正勧告及び呼び出し通知書」を配達証明郵便にて、本件請求者に送付させた。①相談課O手交文書の枚数②Pが起案した伺い文書まち建審第398号承認済時の文	非開示決定の処分を取り消し、請求文書を特定し、其の文書の開示を求める。

						書枚数。③配達証明郵便差出番号。Mに限る。敬称略のうち①相談課 ○手交文書の枚数②Pが起案した 伺い文書まち建審第 398 号承認済 時の文書枚数。を除く部分	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	配達証明郵便差出番号は郵便局で作成するものであり、その通知書については執務室、書庫及びマイクロ保管庫の建築指導課所管の保存文書を探しましたが存在が確認できなかったため、非開示とした。
64	2454	J 建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について① 白根特定地番 A 地が、「建築基準法第 42 条 2 項道路・・・そうでない時期」があつてから再指定されたのは何年何月何日か。②地番特定地番 A 宅地南側は建築基準法第 42 条 2 項道路が、イ、何処にあつて、平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなったと云われる「場所及び範囲」の開示。	30. 7. 27	一部開示	30. 9. 7	道路審議票白根○丁目 91	年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条 第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア		ア 個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番、個人が推測される 情報 イ 建築士印の印影	個人の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。 土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。
65	2455	J 建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について① 地番特定地番 A 宅地南側とはどのような立地に対し南側	30. 7. 27	一部開示	30. 9. 7	道路審議票白根○丁目 91	年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。

		<p>なのか。「南側部位」の開示を求める。昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だったが、途中、そうでない時期もあったとあるが、イ. そうでない時期とは、何年何月何日から何年までだったのか。「期間の年月日」の開示を求める。ロ. 白根特定地番 A 地が、「・・・そうでない時期があつてから再指定されたのは何年何月何日か。開示を求める。</p>		<p>情報公開条例第 7 条 第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア</p>		<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報 イ 建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。 土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p>
66	2456	<p>」建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者に返書があつた件について昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だ。と断言していることについて、①2 項道路は何処に存在するのか。「位置及び範囲」の開示。②2 項道路は無いが、請求者（白根特定地番 A）土地が該当すると云われる「範囲」の開示を求める。</p>	30. 7. 27	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第 7 条 第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア</p>	30. 9. 7	<p>道路審議票白根○丁目 91</p> <p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報 イ 建築士印の印影</p>	<p>年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。 土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体</p>

							を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。
67	2457	※別紙のとおり。	30. 8. 6	一部開示	30. 9. 7	道路審議票白根○丁目 91	年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア		ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報 イ 建築士印の印影	個人の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。 土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。
68	2458	J 建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について ① 白根特定地番A地が、「建築基準法第 42 条 2 項道路・・・そうでない時期」があつてから再指定されたのは何年何月何日か。②地番特定地番A宅地南側は建築基準法第 42 条 2 項道路が、イ、何処にあつて、平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなったと云われる「場所及び範囲」の開示。	30. 7. 27	一部開示	30. 9. 7	平成 21 年度まち建道第 653 号	請求内容外の偽造文書を開示した。本件に対する処分を取り消し、年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア ウ 第6号ア		ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容、土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。 個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧

							<p>可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分をうけた特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため非開示とした。</p>
69	2459	<p>J 建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について</p> <p>① 白根特定地番 A 宅地南側とはどのような立地に対し南側なのか。「南側部位」の開示を求める。昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だったが、途中で、そうでない時期もあったとあるが、イ. そうでない時期とは、何年何月何日から何年までだったのか。</p> <p>「期間の年月日」の開示を求める。ロ. 白根特定地番 A 地が、「・・そうでない時期があつてから再指定されたのは何年何月何日か。開示を求める。</p>	30. 7. 27	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p> <p>ウ 第 6 号ア</p>	30. 9. 7	<p>平成 21 年度まち建道第 653 号</p> <p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容、土地の地番</p> <p>イ 建築士印の印影</p> <p>ウ 課税台帳情報</p>	<p>請求内容外の偽造文書を開示した。年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。</p> <p>個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分をうけた特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能</p>

							<p>であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため非開示とした。</p>
70	2460	※別紙のとおり。	30. 8. 6	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条 第2項 ア 第2号 イ 第3号ア ウ 第6号ア</p>	30. 9. 7	<p>平成 21 年度まち建道第 653 号</p> <p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容、土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>請求内容外の偽造文書を開示した。年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。</p> <p>個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分をうけた特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及</p>



							<p>び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため非開示とした。</p>
71	2461	<p>J 建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について</p> <p>地番特定地番 A 宅地南側は建築基準法第 42 条 2 項道路と再指定されたとのことであるが、2 項道路が何処にあつて、平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなったと建建道第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付にて開示された「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91（平成 4 年度）」行政文書の紙文書及び 1 枚目から 11 枚目について写しの交付。及び②B5 用紙第にて作成されている原本の写しの開示。建建道第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付で開示された文書に限る</p>	30. 7. 27	一部開示	30. 9. 7	平成 23 年度建建道第 2929 号	請求内容外の偽造文書を開示した。年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p> <p>ウ 第 4 号</p>		<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）</p> <p>イ 建築士印の印影</p> <p>ウ 弁護士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>事件番号、照会先、文書番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、設計図書を発行するに当たつて、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなどとして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから非開示とした。</p>

72	2462	※別紙のとおり。	30. 8. 6	一部開示	30. 9. 7	平成 23 年度建建道第 2929 号	請求内容外の偽造文書を開示した。年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p> <p>ウ 第 4 号</p>		<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）</p> <p>イ 建築士印の印影</p> <p>ウ 弁護士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>事件番号、照会先、文書番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、設計図書を発行するに当たって、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなどとして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから非開示とした。</p>
73	2463	<p>J 建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について</p> <p>平成 29 年 7 月 20 日付建建指第 709 号にて、J 殿は、①平成 23 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91」と開示したので偽造したと指摘した。其の指摘に対し、平成 24 年建建道第 826 号のうちの道路審議票</p>	30. 7. 27	一部開示	30. 9. 7	平成 24 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91	請求内容外の偽造文書を開示した。年月日や位置及び写真を写した等の調査に基づいた文書が有るなら、適切に特定し請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p>		<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報</p> <p>イ 建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>記載されている土地の地番及び個人が推測される</p>

		白根〇丁目 91」と再偽造して開示した。双方の指摘した文書の開示。				情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。	
74	2471	①旭区白根特定丁目地番特定地番Aに対し平成 20 年 10 月 21 日に、調査をしたと言う事実はなく、訴訟の場においても提出を求められたが、次回に提出します。と提出されず、全く開示されたことがない。実施機関が平成 20 年 10 月 21 日に調査したと言われる文書。平成 20 年 10 月 21 日に写したと言われる写真の開示。平成 20 年 10 月 21 日に紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。②旭区白根特定丁目地番特定地番Aが何に違反すると虚言を言われている。当該文書の開示を求める。	30. 9. 5	一部開示	30. 10. 25	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成 20 年度まち建審第 398 号）	請求外文書にて一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
75	2472	情報相談課が未開示にしている平成 20 年 10 月 21 日に現場を確認したという写真（のちに写真絵となった）と公文書を平成 20 年 10 月 22 日 1 時 20 分に審査課へ引き継いだとの引き継ぎ文書名を双方の職員から聴取してあるが、「審査課は引継いだ文書を、P が 10 月 23 日に起案し、供覧（M、Q、N 外）し、10 月 24 日に決裁し、平成 20 年 10 月 24 日付	30. 8. 30	一部開示	30. 10. 25	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成 20 年度まち建審第 398 号）	請求外文書にて一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

		にて「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を発出し平成 20 年 10 月 25 日に請求人に受領させた「審査課に引継がせ決裁させた文書の開示」				番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	
76	2479	※別紙のとおり	30. 8. 30	一部開示	30. 12. 7	(1) 道路審議票白根〇丁目 91 (2) 平成23年度建建道第2929号 (3) 平成21年度まち建道第653号	請求文書 1 件に対し請求外文書を 3 件にした上で一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				(1) 情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号ア (2) 情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号ア及び第 4 号 (3) 情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号ア及び第 6 号ア		(1) 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報及び建築士印の印影 (2) 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）、建築士印の印影及び弁護士印の印影 (3) 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容、土地の地番、建築士印の印影及び課税台帳情報	(1) 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、これを開示すると、不正に利用して設計図書を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、非開示とした。 (2) 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 事件番号、照会先、文書番号及び建築計画概要書については、土地登記簿等の情報等と照合することによって、事件関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、土地登記簿等の情報等と照合することによって、土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であ

						<p>り、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、これを開示すると、不正に利用して設計図書を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした</p> <p>弁護士の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当し、非開示とした。</p> <p>(3) 個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。</p> <p>個人を特定する記載内容については、土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また、土地の地番については、土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、これを開</p>
--	--	--	--	--	--	---

							示すると、不正に利用して設計図書を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。
77	2488	N横浜市建築局建築指導部部长(平成27年4月16日付建建道路第66号)からの返書には、「他の部署に資料を送付した件について・・・」と送付したことを謳われたにも関わらず、①平成29年11月2日、7日付文書では、作成していないと根拠適用理由欄に記載した。①請求者の個人情報無修正で送付した90通の閲覧。②横浜市長所属は裁判の冒頭陳述で、横浜弁護士会からの依頼だと証言した際の文書の閲覧。③横浜弁護士会長の弁護士法第23条の2の第2項によるものから拒否出来なかったと裁決された。横浜弁護士会長の依頼文書の閲覧。①②③項とも閲覧後、必要により写し希望)	30.8.23	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号	30.12.19	平成22年建建道第1569号 ア 個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報(公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番) イ 弁護士印の印影	請求外文書を標題に一部開示決定をした本件処分を取り消し、請求に係る各行政文書を適切に特定した上で、其の請求文書の開示を求める。 左記ア(個人が推測される情報を除く。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 また、左記ア(個人が推測される情報に限る。)については、土地登記簿等の情報等と照合することによって、事件関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、本号に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。 左記イについては、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
78	2489	同上	30.8.23	非開示	30.12.19	N横浜市建築局建築指導部部长(平成27年4月16日付建建道路第66号)からの返書には、「他の部署に資料を送付した件について・・・」	本件処分を取り消し、請求に係る各行政文書を適切に特定した上で、其の請求文書の開示を求める。

						と送付したことを謳われたにも関わらず、①平成29年11月2日、7日付文書では、作成していないと根拠適用理由欄に記載した。①請求者の個人情報を無修正で送付した90通の閲覧。②横浜市長所属は裁判の冒頭陳述で、横浜弁護士会からの依頼だと証言した際の文書の閲覧。③横浜弁護士会長からの弁護士法第23条の2の第2項よるものだから拒否出来なかったと裁決された。横浜弁護士会長からの依頼文書の閲覧」。①②③項とも閲覧後、必要により写し希望) (うち「①請求者の個人情報を無修正で送付した90通の閲覧。」については一部開示決定しているので除く。)	
				情報公開条例第10条第2項	—	②については、横浜弁護士会長からの照会文書は保有していないため、非開示とした。 ③については、横浜弁護士会長からの照会文書は保有していないため、非開示とした。	
79	2490	※別紙のとおり。	(1) 30.10.3 (2) 30.10.5	一部開示	30.12.21	(1) 道路審議票白根○丁目91 (2) 違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号) ⑤本書請求者に是正指導するなど、平成20年10月24日にPが起案し、M承認済、Q承認済になっている文書は、平成28年12月14日、17時15分が過ぎ開示されたが支払いできずに相談課、審査課両実施機関により保管となった。「其の保管文書の開	請求外文書を標題にした上で、一部開示決定をした本件処分を取り消し、請求文書内容に適った文書を適切に特定した上で開示を求める。

						示』。 ⑩・⑤項について『P起案、M承認済、Q承認済にて決裁した決裁文書』の開示。	
				ア 情報公開条例第7条第2項第2号及び第3号ア イ 情報公開条例第7条第2項第2号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人が推測される情報及び建築士印の印影 イ 個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	ア 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本文ただし書に該当せず、非開示とした。 土地の地番及び個人が推測される情報については、土地登記簿等の情報と照合することによって、土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本文ただし書に該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、これを開示すると、不正に利用して設計図書を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 イ 左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
80	2492	※別紙のとおり。	30. 11. 13	非開示	31. 1. 9	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	非開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求案件に係る各行政文書を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。



				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
81	2506	※別紙のとおり。	30.12.27	非開示	31.2.25	—	処分を取り消すとの裁決を求める。本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
82	2510	①請求行政文書名「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目91」と紙文書に記載されている行政文書の開示に限る」	H30.12.10	非開示	H31.3.11	—	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。

83	2511	②請求行政文書名「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91」と紙文書に記載されている行政文書の開示に限る」	H30.12.10	非開示	H31.3.11	②請求行政文書名「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91」と紙文書に記載されている行政文書の開示に限る」	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
84	2512	③請求行政文書名「建築局建築道路課の保有する道路審議票について旭区白根特定丁目91」と紙文書に記載されている行政文書の開示に限る」	H30.12.10	非開示	H31.3.11	③請求行政文書名「建築局建築道路課の保有する道路審議票について旭区白根特定丁目91」と紙文書に記載されている行政文書の開示に限る」	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
85	2513	④請求行政文書名「道路審議票旭90」B5版文書の原議写しの開示。	H30.12.10	非開示	H31.3.11	④請求行政文書名「道路審議票旭90」B5版文書の原議写しの開示。	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘

							案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
86	2514	⑤請求行政文書名「道路審議票旭91」B5版文書の原議写しの開示。	H30.12.10	非開示	H31.3.11	⑤請求行政文書名「道路審議票旭91」B5版文書の原議写しの開示。	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項			—
87	2515	⑥請求行政文書名「道路審議票白根旭91」文書をA4版に変えた文書の原議写しの開示。	H30.12.10	非開示	H31.3.11	⑥請求行政文書名「道路審議票白根旭91」文書をA4版に変えた文書の原議写しの開示。	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項			—
88	2516	⑦請求行政文書名「道路審議票白根0丁目91」文書の判定欄に記載されている道路と記載されているのを二本線で消し、2項セットバ	H30.12.10	非開示	H31.3.11	⑦請求行政文書名「道路審議票白根0丁目91」文書の判定欄に記載されている道路と記載されている	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

		ックの指導と記載する前の文書写しの開示。				のを二本線で消し、2項セットバックの指導と記載する前の文書写しの開示。	
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
89	2517	⑧請求行政文書名「道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」B5版の原議写しの開示	H30.12.10	非開示	H31.3.11	⑧請求行政文書名「道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」B5版の原議写しの開示	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
90	2518	⑨請求行政文書名「平成4年度道路審議票白根0丁目91」A4判文書の原議写しの開示	H30.12.10	非開示	H31.3.11	⑨請求行政文書名「平成4年度道路審議票白根0丁目91」A4判文書の原議写しの開示	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、

							条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
91	2519	⑩請求行政文書名「道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」A4版の原議写しの開示	H30.12.10	非開示	H31.3.11	⑩請求行政文書名「道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」A4版の原議写しの開示	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
92	2520	※別紙のとおり。	H30.12.25	非開示	H31.3.11	※開示請求書記載の行政文書と同じ。	記載の処分を取り消すとの裁決を求める。 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件請求を含む一連の開示請求は、審査請求人の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせ、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。

58	2508	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根特定丁目特定地番Aに関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にPに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷をした後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日））に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1363号（平成28年12月7日。答申第1363号及び答申第1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「・・・念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則第10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書」に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが、審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記載は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。」⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示」。⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、……。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、……。1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、……。保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真データの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。⑲「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、</p>
----	------	---

		<p>分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧』⑳「審査請求人が求める「条例に適用しているという根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要となった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時と引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』㉒「諮問第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」したと言われる写真写しに開示」㉔弁明書（建建情第230号）1及び2(2)項関連 紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした』と回答書の開示」。㉕『諮問第1414号「実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の・・・現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙は印刷したものでよい。の写しの開示」1旭区白根特定丁目特定地番Aに関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日に審査課P（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Oから審査課Pが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。</p>
59	2509	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 違反対策課R課長による建築局、道路局、環境局合同の開示の席で、情報課S・Tが建築道路課において謝罪した際に提出した調査をしていないからと閲覧の有った「非開示通知書の開示」を求める。情報課。</li> <li>2 実施機関（建築局建築情報課）が、平成20年10月21日に調査をし、写したと弁明している下記①②について ①旭区白根特定丁目特定地番Aに関する該当箇所の文書一切。②上記文書に付随して同諸島を撮影した写真一切。</li> <li>3 ②情報課が、平成20年10月22日14時ころ審査課に手交した、紙に印刷した写真絵の開示。</li> <li>4 ④情報課が、20.10.21と印字の無かった紙に印刷した写真絵の枠外に20.10.21と印字し直した紙に印刷した写真絵の開示。</li> <li>5 ⑤情報課が、20.10.21と印字する前と印字後、紙に印刷した写真絵双方の開示。</li> <li>6 ③情報課が開示を請求され、情報課は審査課に渡したから、紙に印刷した写真絵は無いと言い、U課長が、V道路課長の立会の元、審査課から借りてきたと開示した紙に印刷した写真絵の開示。</li> <li>7 ①旭土木事務所所属Lが平成20年10月10日の電柱移設工事が8時15分に中止になった。直後の平成20年10月10日午前9時20分に、情報課に持ち込んだ紙に印刷した写真絵の開示。（旭土木事務所所属Lが持ち込んだ紙に印刷した写真絵の写真は、旭土木事務所が既にCDにて開示をしている。）</li> <li>8 ①旭区白根特定丁目地番特定地番Aに対し平成20年10月21日に、調査をしたと言う事実はなく、訴訟の場においても提出を求められたが、次回に提出します。と提出されず、全く開示されることがない。実施機関が平成20年10月21日に調査したと言われる文書。平成20年10月21日に写したと言われる写真の開示。平成20年10月21日と紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。②旭区白根特定丁目地番特定地番Aが何に違反すると虚言を言われている。該当文書の開示を求める。</li> </ol>

- 9 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「写真・3枚・取得年月日の写しの開示」
- 10 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で「全部事項証明書・16枚・取得年月日の写しの開示」
- 11 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、「建築計画概要書・8枚・取得年月日の写しの開示」
- 12 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「用途地域等・2枚の取得年月日の写しの開示」
- 13 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「道路台帳平面図・1枚・取得年月日の写しの開示」
- 14 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、まずは「住宅地図・1枚・取得年月日の写しの開示」
- 15 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「認定路線図・1枚・取得年月日の写しの開示」
- 16 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「公図・2枚・取得年月日の写しの開示」
- 17 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「建築基準法道路種別・2枚・取得年月日の写しの開示」
- 18 平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、M建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「案内図・1枚・取得年月日の写しの開示」
- 19 M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年11月6日（木）午前10時に中区山下町193-1 シェルビル5F 横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長席前卓子に呼出し、違反条項の建築基準法第6、20、44条が記載されていると出されたB4用紙大1枚と、前所有者の建築計画概要書1枚と案内図と配置図が記載された1枚の計3枚を出し他にはないと隠蔽された①相談課から受領した文書の枚数。②建築企画課長Nが係長の時に金融公庫による新築を担当したNに確認させた金融公庫文書の選付」Mに限る。敬称略
- 20 M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年10月22日、同局相談課Oから調査した資料だと検査係Pが受領し、平成20年10月23日付起案した文書に対し検査係長として承認済の裁決をし、平成20年10月24日付「違反建築物に対する是正勧告及び呼び出し通知書」を配達証明郵便にて、本件請求者に送付させた。①相談課O手交文書の枚数②Pが起案した伺い文書まち建審第398号承認済時の文書枚数。③配達証明郵便差出番号。Mに限る。敬称略
- 21 M建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成18年8月23日、同局違反対策課あてに陳情された案件について、①同課、W課長から回送電話を受け、丙某女の陳情を受け付け文書化した。文書化された文書は「審査課X、Y」及び「相談課Z」より開示されたが、②同陳情に対し、Mが平成18年9月12日に審査課aに調査をさせ「違反行為は無い」と報告を受けた文書を探し一緒に開示すると保留保管になっている①②文書。Mに限る。敬称略
- 22 M現建築局建築指導部情報相談課長が、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長職から、施設整備課課長補佐担当係長（計画担当）へ異動された年月日の開示。
- 23 請求人の反論書に対し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会が相談課に提出を求めた『写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書にいて条例第7条第2



		<p>項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。と判断させた際の『提出を求められた文書の開示』</p> <p>24 旭土木事務所が平成20年10月10日に持参した写真絵であると虚偽が露呈した横浜市は、平成21年10月21日、同22年10月21日、同23年10月21日、同24年10月21日と旭土木事務所に写真を写させ、Oの虚言だと判った途端の相談課「相談課は違法か否かを判断する課ではない。現地を確認しなくても悪くは無い。確認しなかった審査課が悪い。」と係長bは言い逃れたが、M(c)さんが開示されると言うから「平成20年10月21日に写した写真及び写真絵の開示」を請求している。</p> <p>25 平成20年10月21日に写したなら、台風13号に備え補強した箇所が被写体に写らなければならないが、被写体に写っていない上に、平成20年10月21日に写したと言われている被写体に、当日不在だった本書請求人の私が写っている。其の外にも7か所に時節等の間違いがあることを、撮影したというOに指摘した。其の時の血の気の引いた驚愕顔。平成20年10月21日に現地を調査し撮影したことは無く虚偽と指摘したところ無言になってしまったが「平成20年10月21日に調査し写したという写真絵一式の開示。」</p> <p>26 情報相談課が未開示にしている平成20年10月21日に現場を確認したという写真(のちに写真絵となった)と公文書を平成20年10月22日1時20分に審査課へ引き継いだとの引き継ぎ文書名を双方の職員から聴取してあるが、「審査課は引継いだ文書を、Pが10月23日に起案し、供覧(M、Q、N外)し、10月24日に決裁し、平成20年10月24日付にて「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を發出し平成20年10月25日に請求人に受領させた「審査課に引継がせ決裁させた文書の開示」</p> <p>27 相談課は、既にU、b、S、Tが本人Oに、平成20年10月21日に写していないことを請求人の前でも聴取したことから、当時の審査課及び当時の道路課も虚言行為に対し、横浜市長所属d当時の審査課長が来宅し、まち審第310号で「取り消した。」が、取り消した相談課は10月21日に写さないから、写真絵は引き継げなかったにも関わらず、写し引き継いだと云われる「平成20年10月21日に写した写真或は其の写真に紙に謄写したという絵の双方の開示を求める。」</p>
67	2457	<p>J 建築局長(平成27年7月6日付ほか)の本件開示請求者への回答書に対する開示請求。1・昭和25年11月23日(建築基準法施行日)から白根特定地番A南側は「建築基準法第42条第2項道路」との見解だが、J 建築局長より上位者である。林文字横浜市長は、本件請求者の白根地番特定地番Aの土地が該当すると虚言文書を作成したことを謝罪している。にも関わらず返書では、第2項道路などと虚言を再演している事について、「建基法第42条第2項道路は何処に存在しているのか。ア.位置。イ.範囲の開示。ウ.同様白根地番特定地番Aに対する「南側部位」の開示。エ.昭和25年11月23日(建築基準法施行日)から白根特定地番A 南側は「建築基準法第42条2項道路」だったが、途中、そうでない時期もあったとある。「そうでない時期とは何年何月何日から何年何月何日までだったのか。の開示を求める」。オ.同地番特定地番Aが、そうでない時期を経て「建築基準法第42条2項道路・再指定されたのは何年何月何日か」開示を求める。</p> <p>カ. 同地番特定地番A 地の南側に建築基準法第42条2項道路があったが、平成21年9月3日に「建築基準法第42条第2項道路」では無くなったとの事。「其の無くなったと云われる場所と範囲の開示」。キ.平成29年7月20日付建建指第709号にて、J 殿は、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と開示した。再偽造をしたので偽造したと指摘した。其の指摘に対し、「平成24年度・・・」と年度を再偽造して、「平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と開示したので、『林文字横浜市長の朱印にて開示している文書を、Jにより「訂正」などと訂正したが、林文字市長職印により「訂正」した文書の再決定文書の開示を請求する』。ク.同白根地番特定地番A南側は建築基準法第42条2項道路と再指定されたとのことであるが、「再指定された2項道路は何処にあるのか。」開示を求める。ケ.平成21年9月3日に建築基準法第42条2項道路では無くなった。」と、「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」建建道第2929号(平成24年2月28日付)で開示された行政文書の開示を求める。」コ.同日付け紙文書及び同文書の添付資料1枚目から11枚目までの写しの交付。サ.同文書のB5用紙にて作成されている原議一式の写しの開示。シ.建建道第2929号・平成24年2月28日付で開示された文書の1~11枚目の調査資料の写しの開示。</p> <p>ス.同「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」建建道第2929号(平成24年2月28日付)で開示された行政文書の2枚目に地図が貼付加工されている。「貼付前の『道路』と記載されているB5原議文書一式の開示」。セ.同文書3枚目の相談内容は、乙宅についての資料であるが「乙宅(3旭460号)については(・・・)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」とは、何処を後退の指導を要するのか(黒塗部位の解除された文書の開示。ソ.同文書6枚目・①調査意見・経過欄及び受理年月日・②受理者氏名の記載が無く、いつ受理し何処を調査したか調査場所の開示)。③下段枠内の指導は誰に何処を指導したのか。④「乙宅(3旭460号)については(黒塗されている)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗部位を解除した上で、B5用紙大原議及び各①②③④項についての開示を求める。</p> <p>タ.同文書の「乙宅(3旭460号)については・・・に基づいて後退していないが・・・とe、林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式及びB5文書原議一式の写しの交付。チ.同文書(将来は</p>

		後退の指導を要する}との部位の黒塗を解除した上でB5文書原議一式の開示。ツ.同文書7枚目「指導方法案中の、セツハック手書き部位、私有地で道路は無いにも関わらず、セツハックの判定をしたと記載した根拠資料の原議一式及びB5原議文書一式の開示。テ.同文書「・・・指導を要する」と『過去に建築していたと分かるから』部位の黒塗を解除し、資料と原議一式の開示。
70	2460	同上
72	2462	同上
76	2479	<p>実施機関（林文字横浜市長）が、平成20年10月21日に写したと虚言を基に開示した写真絵のニラの花は天をむき満開で花盛りである。10月には稲穂のように垂れ下がる。時節を偽った被写体であると指摘している。</p> <p>平成20年10月21日に写したと言うなら、其の時節と被写体である写真絵において時節に整合性のある写真絵の開示を求める。」</p> <p>1 本件は、道路法道路及び建築基準法第42条第2項に違反をしている。と実施機関が平成20年10月24日付にて、審査請求人に対し違反勧告をしていることに対し、実施機関林文字横浜市長に、道路及び建築基準法第42条第2項道路が何処にあるのか確認請求をした。</p> <p>実施機関林文字横浜市長は、平成20年12月15日当時建築道路課M氏に現況確認をさせ、「2項道路ではありません。」と回答をした。当時の建築道路課長fと同建築審査課長dにより、林文字横浜市長の謝罪文の持参があり家族は受忍をした。其の後、近隣住民の前で謝罪(平成22年7月29日午後7時から、fほかが実施済み)があったにも関わらず、実施機関の悪質な失態行為が発覚した。下記の通り開示請求をする。</p> <p>2 J建築局長(平成27年7月6日付)ほかによる返書に対する開示請求。</p> <p>(1) 昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が何処にあるのか。</p> <p>イ.上記日から2項道路として存在する2項道路は何処か。位置及び範囲が明示された文書の開示。</p> <p>ロ.上記日から、白根地番特定地番A地が2項道路に接しているとされる範囲が明示された文書の開示。</p> <p>(2) 白根地番特定地番A宅地南側とは、部位を明らかにした文書の開示を求める。</p> <p>イ.上記、J発文書に於いて、昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番A南側は、「建築基準法第42条2項道路だった」。「だった」とは、何処に存在していたのか。論拠根拠文書の開示。</p> <p>ロ、「途中、そうでない時期もあった。」と、J建築局長は文書化されていることに対し、①明示された文書の開示。②又途中、そうでない時期とは、何年何月何日から何年何月何日までか。期間を明示した文書の開示。</p> <p>ハ、白根地番特定地番A地が、上記イ、ロの各事項に対し対象となった期間、各部位が明示された文書の開示。</p> <p>ニ、白根地番特定地番A地が、「そうでない時期」に対象となっていた範囲を明示した文書の開示。</p> <p>ホ、ロ、ハ項「・・・そうでない時期」があったから、①何年何月何日に再指定されたのか明示された文書の開示。②又再指定されたのは、何処から何処までか。部位が明示された文書の</p>

		<p>開示。</p> <p>(3) 白根地番特定地番A宅地南側は、建築基準法第42条2項道路と再指定された。と、J建築局長からの文書に記載がある。①建築基準法第42条2項道路は何処にあるのか明示された文書の開示。</p> <p>イ、平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなったと云われる2項道路の場所、範囲が明示された文書の開示。</p> <p>ロ、平成29年7月20日付建建指第709号にて、J殿は、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と開示した。偽造作成を指摘したところ、平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と、J名により訂正があった。林文字横浜市長職印にて開示している偽造文書を更に「作成年度に都合を合わせ、平成23年に、或いは平成4年に作成したと道路審議票白根特定丁目91と開示されているものを、平成24年度などと偽造したものである。林文字市長職印により訂正した文書による再決定文書の開示を請求しているが通知が無い。再度開示を求める。</p> <p>(4) 下記イ～チ項について明示された文書の開示も求めているが未開示である。再開示請求をする。</p> <p>イ、「平成24年2月28日付で開示された建建道第2929号の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」行政文書の、ア.紙文書、イ.添付資料1枚目から11枚目について写しの交付。ウ. B5用紙大に作成されている原本一式の写しの開示。『イ～チ項については、平成24年2月28日付・建建道第2929号で開示された文書に限る』。ロ、2枚目下段に地図が貼付加工されているが、貼付される前の「道路」と記載されているB5大文書原議一式。ハ、3枚目の相談内容は、乙宅についての資料であるが「乙宅(3旭460号)については(・黒塗し隠蔽されている・)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」は、何処の地番を指示したのか黒塗の解除を求む。ニ、6枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に記入が無く、いつ受理し何処を調査したか年月日の記載も無く不明、下段枠内の指導は誰にどの場所を指導したのか。「乙宅(3旭460号)については(黒塗されている)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」との黒塗り部位を解除した原議の写しの交付。ホ、乙宅(3旭460号)については・・に基づいて後退していないが・・とe、林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式及びB5大文書原議一式の写しの交付。ヘ、7枚目・推導方法案中の、セツバック手書き部位・私有地で道路は無いにも関わらず、セツバックの判定をしたなどと記載した根拠資料の原議一式、及びB5大文書原議一式の写しの交付。ト、「・指導を要する」との形態」及び『過去に建築していたと分かるから』の黒塗部位を解除した上で資料原議の開示」</p>
79	2490	<p>開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示・非開示等の決定を実行することになっているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成30年3月15日及び同6月13日、同6月29日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番A地に接する建築基準法第42条第2号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。</p> <p>①平成18年8月23日シェルビル内で違反對策課からの転送電話を受け作成した文書の開示。②其の文書(平成18年8月23日に受けた)内容に基づきa職員に調査を指示した文書の開示。③同案件を、審査課a職員が平成18年9月12日に調査し、「違反は無かった」と、Mに提出したA4文書の開示。④平成18年9月12日に調査結果を丙某女に電話回答した際の応答文書の開示。⑤本書請求者に是正指導するなど、平成20年10月24日にPが起案し、M承認済、Q承認済になっている文書は、平成28年12月14日、17時15分が過ぎ開示されたが支払いができずに相談課、審査課両実施機関により保管となった。「其の保管文書の開示」。⑥平成29年10月17日付で、M建築局建築指導部情報相談課長が承認済とした。建情第1184号、「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真について」と、M殿は建築局建築審査係長時(平成21年4月1日付人事異動で施設整備課課長補佐担当係長当(計画担当)へ異動するまで在籍していた)に請求者との対話において、情報相談課OからPは写真を受領しなかったことを承知していたにも関わらず、現情報相談課長となった今は、「写したことにした処分決定通知書を承認済」としているが、一度も開示されたことが無い、『写した。調査をした』などは虚言だから未開示は当然である。M情報相談課長の言質と事実と整合性があると開示請求者に判断できる根拠、理由、見解による相当の文書の開示」。⑦M情報相談課長は開示したが時間切れで他の保管することになった文書と合わせて開示することになった。保管することを請求者が承知した保管した公文書を「・・担当課において作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」では済まされない。あくまでも開示を求める。他の保管中の文書も「作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」と理由づけているが、出鱈目すぎないか。両文書の開示請求。⑧平成20年10月22日に建築局建築審査係長時に情報相談課から受け取り承認済みとした全資料『16枚の開示』。⑨平成20年10月24日には⑧項文書は33枚通と承認済としている『33枚の文書』。⑩建情第1183号、平成20年10月21日に旭区白根特定地番Pを撮影した写真の電子データは紙面に印刷した後は不要になるため消去した。と旭土木事務所所属が写真を紙面に印刷し平成20年10月10</p>

		<p>日に情報相談課に持参した。時節違いを指摘した写真絵を、写した写真は消去したなどと誤魔化し続けているが、「実施機関(相談課〇)は、写さないから写真は無い。従って一度も開示されたことがない。しかしながらM課長、c係長が、写したとの主張し、相談課は、「平成20年10月10日のうちの写真」などと変えて開示決定を繰り返しているが、平成20年10月21日に写した写真を、『紙面に印刷したと言う写真絵の開示』。⑪・⑤項について『P起案、M承認済、Q承認済にて決裁した決裁文書』の開示。⑫・『写さない写真をどの様にして紙面に写真絵とすることが出来るのか閲覧したい『写真及び写真絵一式の開示』。⑬、写真絵は時期外れの被写体、平成20年10月21日に写したとの主張に対し、『平成20年10月21日当日の風景、時間等の事実に対し整合性のある根拠、論拠等についての開示』。⑭M建築局建築指導部情報相談課長は、平成29年10月17日付・建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」(平成29年9月27日)では「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10・・・H20.10.21撮影)は現地調査の際に記録として撮影したものである。更に(H22.12.10・・・)と、年月日等を偽造記載した「審査文書」などと誤魔化した文書は開示されていないが、其の文書の開示。⑮平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」されて、平成29年9月27日送着文書の『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータは、すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真。との文書に係る事項、事象の文書の開示』。⑯⑰項に関するデータも写真も写真絵も一度も開示されていないが、「(H22.12.10・・・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付があった。『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真。平成20年10月10日に旭区白根特定番地を撮影した写真双方の年月日記載の文書及びデータの開示』。⑱相談課と前審査課に「上述⑯項に記載された日時の写真文書に対し閲覧と視聴を開示請求する」。⑳㉑項記載した閲覧と視聴完了後、CDによる写しの交付を求める。</p>
80	2492	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.平成27年7月6日ほかJ建築局長から返書を拝受したうちの「昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南は建築基準法第42条第2項道路だと、道路審議票旭91に記載があるとのこと。「道路審議票旭91」文書の開示。</li> <li>2.「昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有ると違反勧告を受けたが、2項道路の存在位置及び範囲が明示された文書の開示」。</li> <li>3.白根地番特定地番A地の2項道路に接しているとされる範囲が明示された文書の開示を求める。</li> <li>4.「昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのこと。白根地番特定地番A宅地南側とは何処を指すのか「部位を明示し記載された文書の開示を求める」。</li> <li>5.「昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番A南側は「建築基準法第42条2項道路」だったが、『途中、そうでない時期もあった。』と、J建築局長は文書化されている。2項道路で無かった期間の年月日と、其の部位を明示した文書の開示を求める」。</li> <li>6.「.. そうでない時期」があつてから再指定されたのは何年何月何日か。明示された文書の開示を求める。</li> <li>7.「昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路は無いにも関わらず、途中、そうでない時期があつたとのことであるが、「再指定されたのは、何処から何処までか。明示された文書の開示を求める」。</li> <li>8.平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなったと云われる道路、範囲の明示された文書及び経緯が明示された文書の開示を求める」。</li> <li>9.「平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する・・・(平成4年度)」として開示され、断りなく突然、請求していない「道路審議票白根〇丁目91」を開示し、其の後、請求していないにも関わらず開示し続けているが、①紙文書、②項添付資料の1枚目から11枚目について黒塗の解除を請求したが末だに黒塗が解除されない。開示されない根拠文書の開示を求める」。</li> <li>10.「平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する・・・(平成4年度)」文書のB5用紙大に作成されている原本一式の写しの開示を求める」。</li> <li>11.「同上記文書「道路審議票白根〇丁目91」の2枚目には地名地番を黒塗し、「判定」欄に、2項セットバックの指導、地図は貼付加工される前の「道路」と記載されているB5大文書原議一式の開示を求める」。</li> <li>12.「同上記文書の6枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に調査年月日等が黒塗し隠蔽した文書は記載されていないが何処を調査したのか「調査場所及び資料の開示」。</li> <li>15.「同上記文書の6枚目下段枠内の指導について、①誰に、②どの場所を指導したのか。③「同上記両文書の、乙某宅(3旭460号)については(・・・黒塗・・・)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と、道路後退をしているにも関わらず、後退していないと判断した根拠文書の開示」。</li> </ol>

		<p>16. 「同上記両文書添付資料に「指導方法案」とある中の、セットバックと手書きした部位・セットバックの判定をしたとの根拠資料の原議一式及びB5大文書原議一式の開示」。</p> <p>17. ①平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなった。と云われる道路範囲が明示された文書の開示を求める」。</p>
81	2506	<p>建築局（前N建築指導部長）は、当宅の新築に係長として担当し、平成4年7月7日に中間検査で現況確認をし、金融庫及び建築主に適法と合格通知書を送付しているにも関わらず、横浜地裁平成24年（ワ）第4628号事件の「平成4年の道路審議票は平成4年に作成されたものとして認定されている。」と事象を捏造し偽造作成した。N殿が退職の前に度々文書を寄せているので開示請求書を送付したが開示がない。再請求をする。1「平成4年道路審議票白根特定丁目91」（43通）文書標題の道路に二線を不定し、地番を黒塗りしてあるのを解除した文書を再請求する。2作成年月日がおよび相談年月日、調査年月日の記載がない。すべての個所に年月日が記載された「平成4年道路審議票白根特定丁目91」（43通）文書の開示を求める。下記3項から7項について記載内容は該当箇所が不明のため記載内容を明示した文書の開示を求める。3判定欄、4判定意見欄、5建築主相談者欄、6調査意見、7経過欄、8紙文書含む資料43通の開示。9建建道第1947号平成22年11月2日付により開示された道路審議票白根特定丁目91(43通)の「B5大の原議一式の写しの開示」。10同上文書へ地図を貼付し偽造した平成4年道路審議票白根特定丁目91B5大の原議一式。11平成4年道路審議票白根特定丁目91文書原議一式。12、及び・及び（B4・2枚含む偽造を施す前の原議一式。及び上記1項、2項に対し、資料削除隠蔽を施し再偽造した平成4年道路審議票白根特定丁目91号文書のみにし、指摘され（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）再々偽造した資料5部（B4・2枚含む）文書の開示。13平成4年道路審議票白根特定丁目91号は平成21年9月1日付文書に白根N091廃止と記載されているが改廃原議一式。14.建建道（第1947号）、15建建道（第2765号）、16.建建道（第2929号）17建建道（第937号）の文書B5大原議一式（別紙1から40の中で重複した場合は本書が優先する。）15.平成4年の公図上にも道路は無い。本来、道路は存在しないにも関わらず、平成4年道路審議票だと横浜市が再三偽造を繰り返すことの根拠の開示を求める。16.市長名で違反勧告し、後日、取り消し、失態を詫びている事との整合性を明示した文書の開示。18.建建道（第937号）文書の通数の開示。19.道路審議票旭区白根特定丁目特定地番A先・番号1142の権利関係欄の前面所有とは何所か。また一部公道とは何所か開示を求める。別紙1～40については不開示のため再請求をする。</p> <p>d現建築指導部長は、平成21年12月24日、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課審査課長時に失態について、林文子市長名による謝罪のため来宅し、失態現場を現認し、『建築基準法第42条第2項の道路では無いです。調査をしないで違反勧告した。gが悪い俺も被害者だよ。』と道路課長fとの連名により取り消した。其の後、f道路課長、gも平成22年7月29日19時30分から白根町内会館において、請求者の要請で近隣住民に謝罪している。にも関わらず、未だに事象を捏造した文書①「道路審議票白根〇丁目91」②『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目91』。③「平成4年度道路審議票白根特定丁目91」。④「道路審議票白根特定丁目91（平成4年度）」。⑤「道路審議票白根特定丁目91」。⑥「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）建建道第2765号」。⑦『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」建建道第2929号』。⑧『平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）建建道第1947号』。⑨「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）建建道第826号」等の偽造文書を「今は席にd部長は見えないが、場合によってはJ局長も決裁している。と平成30年6月26日に係長の言質を頂いた。①～⑨を付定し、下記の通り請求す。1.「上記④項「道路審議票白根特定丁目91(平成4年度)」文書を偽造したにも関わらず、更に①項「道路審議票白根〇丁目91」文書に変わった根拠と該当場所の開示」。2.昭和25年から、旭区白根特定丁目特定地番Aに関する道路審議票の全資料の閲覧」3.H26年11月12日（水）、H26年12月5日（金）及びH26年12月25日（木）に横浜市中区港町1-1横浜市役所本庁舎1階市民情報センター内で閲覧した。「道路審議票白根特定丁目91号」文書の決裁印欄に、イ。「作成年月日が記載された文書の開示」ロ.裏面文書の開示。ハ.地名地番の該当地の開示。ニ.判定欄「道路」を棒線にて抹消した該当地の開示。ホ.判定意見欄「本件は既に台所台帳にて法42条2項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え（裏側）指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文であるが、誤字による総合判断した全根拠文書の開示。ヘ.セットバック道路に該当する家並みも無い。2項道路と総合的な判断をした場所の開示。ト。「2項セットバックの指導」と指導した場所の開示。チ.現地調査をした場所の開示。リ.平成4年に調査したと記載が無く、書面に平成21年以後の事象が施してあるが、「判定意見欄、調査意見・経過欄に記載の論拠、根拠文書の開示」、ヌ.建築主相談者欄の住所、屋号等氏名、電話番号等の署名欄の下段に、切り抜き絵図を貼り付けた論拠、根拠の開示」ル.公文書の態をなしていないが、平成4年に作成したと明示された文書の開示」ヲ.横浜市行政は偽造文書作成を、平成24年11月7日関係課合同の席で謝罪した。其の際に開示した「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）」の開示』。請求者を貶め愚弄した開示を繰り返しているが、上記1.2.3項及びイ～ヲの指摘部位について明示した上で、本件請求紙文書に記載の文書資料5部（B4・2枚含む）写しの交付」。ワ。「平成4年道路審議票白根特定丁目91号」文書の資料全6部の開示」。</p>

建指第 1375 号平成 30 年 10 月 24 日付文書の開示の席に J、d 殿の参席が無く偽造文書が開示される様子。請求文書を開示する用意が出来たなら期日の通知を頂きたい。別紙開示請求書について開示の督促を請求する。道路審議票白根〇丁目 90 および同 92 号の開示 道路審議票旭 90、91、92、93、94、95 の開示 別紙へ

J 建築局長（平成 27 年 7 月 6 日付ほか）の本件開示請求者への回答書に対する開示請求。1・昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条第 2 項道路」との見解だが、J 建築局長より上位者である。林文字横浜市長は、本件請求者の白根地番特定地番 A の土地が該当すると虚言文書を作成したことを謝罪している。にも関わらず返書では、第 2 項道路などと虚言を再演している事について、「建基法第 42 条第 2 項道路は何処に存在しているのか。ア.位置。イ.範囲の開示。ウ.同様白根地番特定地番 A に対する「南側部位」の開示。エ.昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だったが、途中、そうでない時期もあったとある。「そうでない時期とは何年何月何日から何年何月何日までだったのか。の開示を求める」。オ.同地番特定地番 A が、そうでない時期を経て「建築基準法第 42 条 2 項道路・再指定されたのは何年何月何日か」開示を求める。カ.同地番特定地番 A 地の南側に建築基準法第 42 条 2 項道路があったが、平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条第 2 項道路」では無くなったとの事。「其の無くなったと云われる場所と範囲の開示」。キ.平成 29 年 7 月 20 日付建指第 709 号にて、J 殿は、平成 23 年度建指第 826 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91」と開示した。再偽造をしたので偽造したと指摘した。其の指摘に対し、「平成 24 年度・・・」と年度を再偽造して、「平成 24 年度建指第 826 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91」と開示したので、『林文字横浜市長の朱印にて開示している文書を、J により「訂正」などと訂正したが、林文字市長職印により「訂正」した文書の再決定文書の開示を請求する』。ク.同白根地番特定地番 A 南側は建築基準法第 42 条 2 項道路と再指定されたとのことであるが、「再指定された 2 項道路は何処にあるのか。」開示を求める。ケ.平成 21 年 9 月 3 日に建築基準法第 42 条 2 項道路では無くなった。」と、「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)」建指第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付）で開示された行政文書の開示を求める。コ.同日付け紙文書及び同文書の添付資料 1 枚目から 11 枚目までの写しの交付。サ.同文書の B5 用紙にて作成されている原議一式の写しの開示。シ.建指第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日付で開示された文書の 1~11 枚目の調査資料の写しの開示。ス.同「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)」建指第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付）で開示された行政文書の 2 枚目に地図が貼付加工されている。「貼付前の『道路』と記載されている B5 原議文書一式の開示。」セ.同文書 3 枚目の相談内容は、乙宅についての資料であるが「乙宅(3 旭 460 号)については(・・・)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」とは、何処を後退の指導を要するのか(黒塗部位の解除された文書の開示。ソ.同文書 6 枚目・①調査意見・経過欄及び受理年月日・②受理者氏名の記載が無く、いつ受理し何処を調査したか調査場所の開示)。③下段枠内の指導は誰に何処を指導したのか。④「乙宅(3 旭 460 号)については(黒塗されている)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗部位を解除した上で、B5 用紙大原議及び各①②③④項についての開示を求める。タ.同文書の「乙宅(3 旭 460 号)については・・・に基づいて後退していないが・・・と e、林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式及び B5 文書原議一式の写しの交付。チ.同文書(将来は後退の指導を要する)との部位の黒塗を解除した上で B5 文書原議一式の開示。ツ.同文書 7 枚目「指導方法案中の、セトバック手書き部位、私有地で道路は無いにも関わらず、セトバックの判定をしたと記載した根拠資料の原議一式及び B5 原議文書一式の開示。テ.同文書「・・・指導を要する」と『過去に建築していたと分かるから』部位の黒塗を解除し、資料と原議一式の開示。

開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に開示・非開示等の決定を実行することになっているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成 30 年 3 月 15 日及び同 6 月 13 日、同 6 月 29 日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番 A 地に接する建築基準法第 42 条第 2 号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。

1. 道路審議票 N091, 地名地番旭区白根特定丁目特定地番 Q の地先。判定欄に道路と記載されている B5 用紙に記載されている文書の表裏の開示。2. 同資料チェックリストの開示。3. 同添付されている全資料の開示。

開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に開示・非開示等の決定を実行することになっているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成 30 年 3 月 15 日及び 6 月 13 日、同 6 月 29 日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番 A 地に接する建築基準法第 42 条第 2 号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。

J 建築局長にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について 平成 29 年 7 月 20 日付建指第 709 号にて、J 殿は、①平成 23 年度建指第 826 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91」と開示したので偽造したと指摘した。其の指摘に対し、平成 24 年度建指第 826 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91」と再偽造して開示した。双方の指摘した文書の開示。

開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に開示・非開示等の決定を実行することになっているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成 30

年3月15日及び同6月13日、同6月29日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番A地に接する建築基準法第42条第2号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。

平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91（平成4年度）」行政文書として開示され続けているが、イ.3枚目の相談内容は、乙宅についてであるが「乙宅(3旭460号)については（・黒塗し隠蔽されている・）に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗し隠蔽しなければならない調査資料の開示。ロ.何処の地番を指示されているのか黒塗の解除を求む。

平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91（平成4年度）」行政文書として開示され続けているが、ア.6枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に調査年月日の記載された文書の開示を求める。イ.又何処を調査したのか調査場所及び資料の開示。

平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91（平成4年度）」行政文書として開示され続けているが、ア.6枚目下段枠内の指導について、ア.誰に、イ.どの場所を指導したのか。双方の開示を求める。

平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91（平成4年度）」行政文書として開示され続けているが、ア.乙宅(3旭460号)については（・・黒塗・・）に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」との黒塗り部位を解除した原議の写しの交付。

平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91（平成4年度）」行政文書として開示され続けているが、ア.乙宅(3旭460号)については・・に基づいて後退していないが・・とJ.林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式の開示。イ.及び其のB5大文書原議一式の写しの交付。ウ.指導方法案中の、セットバック手書き部位・・私有地で道路は無いにも関わらず、セットバックの判定をしたなどと記載した根拠資料の原議一式、及びB5大文書原議一式の写しの交付。

平成27年7月6日付ほかJ建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有ると違反勧告を受けているが、何処に該当道路があるのか。イ.上記日から2項道路は何処に、2項道路として存在するのか。位置及び範囲が明示された文書の開示。ロ.上記日から、白根地番特定地番A地のどの部分が2項道路に接しているのか。白根地番特定地番A地が2項道路に対し接しているとされる範囲が明示された文書の開示を求める。

平成27年7月6日付ほかJ建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのことであるが、イ.白根地番特定地番A宅地南側とは立地に対し、南側なのか部位を明らかにした文書の開示を求める。ロ.上記、昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番A南側は、「建築基準法第42条2項道路」だったが、「途中、そうでない時期もあった。」と、J建築局長は文書化されている明示された文書の開示を求める。

平成27年7月6日付ほかJ建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのこと。イ.途中、そうでない時期があるとは、何年何月何日から何年何月何日までか。期間を明示した文書の開示を求める。ロ.上記イ項の期間、白根地番特定地番A地が対象となったことが明示された文書の開示。

平成27年7月6日付ほかJ建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのこと。イ.途中、そうでない時期があるに対し、白根地番特定地番A地が「そうでない時期」に該当した部位と範囲が明示された文書の開示。ロ.「・・そうでない時期」があったから再指定されたのは何年何月何日か。明示された文書の開示を求める。

平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91（平成4年度）」行政文書として開示され続けているが、ア.紙文書、イ.添付資料1枚目から11枚目について写しの交付。ウ.B5用紙大に作成されている原本一式の写しの開示。エ.2枚目には地名地番を黒塗し、「判定」欄に、2項セットバックの指導、地図は貼付加工されているが、貼付される前の「道路」と記載されているB5大文書原議一式。

平成27年7月6日付ほかJ建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路は無いにも関わらず、「途中、そうでない時期があるとのこと」、イ.再指定されたのは、何処から何処までか。明示された文書の開示を求める。白根地番特定地番A宅地南側は、建築基準法第42条2項道路と再指定されたと記載があるが、ロ.該当道路は何処にあるのか。明示された文書の開示を求める。ハ.平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなったと云われる道路、範囲の明示された文書の開示。

①「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目 91」と開示された文書。②「平成 4 年度道路審議票白根特定丁目 91」と紙文書に記載されて開示された文書。③「道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度)」と紙文書に記載されて開示された文書。④「道路審議票白根特定丁目 91」と紙文書に記載されて開示された文書。上記①②③④各文書 (枚数明細も納付書送付時に同封願います。) を郵送により交付希望。

建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91 (平成 4 年度)」の原議一式 17 枚に限る。②建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91 (平成 4 年度)」文書の原議一式 10 枚に限る。③建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付開示文書の「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 文書の原議一式 42 枚に限る。④ 建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付開示文書の「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) の一式 20 枚に限る) ①②③④各項記載文書原議の写しを郵送による交付を希望。

建築局 (J 局長) 所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道第 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書 (平成 27 年 3 月 9 日)」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。

建築局 (J 局長) 所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成 22 年度建建道第 1569 号」・「平成 26 年度建建道第 862 号」・「道路審議票白根〇丁目 44」・「道路審議票白根〇丁目 26」・「開示請求書 (平成 27 年 6 月 26 日)」・「道路審議票白根〇丁目 90」・「道路審議票白根〇丁目 92」・「道路審議票白根〇丁目 25」・「平成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。

建築局 (J 局長) 所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成 22 年度建建道第 1569 号」・「平成 26 年度建建道第 862 号」・「道路審議票白根〇丁目 44」・「道路審議票白根〇丁目 26」・「開示請求書 (平成 27 年 6 月 26 日)」・「道路審議票白根〇丁目 90」・「道路審議票白根〇丁目 92」・「道路審議票白根〇丁目 25」・「平成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。

建築局 (J 局長) 所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道第 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書 (平成 27 年 3 月 9 日)」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。

実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91 (平成 4 年度) 建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日」と開示して頂いた文書の原議一式 17 枚の写しの開示。(記番号及び平成 24 年 2 月 13 日の日付けにて開示された文書の写し 17 枚に限る)

実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91 (平成 4 年度) 』建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日』と開示して頂いた文書 10 枚の写しの開示。(平成 24 年 2 月 28 日の日付けにて開示された文書の写し 10 枚に限る)

実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。『平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日』と開示して頂いた文書 42 枚の写しの開示。(平成 24 年 2 月 28 日の日付けにて開示された文書の写し 42 枚に限る)

実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) 建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日」と開示して頂いた文書 20 枚の写しの開示。(平成 24 年 7 月 6 日の日付けにて開示された文書の写し 20 枚に限る)

道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度) の写し希望)

道路審議票白根特定丁目 91 文書の写し希望)

平成 4 年度道路審議票白根特定丁目 91 の写し希望)

道路審議票白根〇丁目 91 文書の作成年月日記載された文書の写し希望)



		<p>建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目 91 として開示された文書の写し希望</p> <p>実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）文書の原議一式 20 枚の写し。（平成 24 年 7 月 6 日付で開示された文書の写しに限る）</p> <p>実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日付で「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91（平成 4 年度）」文書の原議一式 17 枚の写し。（平成 24 年 2 月 13 日付で開示された文書の写しに限る）</p> <p>実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）文書の原議一式 42 枚の写し。（平成 22 年 11 月 2 日付で開示された文書の写しに限る）</p> <p>実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91（平成 4 年度）」文書の原議一式 10 枚の写し。（平成 24 年 2 月 28 日付で開示された文書の写しに限る）</p> <p>写真は道路局開示、建築局道路指導課は昭和 25 年 11 月 23 日から白根特定丁目地番特定地番 A の私有地南側は建築基準法第 42 条第 2 項の道路であると文書送付が有った。①何処へ何処までか。建築基準法第 42 条第 2 項道路なのか明示された文書の開示。②平成 4 年度から建築基準法第 42 条第 2 項道路になった。と該当は何処か。文書の開示。③平成 21 年 9 月 3 日に廃止になったという文書の開示。④廃止になったことを公示した文書の開示。「建築局に限る」（※写真は省略）</p>
92	2520	<p>建築局長 「平成 4 年道路審議票白根特定丁目 91」文書（B4・2 枚含む 6 枚）を請求したところ、「道路審議票白根〇丁目 91」文書を繰り返し一部開示しているが該当する道路も箇所も無く、道路審議もしていない。偽造があきらかな為開示は不可。同偽造文書資料には「市民情報室と協議し非開示にした」に対し、開示請求をしている。横浜市の情報公開条例 10 条開示決定等の期限、開示請求があったときは請求のあった日の翌日から起算して 14 日以内に開示・非開示等の決定を請求者に未だ通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になって、別紙請求文書については未開示となっている「平成 4 年道路審議票白根特定丁目 91」文書（B4・2 枚含む 6 枚）開示請求と合わせて督促と再請求をする。</p> <p>Ｊ建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について 地番特定地番 A 宅地南側は建築基準法第 42 条 2 項道路と再指定されたとのことであるが、2 項道路が何処にあって、平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなったと建建道第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付にて開示された「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91（平成 4 年度）」行政文書の紙文書及び 1 枚目から 11 枚目について写しの交付。及び②B5 用紙第にて作成されている原本の写しの開示。建建道第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付にて開示された文書に限る</p> <p>Ｊ建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について ① 白根特定地番 A 地が、「建築基準法 42 条 2 項道路・・・そうでない時期」があつてから再指定されたのは何年何月何日か。②地番特定地番 A 宅地南側は建築基準法第 42 条 2 項道路が、イ、何処にあって、平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなったと云われる「場所及び範囲」の開示。</p> <p>Ｊ建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者への返書について ① 地番特定地番 A 宅地南側とはどのような立地に対し南側なのか。「南側部位」の開示を求める。昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だったが、途中、そうでない時期もあったとあるが、イ、そうでない時期とは、何年何月何日から何年までだったのか。「期間の年月日」の開示を求める。ロ、白根特定地番 A 地が、「・・・そうでない時期があつてから再指定されたのは何年何月何日か。開示を求める。</p> <p>Ｊ建築局長名にて平成 27 年 7 月 6 日付ほか請求者に返書があつた件について昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だ。と断言していることについて、①2 項道路は何処に存在するのか。「位置及び範囲」の開示。②2 項道路は無いが、請求者（白根特定地番 A）の土地が該当すると云われる「範囲」の開示を求める。</p> <p>Ｊ建築局長（平成 27 年 7 月 6 日付ほか）の本件開示請求者への回答書に対する開示請求。 1・昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条第 2 項道路」との見解だが、Ｊ建築局長より上位者である。林文字横市長は、本件請求者の白根地番特定地番 A の土地が該当すると虚言文書を作成したことを謝罪している。にも関わらず返書では、第 2 項道路などと虚言を再演している事について、「建基法第 42 条第 2 項道路は何処に存在しているのか。ア、位置。イ、範囲の開示。ウ、同様白根地番特定地番 A に対する「南側部位」の開示。エ、昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だったが、途中、そうでない時期もあったとある。「そうでない時期</p>

とは何年何月何日から何年何月何日までだったのか。の開示を求める。オ. 同地番特定地番Aが、そうでない時期を経て「建築基準法第42条2項道路・再指定されたのは何年何月何日か」開示を求める。カ. 同地番特定地番A地の南側に建築基準法第42条2項道路があったが、平成21年9月3日に「建築基準法第42条第2項道路」では無くなったとの事。「其の無くなったと云われる場所と範囲の開示」。キ. 平成29年7月20日付建建指第709号にて、J殿は、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と開示した。再偽造したので偽造したと指摘した。其の指摘に対し、「平成24年度・」と年度を再偽造して、「平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と開示したので、『林文字横浜市長の朱印にて開示している文書を、Jにより「訂正」などと訂正したが、林文字市長職印により「訂正」した文書の再決定文書の開示を請求する』。ク. 同白根地番特定地番A南側は建築基準法第42条2項道路と再指定されたとのことであるが、「再指定された2項道路は何処にあるのか。」開示を求める。ケ. 平成21年9月3日に建築基準法第42条2項道路では無くなった。」と、「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」建建道第2929号（平成24年2月28日付）で開示された行政文書の開示を求める。コ. 同日付け紙文書及び同文書の添付資料1枚目から11枚目までの写しの交付。サ. 同文書のB5用紙にて作成されている原議一式の写しの開示。シ. 建建道第2929号・平成24年2月28日付で開示された文書の1～11枚目の調査資料の写しの開示。ス. 同「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」建建道第2929号（平成24年2月28日付）で開示された行政文書の2枚目に地図が貼付加工されている。「貼付前の『道路』と記載されているB5原議文書一式の開示。」セ. 同文書3枚目の相談内容は、乙宅についての資料であるが「乙宅（3旭460号）については（・・・）に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」とは、何処を後退の指導を要するのか（黒塗部位の解除された文書の開示。ソ. 同文書6枚目・①調査意見・経過欄及び受理年月日・②受理者氏名の記載が無く、いつ受理し何処を調査したか調査場所の開示。③下段枠内の指導は誰に何処を指導したのか。④「乙宅（3旭460号）については（黒塗されている）に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗部位を解除した上で、B5用紙大原議及び各①②③④項についての開示を求める。タ. 同文書の「乙宅（3旭460号）については・・・に基づいて後退していないが・・・とe、林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式及びB5文書原議一式の写しの交付。チ. 同文書〔将来は後退の指導を要する〕との部位の黒塗を解除した上でB5文書原議一式の開示。ツ. 同文書7枚目「指導方法案中の、セツバック手書き部位、私有地で道路は無いにも関わらず、セツバックの判定をしたと記録した根拠資料の原議一式及びB5原議文書一式の開示。テ. 同文書「・・・指導を要する」と『過去に建築していたと分かるから』部位の黒塗を解除し、資料と原議一式の開示。

1. 道路審議票NO91、地名地番旭区白根特定丁目特定地番Qの地先。判定欄に道路と記載されているB5用紙に記載されている文書の表裏の開示。2. 同資料チェックリストの開示。3. 同添付されている全資料の開示。

開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示・非開示等の決定を実行することになっているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成30年3月15日及び同6月13日、同6月29日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番A地に接する建築基準法第42条第2号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。

建建指第1375号平成30年10月24日付文書の開示の席にJ、d殿の参席が無く偽造文書が開示される様子。請求文書を開示する用意が出来たなら期日の通知を頂きたい。別紙開示請求書について開示の督促を請求する。

1. 平成27年7月6日ほかJ建築局長から返書を拝受したうちの「昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南は建築基準法第42条第2項道路だと、道路審議票旭91に記載があるとのこと。「道路審議票旭91」文書の開示。

2. 「昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有ると違反勧告を受けたが、2項道路の存在位置及び範囲が明示された文書の開示」。3. 白根地番特定地番A地の2項道路に接しているとされる範囲が明示された文書の開示を求める。4. 「昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのこと。白根地番特定地番A宅地南側とは何処を指すのか「部位を明示し記載された文書の開示を求める」。

5. 「昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番A南側は「建築基準法第42条2項道路」だったが、『途中、そうでない時期もあった。』と、J建築局長は文書化されている。2項道路で無かった期間の年月日と、其の部位を明示した文書の開示を求める」。

6. 「.. そうでない時期」があつてから再指定されたのは何年何月何日か。明示された文書の開示を求める。

7. 「昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路は無いにも関わらず、途中、そうでない時期があつたとのことであるが、「再指定されたのは、何処から何処までか。明示された文書の開示を求める」。

<p>8.平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなったと云われる道路、範囲の明示された文書及び経緯が明示された文書の開示を求める」。</p> <p>9.「平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する・・・(平成 4 年度)」として開示され、断りなく突然、請求していない「道路審議票白根○丁目 91」を開示し、其の後、請求していないにも関わらず開示し続けているが、①紙文書、②項添付資料の 1 枚目から 11 枚目について黒塗の解除を請求したが未だに黒塗が解除されない。開示されない根拠文書の開示を求める」。</p> <p>10. 「平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する・・・(平成 4 年度)」文書の B5 用紙大に作成されている原本一式の写しの開示を求める」。</p> <p>11.「上記文書「道路審議票白根○丁目 91」の 2 枚目には地名地番を黒塗し、「判定」欄に、2 項セットバックの指導、地図は貼付加工される前の「道路」と記載されている B5 大文書原議一式の開示を求める」。</p> <p>12.「上記文書の 6 枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に調査年月日等が黒塗し隠蔽した文書は記載されていないが何処を調査したのか「調査場所及び資料の開示」。</p> <p>15.「上記文書の 6 枚目下段枠内の指導について、①誰に、②どの場所を指導したのか。③「上記両文書の、乙某宅(3 旭 460 号)については(・・・黒塗・・・)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と、道路後退をしているにも関わらず、後退していないと判断した根拠文書の開示」。</p> <p>16.「上記両文書添付資料に「指導方法案」とある中の、セットバックと手書きした部位・セットバックの判定をしたとの根拠資料の原議一式及び B5 大文書原議一式の開示」。</p> <p>17. ①平成 21 年 9 月 3 日に「建築基準法第 42 条 2 項道路」では無くなった。と云われる道路範囲が明示された文書の開示を求める」。</p>
---

別表1(5) 所管課：道路局総務課（請求No.93から96まで）、道路局路政課（請求No.97から169まで）、道路局道路調査課（請求No.170から174まで）

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
93	2368	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1790号（平成29年8月21日）と同番号を2件作成し、其の1件にて、請求者が特定した文書を開示せず、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしている。『決定するに際し、起案し、経伺し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・（閲覧後、必要により写しを希望する。）「旭土木事務所長に限る」「道路局に限る。」	29.10.4	非開示	29.11.20	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1790号（平成29年8月21日）と同番号を2件作成し、其の1件にて、請求者が特定した文書を開示せず、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしている。『決定するに際し、起案し、経伺し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・（閲覧後、必要により写しを希望する。）「道路局に限る。」	処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件対象行政文書は、旭区旭土木事務所が作成した文書であり、道路局においては事務処理上必要ではないことから、道路局では作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
94	2388	①道路局総務課、道総（第672号）発出するに当たり、起案し、決裁した文書、裁決文書の写し。 ②目録に道路第432、433、434、435、436、437、438、470、471、472、473号（H29.8.21付）各文書及び関連文書を路政課が発出した際の承認済を各文書に与えた際の各施行文書の写し。	29.11.1	一部開示	29.12.11	平成29年度道総第672号（9月19日付開示請求に対する非開示決定について）起案文書一式	処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから条例第2条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。なお、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
95	2433	道路局に限る。写真は道路局開示。旭区白根特定丁目特定地番Aと同特定地番E間については、法務局へ登記し其の後5年間保管し廃棄したと横浜市長（道路局長路政課長D）の開示回答が有り、法務局へ確認した。道路査定時に私有地を取り込んでいることが分かった。①地方税法第381条第7号にて	30.1.16	非開示	30.4.2	①地方税法第381条第7号にて復元を求める手続きに処する文書の開示。	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	道路局では「地方税法第381条第7項にて復元を求める手続き」を行っていないことから、当該開示に係る文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。また、文書の特定期間も適切に行

		復元を求める手続きに処する文書の開示。②神奈川県から地番特定地番Lを横浜市は移譲受したが、地番特定地番Aとの道路境界査定杭が永年保存となっている文書の閲覧開示。(閲覧後、写しを希望)(※写真は省略)					われている。
96	2464	道路局が、私の横浜市旭区白根特定丁目特定地番A敷地を搾取していることを、道路局総務課長席にて指摘した。其の後、h道路局長から「i総務課長、j係長、路政課、調整課の三課で案件について共有しました。案件は、平成17年4月1日付で旭区役所(旭土木事務所)に道路の管理を移管しております。」について、①どの様に、②どの部分について移管をされたのか明示された文書及び、③移管した道路「道路現形図の開示」	30.7.11	非開示	30.9.11	「平成17年4月1日付で旭区役所(旭土木事務所)に道路の管理を移管しています。」について、①どの様に、②どの部分について移管をされたのかを明示された文書及び、③移管した道路「道路現形図の開示」	非開示決定の処分を取り消し、請求文書(住宅敷地現形図)の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	請求文書の内容から、土木事務所の組織が道路局から区役所に移管された際に作成した、道路局から区役所に移管した道路管理について記載された行政文書の開示を請求していると解される。平成17年4月1日の移管は、道路局からは土木事務祖という組織を区役所へ移管したのみであり、道路の維持管理に関する事務の内容に変更はなかった。したがって、平成17年4月1日の移管に伴って本件対象行政文書を作成する必要がなかったため、保有しておらず、非開示とした。
97	2352	地番特定地番Eと地番特定地番A私有地間面積を不明として、横浜市が登記したという文書原議一式」及び地番特定地番Eと地番特定地番A間を特定建設会社に整備を依頼した文書原議一式写し」の写しの開示を郵送により希望す。	29.6.2	非開示	29.7.12	地番特定地番Eと地番特定地番A私有地間面積を不明として、横浜市が登記したという文書原議一式	平成29年6月2日付で行った出鱈目な処分を取り消し、請求書記載通り原議一式の写しを請求先機関から開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	対象行政文書は、横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表において「道路用地登記事務関係書類」に該当し、保存期間は5年とされており、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。
98	2353	旭土木事務所長が地番特定地番A私有地へ境界杭を新設し、県有地特定地番Dを拡大させている。道路局長(路政課k及びD課長)	29.6.2	全部開示	29.7.12	第1524号横浜市報 昭和40年6月5日発行(市道認定及び区域決定に関する告示)	平成29年6月2日付で行った出鱈目な処分を取り消し、請求書記載通り原議一式の写しを請求先機関から開示するよう求める。

		は、県から移譲された公図に基づき、平成 17 年 4 月 1 日付で旭土木事務所が管理（旭区役所）を移管受けし「白根 164 号線の形態（範囲、起点終点、距離、幅員、）起点終点等が明示されている文書」の開示を郵送により希望す。		情報公開条例第 10 条第 1 項		—	審査請求人は白根 164 号線の形態の開示を求めており、そのうち起点終点、距離、幅員を明示している文書は本件対象行政文書のみであり、これ以外に作成し、又は取得しておらず、保有していない。
99	2354	同上	29. 6. 2	一部開示	29. 7. 12	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）	平成 29 年 6 月 2 日付で行った出鱈目な処分を取り消し、請求書記載通り原議一式の写しを請求先機関から開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
100	2361	林文字横浜市長（道路局長） 貴所属は道路第 352 号（平成 29 年 7 月 12 日）に於いて、請求者並び横浜市情報公開・個人情報保護審査会に本件の対象行政文書は、旭区白根特定丁目特定地番 E と同町特定地番 A の間にある同町特定地番 L の登記に関する原議一式です。同地の横浜市堀の所有権移転（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記に係る申請書類の原本は横浜地方法務局に提出しています。と虚偽により文書非開示の正当化を謀った。「此の道路第 352 号虚偽について起案し裁決した文書の写しの閲覧開示請求をする。」閲覧後、必要により写しを希望する。	29. 8. 21	一部開示	29. 11. 16	平成 29 年度道路第 352 号「平成 29 年 6 月 2 日道路第 192 号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
101	2362	同上	29. 8. 21	一部開示	29. 11. 16	平成 29 年度道路第 353 号「平成 29 年 6 月 2 日道路第 191 号による開	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。

						示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書、審査請求の趣旨の引用部分	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書及び審査請求の趣旨の引用部分については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
102	2363	同上	29. 8. 21	一部開示		平成 29 年度道路第 354 号「平成 29 年 6 月 2 日道路第 191 号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
			29. 8. 21	情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。

							なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
103	2364	林文字横浜市長（道路局長） 貴所属は道路第352号（平成29年7月12日）にて、市長の統括する組織である道路局道路部道路政課が開示決定を行い、旭区旭土木事務所が期間延長していることについては、条例に基づき適正に事務を行っていると考えます。イ道路局道路部道路政課が開示決定を行い・について起案し裁決した文書の閲覧開示。 ロ又、開示決定については、条例第11条第2項に基づき期間を延長した上で、…について、延長することについて起案し裁決した文書の閲覧。 ハその期間内に行っており、適正に事務を行っていると考えます。…について、期間内に行った文書の閲覧開示。 イロハ各項については閲覧後、必要により写しを希望。	29. 8. 21	一部開示	29. 11. 16	平成29年度道路第192号「平成29年4月10日付開示請求に対する非開示決定について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 なお、本号ただし書に該当しない。
104	2365	同上	29. 8. 21	一部開示	29. 11. 16	平成29年度道路第191号「平成29年4月10日付開示請求に対する一部及び全部開示決定について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 なお、本号ただし書に該当しない。
105	2366	同上	29. 8. 21	一部開示	29. 11. 16	平成29年度道路第191号「平成29年4月10日付開示請求に対する一部及び全部開示決定について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。



							なお、本号ただし書に該当しない。
106	2367	林文字横浜市長（道路局長） 貴所属は道路第 354 号（平成 29 年 7 月 12 日）に於いて、請求者並び横浜市情報公開・個人情報保護審査会に本件の対象行政文書は、旭区白根特定丁目特定地番 E と同町特定地番 A の間にある同町特定地番 L の登記に関する原議一式です。同地の横浜市の所有権移転（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記に係る申請書類の原本は横浜地方務局に提出しています。と正当化を謀り、公図に記載された氏名、住所、製図者、検算者等を黒塗り隠蔽している。①神奈川県から移譲された敷地求積図の閲覧開示。②「道路第 354 号文書を起案し裁決した文書の閲覧開示請求。」閲覧後、必要により写しを希望する。	29. 8. 21	一部開示	29. 11. 16	(1) 市道白根第 164 号線に係る改廃原議内「横浜市特定県営住宅敷地求積図」 (2) 平成 29 年度道路第 354 号「平成 29 年 6 月 2 日道路第 191 号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
107	2375	実施機関が開示決定並びに開示決定期間延長されている。本件開示請求の実施機関は横浜市長である。市長の統括する組織である道路局道路部路政課が開示決定を行い・と弁明しているが、道路局道路部路政課が開示決定を行ったと判る「起案から裁決までの裁決文書の開示	29. 10. 16	一部開示	29. 11. 30	(1) 平成 29 年 6 月 1 日道路第 191 号「平成 29 年 4 月 10 日付開示請求に対する一部および全部開示決定について」 (2)平成 29 年 5 月 31 日道路第 192 号「平成 29 年 4 月 10 日付開示請求に対する非開示決定について」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第

							2号本文に該当し、非開示とした。 なお、本号ただし書に該当しない。
108	2376	実施機関が開示決定並びに開示決定期間延長されている。本件開示請求の実施機関は横浜市長である。市長の統括する組織である道路局道路部路政課が開示決定を行い・と弁明しているが、道路局道路部路政課が開示決定を行ったと判る「起案から裁決までの裁決文書の開示	29.10.16	一部開示	29.11.30	(1)平成29年度道路第352号「平成29年6月2日道路第192号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」 (2)平成29年度道路第354号「平成29年6月2日道路第191号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
109	2377	実施機関が開示決定並びに開示決定期間延長されている。本件開示請求の実施機関は横浜市長である。市長の統括する組織である道路局道路部路政課が開示決定を行い・と弁明しているが、道路局道路部路政課が開示決定を行ったと判る「起案から裁決までの裁決文書の開示	29.10.16	一部開示	29.11.30	平成29年度道路第353号「平成29年6月2日道路第191号による開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書、審査請求の趣旨の引用部分	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることか

							ら、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書及び審査請求の趣旨の引用部分については、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
110	2378	実施機関が開示決定並びに開示決定期間延長されている。本件開示請求の実施機関は横浜市長である。市長の統括する組織である道路局道路部路政課が開示決定を行い・と弁明しているが、道路局道路部路政課が開示決定を行ったと判る「起案から裁決までの裁決文書の開示	29. 10. 16	一部開示	29. 11. 30	平成 29 年度道路第 727 号「意見書の写しの送付について」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		意見書の写し	左記の情報は、審査請求人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求の詳細な内容が明らかとなり、意見書作成者の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
111	2379	①県からの移譲受地を、横浜市市議会の承認を受けて告示し、登記した範囲と距離と名称と年月日の開示。②道路局路政課は開示決定については、条例に基づき期間を延長した上で、その延長期間内に行っており、適正に事務を行っていると考えます。と出鱈目な弁明をし、「そこではないと思った」との言質はなんだ。弁明文書を開示決定した際の「起案から決裁までの裁決文書の原議一式を開示請求し4か月経過している。即、開示を求める。	29. 10. 16	全部開示	29. 11. 30	第 1524 号横浜市報 昭和 40 年 6 月 5 日発行(市道認定及び区域決定に関する告示)	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	本件開示請求書に記載の「県からの移譲受地」について、審査請求人は、旭区白根特定丁目特定地番Rと同特定地番Aの間の神奈川県から移譲された際の文書について繰り返し開示請求を行っていることから、旭区白根特定丁目特定地番Rと同特定地番Aの間の土地を指しているものと解した。したがって、旭区白根特定丁目特定地番Rと同特定地番Aの間の土地について、市道として認定し、横浜市報により告示した路線名称と告示年月日が示された文書である本件対象行政文書を特定した。なお、白根方面第9号線は現在は白根第 164 号線と名称が変

							更されている。本件対象行政文書のほかに、審査請求人が求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
112	2380	①県からの移譲受地を、横浜市市議会の承認を受けて告示し、登記した範囲と距離と名称と年月日の開示。②道路局路政課は開示決定については、条例に基づき期間を延長した上で、その延長期間内に行っており、適正に事務を行っていると考えます。と出鱈目な弁明をし、「そこではないと思った」との言質はなんだ。弁明文書を開示決定した際の「起案から決裁までの裁決文書の原議一式を開示請求し4か月経過している。即、開示を求める。	29.10.16	一部開示	29.11.30	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
113	2381	①県からの移譲受地を、横浜市市議会の承認を受けて告示し、登記した範囲と距離と名称と年月日の開示。②道路局路政課は開示決定については、条例に基づき期間を延長した上で、その延長期間内に行っており、適正に事務を行っていると考えます。と出鱈目な弁明をし、「そこではないと思った」との言質はなんだ。弁明文書を開示決定した際の「起案から決裁までの裁決文書の原議一式を開示請求し4か月経過している。即、開示を求める。	29.10.16	非開示	29.11.30	開示請求し4か月経過している、弁明文書を開示決定した際の「起案から決裁までの裁決文書の原議一式」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件審査請求に係る開示請求のあった平成29年10月2日時点で、審査請求人から道路局道路部路政課が保有する文書にかかる開示請求に対してはすべて開示決定等を行っている。したがって、審査請求人が開示請求を行ってから4か月を経過して開示決定等を行っていない文書は存在せず、保有していないため、非開示とした。
114	2382	①横浜市長所属道路局は、白根地番特定地番Eと同特定地番A間は私有地であるが、同地の所有権移転は(昭和41年3月12日神奈川県から譲与)登記にかかる申請書類の原本は横浜地方務局に提出しています。と横情審(藤原静雄会長)へ諮問していた非事実について、請求者はD路政課長に「そこではないと思った」と確認したが、道路局長以下路政課D課長に至るまで承認済みとある。登記簿	29.10.16	一部開示	29.11.30	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月司会)	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

		と登記した地番部位、年月日の開示。②神奈川県から移譲された部位と地番と年月日。③移譲道路が完成し、市土木部長が保土ヶ谷土木事務所長外 8 名を立会に確認した部位と地番と年月日の開示。					
115	2389	道路局長 貴所属から道路第 470 号(平成 29 年 8 月 21 日)ほかにて計 11 件の文書を平成 29 年 9 月 6 日午後 3 時 30 分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第 432 号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29. 9. 20	一部開示	29. 12. 12	平成 29 年度道路第 470 号「平成 29 年 8 月 7 日付個人情報本人開示請求に対する全部開示決定について(旭区 1)」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求に係る審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
116	2390	同上	29. 9. 20	一部開示	29. 12. 12	平成 29 年度道路第 471 号「平成 29 年 8 月 7 日付個人情報本人開示請求に対する一部開示決定について(旭区 2)」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとな

							り審査請求に係る審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
117	2391	同上	29.9.20	一部開示	29.12.12	平成29年度道路第472号「平成29年8月7日付個人情報本人開示請求に対する一部開示決定について(旭区3)」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求に係る審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
118	2392	同上	29.9.20	一部開示	29.12.12	平成29年度道路第473号「平成29年8月7日付個人情報本人開示請求に対する一部開示決定について(旭区4)」	審査請求にかかる処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求に係る審査請求人の権利利益が害され

							るおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
119	2396	道路局長 貴所属から道路第352号(平成29年7月12日)にて開示された。貴所属が本件、道路第354号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第352号「平成29年6月2日道路第192号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
120	2397	道路局長 貴所属から道路第353号(平成29年7月12日)にて開示された。貴所属が本件、道路第354号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第353号「平成29年6月2日道路第191号による開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書、審査請求の趣旨の引用部分	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書及び審査請求の趣旨の引用部分については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載

							されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
121	2398	道路局長 貴所属から道路第354号(平成29年7月12日)にて開示された。貴所属が本件、道路第354号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第354号「平成29年6月2日道路第191号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
122	2399	道路局長 貴所属から道路第432号(平成29年8月21日)ほかにて計11件の文書を平成29年9月6日午後3時30分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第432号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第432号「平成29年7月27日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区1)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当



							し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
123	2400	道路局長 貴所属から道路第433号(平成29年8月21日)ほかにて計11件の文書を平成29年9月6日午後3時30分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第432号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第433号「平成29年7月27日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区2)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書、審査請求の趣旨の引用部分	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書及び審査請求の趣旨の引用部分については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
124	2401	道路局長 貴所属から道路第434号(平成29年8月21日)ほかにて計11件の文書を平成29年9月6日午後3時30分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第432号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第434号「平成29年7月27日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区3)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。

		し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)		情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
125	2402	道路局長 貴所属から道路第435号(平成29年8月21日)ほかにて計11件の文書を平成29年9月6日午後3時30分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第432号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第435号「平成29年7月27日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区4)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
126	2403	道路局長 貴所属から道路第436号(平成29年8月21日)ほかにて計11件の文書を平成29年9月6日午後3時30分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第432号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.20	一部開示	29.12.22	平成29年度道路第436号「平成29年7月27日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区5)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書1欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。

127	2404	道路局長 貴所属から道路第 437 号(平成 29 年 8 月 21 日)ほかにて計 11 件の文書を平成 29 年 9 月 6 日午後 3 時 30 分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第 432 号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29. 9. 20	一部開示	29. 12. 22	平成 29 年度道路第 437 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区 6)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書 1 欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
128	2405	道路局長 貴所属から道路第 438 号(平成 29 年 8 月 21 日)ほかにて計 11 件の文書を平成 29 年 9 月 6 日午後 3 時 30 分開示されるとの通知を頂いた。貴所属が本件、道路第 432 号文書を開示するにあたり、貴所属が起案立案し、経伺回議稟議し決裁した決裁文書即ち裁決後の紙一連文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する。)	29. 9. 20	一部開示	29. 12. 22	平成 29 年度道路第 438 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区 7)」	部位、範囲、年月日と登記に関し請求した文書を開示せずに、一部開示決定通知書 1 欄の開示請求に係る行政文書欄の表題に請求外文書を記載した上で行った各号文書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
129	2406	①道路局総務課道総(第 672 号)発出するに当たり、起案し、決裁した文書、裁決文書の写し。②同様に道路第 432、433、434、435、436、437、438、470、471、472、473 号(H29. 8. 21 付)各文書及び関連文書を路政課が発出した	29. 11. 1	一部開示	29. 12. 22	平成 29 年度道路第 432 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について(旭区 1)」 平成 29 年度道路第 434 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一	処分の取り消しを求める。

		<p>際の承認済を各文書に与えた際の各施行文書の写し。</p>				<p>部開示決定について（旭区3）」  平成29年度道路第438号「平成29年7月27日付開示請求に対する一部開示決定について（旭区7）」  平成29年度道路第470号「平成29年8月7日付個人情報本人開示請求に対する全部開示決定について（旭区1）」  平成29年度道路第471号「平成29年8月7日付個人情報本人開示請求に対する一部開示決定について（旭区2）」  平成29年度道路第472号「平成29年8月7日付個人情報本人開示請求に対する一部開示決定について（旭区3）」  平成29年度道路第473号「平成29年8月7日付個人情報本人開示請求に対する一部開示決定について（旭区4）」</p>	
				<p>情報公開条例第7条第2項第2号</p>		<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書</p>	<p>個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。</p> <p>審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。</p> <p>なお、いずれも本号ただし書に該当しない。</p>

130	2407	同上	29. 11. 1	一部開示	29. 12. 22	平成 29 年度道路第 433 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について（旭区 2）」	処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書、審査請求の趣旨の引用部分	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書及び審査請求の趣旨の引用部分については、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
131	2408	同上	29. 11. 1	一部開示	29. 12. 22	平成 29 年度道路第 435 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について（旭区 4）」 平成 29 年度道路第 436 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について（旭区 5）」 平成 29 年度道路第 437 号「平成 29 年 7 月 27 日付開示請求に対する一部開示決定について（旭区 6）」	処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
132	2409	道路局長 平成 27 年 5 月 15 日付書面では、 建築局長 J 殿に『平成 4 年道路審議票白根特定丁目 91』文書の捏造部位を公図写真にて指	29. 11. 1	非開示	29. 12. 22	市が神奈川県から移譲された地番特定地番 L 道路を供用道路として登記した年月日の開示	処分の取り消しを求める。

		<p>摘し、地番特定地番A甲宅の官民境界査定杭の位置、県が横浜市に移譲した地番特定地番L道路は、地番特定地番A甲宅の東側で写真公図の始点から終点まで幅4mの距離87mであること。市が神奈川県から移譲された地番特定地番L道路を供用道路として登記した年月日の開示。</p>		<p>情報公開条例第10条第2項</p>		<p>旭区白根特定丁目特定地番Lの横浜市への所有権移転登記に係る申請書類の原本は横浜地方法務局に提出している。</p> <p>また、対象行政文書は、横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表において「道路用地登記事務関係書類」に該当し、保存期間は5年とされており、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していない。</p> <p>したがって、対象行政文書は、法務局に提出済み又は保存期間経過により廃棄済みの文書であり、保有していないため、非開示とした。</p>
133	2410	<p>横浜市道路局長は、私有地である白根地番特定地番Eと同特定地番A間を昭和44年3月13日に登記したと言う。道路局長は其の文書を承認し、横情審（藤原静雄）へ弁明し諮問した。請求者は反論依頼を求められたので、道路局長が承認し、横浜市長名で諮問し、承認した文書の非事実について確認のため、平成29年6月30日に道路局長を訪問した。不在だったので道路局長が承認した文書を、D路政課長と1閲覧確認をした。道路局長以下D路政課長に至るまで、非事実について承認済みとなっているのを確認した。県から移譲された部位と地番。登記した地番と部位と年月日の開示（閲覧後必要により写しを希望す）。</p>	29.11.1	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号</p>	29.12.22	<p>市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）（県から移譲された部位と地番）</p> <p>個人の氏名、住所</p> <p>左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。</p>
134	2411	同上	29.11.1	<p>非開示</p> <p>情報公開条例第10条第2項</p>	29.12.22	<p>白根地番特定地番Eと同特定地番A間を登記した地番と部位と年月日の開示</p> <p>旭区白根特定丁目特定地番Eと同町特定地番Aの間にある土地の横浜市への所有権移転登記に係る申請書類の原本は横浜地方法務局に提出している。</p> <p>また、対象行政文書は、横浜市行政文書管理規則第</p>

							10 条第 4 項に規定する行政文書分類表において「道路用地登記事務関係書類」に該当し、保存期間は 5 年とされており、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していない。 したがって、対象行政文書は、法務局に提出済み又は保存期間経過により廃棄済みの文書であり、保有していないため、非開示とした。
135	2424	道路局長 平成 27 年 5 月 15 日付書面では、建築局長 J 殿に『平成 4 年道路審議票白根特定丁目 91』文書の捏造部位を公図写真にて指摘し、①『地番特定地番 A 甲宅の官民境界査定杭の位置の開示』。②『県が横浜市に移譲した地番特定地番 L 道路の始点から終点まで幅 4m の距離 87m である部位の開示』。③『市が神奈川県から移譲された地番特定地番 L 道路を供用道路として登記した年月日の開示』。④移譲後に白根第 164 号線と呼称された部位開示。	29. 11. 17	非開示	30. 3. 20	①地番特定地番 A 甲宅の官民境界査定杭の位置の開示	処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	道路局路政課は、境界調査に関する事務は行っておらず、他部署が審査請求人の求めている文書を作成している可能性がある旨を審査請求人に伝えたと、審査請求人が求めている文書は、路政課が保有している文書であると確認した。 対象行政文書は、路政課が保有する旭区白根特定丁目特定地番 A の官民境界査定杭の位置を示した文書。 路政課は、本件対象行政文書を作成する事務は行っておらず、保有していないため非開示とした。
136	2425	同上	29. 11. 17	一部開示	30. 3. 20	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会) (②県が横浜市に移譲した地番特定地番 L 道路の始点から終点まで幅 4 m の距離 87m である部位の開示)	処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
137	2426	同上	29. 11. 17	非開示	30. 3. 20	③市が神奈川県から移譲された地番特定地番 L 道路を供用道路として登記した年月日の開示	処分の取り消しを求める。

				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	旭区白根特定丁目特定地番 1 の横浜市への所有権移転登記に係る申請書類の原本は横浜地方法務局に提出している。 また、本件に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則第 10 条第 4 項に規定する行政文書分類表において「道路用地登記事務関係書類」に該当し、保存期間は 5 年とされており、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していない。 したがって、対象行政文書は、法務局に提出済み又は保存期間経過により廃棄済みの文書であり、保有していないため、非開示とした。
138	2427	同上	29. 11. 17	非開示	30. 3. 20	④移譲後に白根第 164 号線と呼称された部位開示	処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	道路局路政課は、地籍調査及び境界調査に関する事務は行っておらず、他部署が審査請求人の求めている文書を作成している可能性がある旨を審査請求人に伝えたと、審査請求人が求めている文書は、路政課が保有している文書であると確認した。対象行政文書は、路政課が保有する、神奈川県からの土地の移譲後に市道白根第 164 号線と呼称されている路線の部位を示している文書。 路政課が保有している文書は、昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事からの土地願に基づき作成されており、昭和 43 年に地籍調査が行われる前に作成されているため、当該部位については記録がなく、またその後も路政課では地籍調査及び境界調査に関する事務は行っていないため作成しておらず、保有していないため非開示とした。
139	2428	道路局長 平成 29 年 6 月 30 日に、請求者の敷地求積図及び敷地査定図により記載されている「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）」公図を受領し確認したが請求者の所有地である。市が登記し	29. 11. 17	非開示	30. 3. 20	道路局長 平成 29 年 6 月 30 日に、請求者の敷地求積図及び敷地査定図により記載されている「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）」公図を受	処分の取り消しを求める。



		た登記文書の開示を求める。				領し確認したが請求者の所有地である。市が登記した登記文書の開示	
			情報公開条例第 10 条第 2 項		—	昭和 43 年に地籍調査が行われ、その成果が法務局に送付され、採用されたことにより、平成 2 年に現在の白根第 164 号線にあたる公図上の土地の形状が、路政課が保有する昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事からの土地願いに添付された公図上の形状から変更された。 審査請求人は、この地籍調査が行われたことにより変更された部位を請求者の所有地であると主張し、市が登記した登記文書の開示を求めていると解される。 道路局路政課は、地籍調査に関する事務は行っていないため、他部署が審査請求人の求めている文書を作成している可能性がある旨を伝えたと、審査請求人の求めている文書は、路政課が保有している文書であると確認した。 対象行政文書は、路政課が保有する、審査請求人が請求者の所有地であると主張する部位について本市が登記した際の文書。 路政課が保有している文書は、昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事からの土地願いに基づき作成されており、昭和 43 年に地籍調査が行われる前に作成されているため、当該部位及び登記については記録がなく、その後も路政課では地籍調査に関する事務を行っていないため作成しておらず、保有していないため非開示とした。	
140	2429	横浜市道路局長は、請求者の私有地である白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間を昭和 44 年 3 月 13 日に登記したと虚言文書を承認済し、横情審（藤原静雄）へ諮問し弁明をし	29. 11. 17	非開示	30. 3. 20	県から移譲され上記地番（請求者の私有地である白根地番特定地番 E と同特定地番 A 間）と部位と登記した年月日の開示	処分の取り消しを求める。

		ている。横浜市長名で道路局長が承認済し、 諮問した文書について確認のため、平成 29 年 6 月 30 日に道路局長を訪問したが不在だった ので、道路局長が承認した伺い文書を、D 路 政課長と 1 職員を交え閲覧確認をした。道路 局長以下 D 路政課長に至るまで、承認済みの 虚偽文書を確認した。県から移譲され上記の 地番と部位と登記した年月日の開示。		情報公開条例第 10 条第 2 項		—	開示請求書に記載されている土地は、昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事からの土地願いに基づき、 昭和 40 年 5 月の横浜市の議決を経て、名称を白 根方面第 9 号線として市道認定され、現在は白根第 164 号線と名称が変更されている路線に隣接して いる土地である。 当該地域は、昭和 43 年に地籍調査が行われ、その 成果が法務局に送付され、採用されたことにより、 平成 2 年に現在の白根第 164 号線にあたる公図上 の土地の形状が、路政課が保有する昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事からの土地願いに添付された 公図上の形状から変更された。 審査請求人は、この地籍調査が行われたことにより 変更された部位を請求者の私有地であると主張し、 対象行政文書の開示を求めていると解される。 道路局路政課は、地籍調査に関する事務は行って いないため、他部署が審査請求人の求めている文書 を作成している可能性がある旨を伝えたと、審査 請求人の求めている文書は、路政課が保有している 文書であると確認した。 対象行政文書は、路政課が保有する、審査請求人が 請求者の私有地であると主張する部位を示してい る文書及び本市が登記した際の文書。 路政課が保有している文書は、昭和 39 年 7 月 15 日 付神奈川県知事からの土地願いに基づき作成され ており、昭和 43 年に地籍調査が行われる前に作成 されているため、当該部位及び登記については記録 がなく、その後も路政課では地籍調査に関する事務 を行っていないため作成しておらず、保有していな いため非開示とした。
141	2430	道路局長旭土木事務所長) 所属は、平成 17 年 4 月 1 日、旭区役所へ移管前の平成 10 年 7 月 31 日付にて①地番特定地番 A 地は、原告の土	29. 11. 17	非開示	30. 3. 20	道路局長旭土木事務所長所属は、 平成 17 年 4 月 1 日、旭区役所へ移 管前の平成 10 年 7 月 31 日付にて	処分の取り消しを求める。

		地ではないという。原告の道路では無いとされた原議一式 写しの交付』。				地番特定地番A地は原告の土地ではないという。原告の道路では無いとされた原議一式	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	審査請求人は、路政課が保有する、平成 10 年 7 月 31 日付原告の道路では無いとされた原議一式を指していると解される。 道路局路政課は、本件対象行政文書を作成する事務は行っておらず、他部署が審査請求人の求めている文書を作成している可能性がある旨を伝えたところ、審査請求人の求めている文書は、路政課が保有している文書であると確認した。 対象行政文書は、路政課が保有する、審査請求人が請求者の私有地であると主張する部位を示している文書及び本市が登記した際の文書。 対象行政文書は、路政課が保有している文書には記録がなく、またその後も路政課では作成しておらず、保有していないため非開示とした。
142	2431	横浜市は、神奈川県から土地調書（白根特定丁目地番特定地番D、特定地番C、特定地番L、特定地番M）と共に移譲され、昭和 40 年 6 月 5 日告示したが、①住企第 370 号（S39 年 12 月 26 日付）及び②住企第 226 号（S39. 7. 15 付）文書の閲覧と住企第 226 号（S. 39. 7. 15 付）の写しの交付を求める。	30. 1. 4	一部開示	30. 3. 20	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）（住企第 370 号及び住企第 226 号）	一部開示決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
143	2432	写真は道路局開示。旭区白根特定丁目特定地番Aと同特定地番E間については、法務局へ登記しその後 5 年間保管し廃棄したと横浜市長長（道路局長路政課長D）虚言の開示回答が有り法務局へ確認した。道路査定時に私有地を取り込んでいることが分かった。地方税法第 381 条第 7 号にて復元を求めるが、一先ずは、神奈川県から横浜市が移譲受けした時の地番特定地番Lの境界査定杭が記載載	30. 1. 4	一部開示	30. 3. 20	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）（神奈川県から横浜市が移譲受けした時の地番特定地番Lの境界査定杭が記載された永年保存となっている文書の閲覧開示。道路局に限る。）	一部開示決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本

		された永年保存となっている文書の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望す) 道路局に限る。(※写真省略)				号ただし書に該当しないため、非開示とした。	
144	2434	道路局に限る。写真は道路局開示。旭区白根特定丁目特定地番Aと同特定地番E間については、法務局へ登記しその後5年間保管し廃棄したと横浜市長(道路局長路政課長D)の開示回答が有り、法務局へ確認した。道路査定時に私有地を取り込んでいることが分かった。①地方税法第381条第7号にて復元を求める手続きに処する文書の開示。②神奈川県から地番特定地番Lを横浜市は移譲受したが、地番特定地番Aとの道路境界査定杭が永年保存となっている文書の閲覧開示。(閲覧後、写しを希望)(※写真省略)	30.1.16	一部開示	30.4.2	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(道路局に限る。②神奈川県から地番特定地番Lを横浜市が移譲受したが、地番特定地番Aとの道路境界査定杭が永年保存となっている文書)	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
145	2436	貴所属は道路第354号(平成29年7月12日付)にて、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に、本件の対象行政文書は旭区白根特定丁目特定地番Eと同町特定地番Aの間にある同町特定地番Lの登記に関する原議一式ですと諮問した。同地が横浜市の所有権移転(昭和41年3月12日神奈川県から譲与)登記に係る申請書類の原本は横浜地方法務局に提出しています。と正当化を謀り、公図に記載された氏名、住所、製図者、検算者等を黒塗したが、①神奈川県から移譲された敷地求積図の開示。②「道路第354号文書を作成する際に、起案し経伺し決裁した裁決文書の開示請求。」閲覧後、必要により写しを希望する。	30.1.25	一部開示	30.4.10	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(神奈川県から移譲された敷地求積図)	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
146	2437	同上	30.1.25	一部開示	30.4.10	平成29年度道路第354号「平成29年6月2日道路第191号による一部開示決定に対する審査請求の諮	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

						問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、審査請求書	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。 審査請求書については、個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり本件対象行政文書の審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、その全体を非開示とした。 なお、いずれも本号ただし書に該当しない。
147	2438	実施機関が平成30年1月4日付道路第1064号に於いて「市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）（住企第370号及び第226号）開示決定しているが、神奈川県から道路移譲された地番特定地番Lの同特定地番H査定杭と同特定地番E境界間の特定地番E地の査定杭。双方の明示されている地積表及び公図の閲覧開示。閲覧後必要により写しを希望、	30.1.25	一部開示	30.4.10	市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）（神奈川県から道路移譲された地番特定地番Lの同特定地番H査定杭と同特定地番E境界間の特定地番E地の査定杭。双方の明示されている地積表及び公図）（神奈川県から道路移譲された時点の文書）	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
148	2439	実施機関が平成30年1月4日付道路第1064号に於いて「市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）（住企第370号及び第226号）開示決定しているが神奈川県から道路移譲され、横浜市議会に諮った際の文書一式の写しの閲覧開示。閲覧後必要に	30.1.25	全部開示	30.4.10	昭和40年5月12日提出 市第12号議案の写し及び議案参考図の写し（実施機関が平成30年1月4日付道路第1064号に於いて「市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）（住企第370	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

		より写しを希望、				号及び第 226 号)開示決定しているが神奈川県から道路移譲され、横浜市議会に諮った際の文書一式)	
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	審査請求人は、本件開示請求において、白根方面第 9 号線の認定について市会に諮った際の文書の開示を求めていると解されるため、対象行政文書を特定した。本件対象行政文書のほかに、審査請求人が求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
149	2440	神奈川県から横浜市が移譲された公図のうち、マイクロ化されていると道路局路政課から回答を頂いている。①横浜市特定県営住宅敷地求積図。②横浜市特定県営住宅敷地査定図。③横浜市特定県営住宅敷地現形図の写しの開示。郵送にて開示を希望します。納付書を同封して頂きたい	30. 2. 21	一部開示	30. 4. 10	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会) (①横浜市特定県営住宅敷地求積図、②横浜市特定県営住宅敷地査定図)	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
150	2441	同上	30. 2. 21	非開示	30. 4. 10	③横浜市特定県営住宅敷地現形図	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	開示請求書に記載されている③に係る行政文書は、昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事から提出された土地願いに、敷地現形図が添付されている審査請求人が判断したものと解した。 本件対象行政文書は「横浜市特定県営住宅敷地現形図」である。道路局路政課でマイクロフィルム化して保存している、神奈川県知事からの土地願いに当該図面は添付されておらず、またその後も道路局路政課では作成してらず、保有していないため非開示とした。
151	2467	道路局が平成 30 年 1 月 4 日付道路第 1064 号に於いて「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会) (住企第 370 号及び第 226 号) 開示決定しているが、神奈川	30. 7. 20	一部開示	30. 9. 13	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会) (神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番H地の	処分を取り消し、「神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番H地の査定杭から同特定地番E地の査定杭(境界線境界杭と同一使用)間 44. 06mに結線されている査定杭を特定し、其れに

		<p>県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番H地の査定杭から同特定地番E地の査定杭間 44.06m に結線されていることが確認できる地積表及び公図の開示。</p> <p>①道路局が平成 30 年 1 月 4 日付道路第 1064 号に於いて「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）（住企第 370 号及び第 226 号）開示決定しているが、神奈川県から地番特定地番Lの道路移譲された際の同特定地番H地の査定杭の開示。② 上記同様地番特定地番E地の査定杭の開示。</p> <p>【補正】平成 30 年 7 月 13 日（金）16 時半頃、旭区広報相談係において、上記「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」に記載の①及び②の「査定杭」は「改廃原議の中に入っている杭の位置を示した図」であることを請求者に確認しました。その後、続いて道路局路政課m職員と請求者が直接詳細な内容の確認を行いました。路政課で内容の確認をしたところ、①及び②で請求したものは、国調前の「査定杭」がどこにあったかを示す書類であること、対象は「査定杭」を管理している土木事務所であることがわかりました。なお、路政課で開示決定している改廃原議一式に「現形図」がないというお話しも併せて受けましたので路政課でも改廃原議一式及び改廃原議に添付されている「現形図」の開示決定（非開示決定）を行います。</p>				<p>査定杭から同特定地番E地の査定杭間 44.06m に結線されていることが確認できる地積表及び公図)</p> <p>個人の氏名、住所</p>	<p>対する文書も適切に特定し、請求している文書の開示を求める。</p> <p>左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。</p>
152	2468	同上	30. 7. 20	非開示	30. 9. 13	横浜市特定県営住宅敷地現形図	<p>処分を取り消し、「神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番H地の査定杭から同特定地番E地の査定杭間 44.06m に結線されている査定杭と確認できる文書を適切に特定した上で、請求者に開示することを求める。</p>

				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	本件対象行政文書は「横浜市特定県営住宅敷地現形図」である。道路局路政課でマイクロフィルム化して保存している、「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）」に当該図面は添付されておらず、またその後も道路局路政課では作成してらず、保有していないため非開示とした。
153	2469	神奈川県有地の地番特定地番 L 道路を横浜市が移譲受けした際に、神奈川県が横浜市に移譲した各文書のうち、移譲地を登記した範囲が判る文書の開示。	30. 8. 2	一部開示	30. 10. 4	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）の内、公図写 （神奈川県有地の地番特定地番 L 道路を横浜市が移譲受けした際に、神奈川県が横浜市に移譲した各文書のうち、移譲地を登記した範囲が判る文書の開示）	処分を取り消し、「神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番 A 地から同特定地番 E 地の境界線境界杭間結線されている境界標杭を特定した上で、其れに関する請求文書を適切に特定し、文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
154	2470	旭区白根地番特定地番 O 私有地に対し、「アツ そこだったのか」と D 路政課長の声。と反する「登記し 5 年経過したので登記書類は廃棄した」と言質土地の公図及び見解文書等の開示。	30. 8. 2	一部開示	30. 10. 4	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会） （旭区白根地番特定地番 O 私有地に対し、「アツ そこだったのか」と D 路政課長の声。と反する「登記し 5 年経過したので登記書類は廃棄した」と言質土地の公図及び見解文書等の開示）	処分を取り消し、「神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番 A 地から同特定地番 E 地の境界線境界杭間結線されている境界標杭を特定した上で、其れに関する請求文書を適切に特定し、文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
155	2476	※別紙のとおり。	30. 8. 24	一部開示	30. 12. 3	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会） （開示請求書のうち、①、③、⑤、	案件に対し記載の無い請求外文書により一部開示決定及び非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の



						⑥、⑦、⑬、⑰に係る部分)	開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。
156	2477	※別紙のとおり。	30.8.24	非開示	30.12.3	④同様に官民境界先行調査後に移譲された公図等のうち、県営住宅現形図	案件に対し記載の無い請求外文書により一部開示決定及び非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件対象行政文書は「横浜市特定県営住宅敷地現形図」である。道路局路政課でマイクロフィルム化して保存している、神奈川県知事からの土地願いに当該図面は添付されておらず、またその後も道路局路政課では作成してらず、保有していないため非開示とした。
157	2478	※別紙のとおり。	30.8.24	非開示	30.12.3	20 県有地の地番特定地番L道路を横浜市が移譲受けした際に、神奈川県が横浜市に移譲した各文書のうち、地番特定地番A地を登記したことが判る文書	案件に対し記載の無い請求外文書により一部開示決定及び非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件対象行政文書は、道路局路政課でマイクロフィルム化して保存している神奈川県から移譲された際の文書（神奈川県知事からの土地願い）に、地番特定地番Aは神奈川県が上地する土地として含まれておらず、保有していないため非開示とした。
158	2495	神奈川県から横浜市に移譲され、昭和40年5月横浜市議会で承認された特定地番L道路（白根方面第9号線）が移譲された際の②横浜市特定県営住宅敷地現形図（02024A301・SCALE1/300）現形図に記載された地番特定地番H、特定地番I、特定地番J、特定地番A、	30.11.1	非開示	31.2.14	神奈川県から横浜市に移譲され、昭和40年5月横浜市議会で承認された特定地番L道路（白根方面第9号線）が移譲された際の②横浜市特定県営住宅敷地現形図（02024A301・SCALE1/300）	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定した本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

		特定地番E境界線境界杭の開示。 同地について昭和40年5月横浜市議会で承認された文書一式の写しの閲覧。閲覧後必要により写し希望。		情報公開条例第5条第3項		—	本件開示請求は、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
159	2496	同上	30.11.1	非開示	31.2.14	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(現形図に記載された地番地番特定地番H、特定地番I、特定地番J、特定地番A、特定地番E境界線境界杭の開示)	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件開示請求を含む一連の神奈川県から移譲された時点の道路とその隣接地の地番及び境界標に係る文書の開示請求は、全体として情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当する。よって、本件開示請求についても、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
160	2497	同上	30.11.1	非開示	31.2.14	昭和40年5月12日提出 市第12号議案の写し及び議案参考図の写し(同地について昭和40年5月横浜市議会で承認された文書一式の写しの閲覧)	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件開示請求は、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
161	2498	①旭区白根地番特定地番Eと境界線を挟んだ同特定地番A境界線間は私有地であるが、	30.11.1	非開示	31.2.14	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(「①	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求

		<p>道路局長は『同地の所有権移転は（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記にかかる申請書類の原本は、横浜地方法務局に提出しています。』と、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）へ虚偽の諮問をしたことを確認したので、請求者は、道路局を訪問し諮問した文書の開示を受け虚偽を指摘した。「そこではないと思った」とD路政課長の言質でも諮問文書内容に齟齬失態があったことを確認した。文書には、道路局長以下路政課D課長まで承認済みとある。「登記簿と「そこではないと思った」との地番」の開示</p>			<p>旭区白根特定地番特定地番Eと境界線を挟んだ同特定地番A境界線間は私有地であるが、道路局長は『同地の所有権移転は（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記にかかる申請書類の原本は、横浜地方法務局に提出しています。』と、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）へ虚偽の諮問をしたことを確認したので、請求者は、道路局を訪問し諮問した文書の開示を受け虚偽を指摘した。「そこではないと思った」とD路政課長の言質でも諮問文書内容に齟齬失態があったことを確認した。文書には、道路局長以下路政課D課長まで承認済みとある。「登記簿と「そこではないと思った」との地番」の開示のうち、「地番」に係る行政文書)</p>	<p>に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。</p>	
			<p>情報公開条例第 5 条第 3 項</p>		<p>—</p>	<p>本件開示請求を含む一連の神奈川県から移譲された時点の道路とその隣接地の地番及び境界標に係る文書の開示請求は、全体として情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当する。よって、本件開示請求についても、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第 3 項に基づき非開示とした。</p>	
162	2499	<p>①旭区白根地番特定地番Eと境界線を挟んだ同特定地番A境界線間は私有地であるが、道路局長は『同地の所有権移転は（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記にかかる申請書類の原本は、横浜地方法務局に提出して</p>	30. 11. 1	非開示	31. 2. 14	<p>「①旭区白根地番特定地番Eと境界線を挟んだ同特定地番A境界線間は私有地であるが、道路局長は『同地の所有権移転は（昭和 41 年 3 月 12 日神奈川県から譲与）登記</p>	<p>案件に対し記載の無い請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。</p>

		います。』と、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）へ虚偽の諮問をしたことを確認したので、請求者は、道路局を訪問し諮問した文書の開示を受け虚偽を指摘した。「そこではないと思った」とD路政課長の言質でも諮問文書内容に齟齬失態があったことを確認した。文書には、道路局長以下路政課D課長まで了承済みとある。「登記簿と「そこではないと思った」との地番」の開示				にかかる申請書類の原本は、横浜地方法務局に提出しています。』と、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）へ虚偽の諮問をしたことを確認したので、請求者は、道路局を訪問し諮問した文書の開示を受け虚偽を指摘した。「そこではないと思った」とD路政課長の言質でも諮問文書内容に齟齬失態があったことを確認した。文書には、道路局長以下路政課D課長まで了承済みとある。「登記簿と「そこではないと思った」との地番」の開示のうち、「登記簿」の開示	
			情報公開条例第10条第2項		—	本件対象行政文書は、道路局路政課でマイクロフィルム化して保存している、昭和39年7月15日付神奈川県知事からの土地願に関する文書は「市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）」に含まれるが、当該改廃原議一式に当該登記簿謄本は添付されておらず、またその後も路政課では取得しておらず、保有していないため非開示とした。	
163	2500	②神奈川県から横浜市道路局は②として道路移譲受けした文書「②「横浜市特定県営住宅敷地現形図」により、道路部位と地番特定地番Aとの境界線の位置の開示。	30.11.1	非開示	31.2.14	②神奈川県から横浜市道路局は②として道路移譲受けした文書「②「横浜市特定県営住宅敷地現形図」により、道路部位と地番特定地番Aとの境界線の位置の開示。	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
			情報公開条例第5条第3項		—	本件開示請求は、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するも	

							のと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
164	2501	③移譲道路が完成し、市土木部長、保土ヶ谷土木事務所長ほか8名が立会の元、①横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の一式中、②横浜市特定県営住宅敷地現形図に基づき、各境界線境界査定杭の確認をしているが、地番特定地番Aの筆界査定杭と道路部位との境界線査定杭の開示。	30.11.1	非開示	31.2.14	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(③移譲道路が完成し、市土木部長、保土ヶ谷土木事務所長ほか8名が立会の元、①横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の一式中、②横浜市特定県営住宅敷地現形図に基づき、各境界線境界査定杭の確認をしているが、地番特定地番Aの筆界査定杭と道路部位との境界線査定杭の開示。)	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	本件開示請求を含む一連の神奈川県から移譲された時点の道路とその隣接地の地番及び境界標に係る文書の開示請求は、全体として情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当する。よって、本件開示請求についても、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
165	2502	路政課。①道路局長は『同地の所有権移転は(昭和41年3月12日神奈川県から譲与)登記にかかる申請書類の原本は、横浜地方方法務局に提出しています。』と、旭区白根地番特定地番Eと同特定地番A境界線間は私有地であるが、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)へ諮問を行った。請求者は、D路政課長を訪問し、道路局の誤りを指摘したところ「そこではないと思った」と失	30.11.1	非開示	31.2.14	市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(「路政課。①道路局長は『同地の所有権移転は(昭和41年3月12日神奈川県から譲与)登記にかかる申請書類の原本は、横浜地方方法務局に提出しています。』と、旭区白根地番特定地番Eと同特定地番A境界線間は私有地であるが、横浜市情	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

		態を確認した。文書は道路局長以下路政課D課長まで承認済みになっている。「そこ」の地番と、「そこでない」ところの地番の開示。				報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）へ諮問を行った。請求者は、D路政課長を訪問し、道路局の誤りを指摘したところ「そこではないと思った」と失態を確認した。文書は道路局長以下路政課D課長まで承認済みとなっている。「そこ」の地番と、「そこでない」ところの地番の開示。）	
				情報公開条例第5条第3項	—		本件開示請求を含む一連の神奈川県から移譲された時点の道路とその隣接地の地番及び境界標に係る文書の開示請求は、全体として情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当する。よって、本件開示請求についても、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
166	2503	路政課。②神奈川県から横浜市道路局が特定地番L道路移譲受けした際の文書「②「横浜市特定県営住宅敷地現形図」により、特定地番L道路と地番特定地番Aとの境界標2か所の位置の開示。	30.11.1	非開示	31.2.14	路政課。②神奈川県から横浜市道路局が特定地番L道路移譲受けした際の文書「②「横浜市特定県営住宅敷地現形図」により、特定地番L道路と地番特定地番Aとの境界標2か所の位置の開示。	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第5条第3項	—		本件開示請求は、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。
167	2504	路政課 ③移譲道路が完成し、道路局は、現環境創造局地籍調査課と官地と民地の境界線を、ア・①横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図、イ・②横浜市特定県	30.11.1	非開示	31.2.14	市道白根第164号線に係る改廃原議一式（昭和40年5月市会）（路政課 ③移譲道路が完成し、道路局は、現環境創造局地籍調査課と官	実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

		<p>営住宅敷地現形図、ウ・③横浜市特定県営住宅敷地求積図、エ・④横浜市特定県営住宅敷地求積図を一式とする調査資料の中の、②横浜市特定県営住宅敷地現形図に基づき、各境界線境界査定杭の確認をしているが、地番特定地番Aの筆界査定杭と道路部位との境界線査定杭位置の開示。</p>			<p>地と民地の境界線を、ア・①横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図、イ・②横浜市特定県営住宅敷地現形図、ウ・③横浜市特定県営住宅敷地求積図、エ・④横浜市特定県営住宅敷地求積図を一式とする調査資料の中の、②横浜市特定県営住宅敷地現形図に基づき、各境界線境界査定杭の確認をしているが、地番特定地番Aの筆界査定杭と道路部位との境界線査定杭位置の開示。)</p>		
			<p>情報公開条例第5条第3項</p>		<p>—</p>	<p>本件開示請求を含む一連の神奈川県から移譲された時点の道路とその隣接地の地番及び境界標に係る文書の開示請求は、全体として情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当する。よって、本件開示請求についても、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。</p>	
168	2505	<p>路政課。④特定地番Aの筆界査定杭と特定地番L道路部位との境界線査定杭の位置が、境界線として記入されている。ア・②横浜市特定県営住宅敷地現形図の開示。イ・記入する前の②横浜市特定県営住宅敷地現形図の開示。</p>	30.11.1	<p>非開示</p>	31.2.14	<p>路政課。④特定地番Aの筆界査定杭と特定地番L道路部位との境界線査定杭の位置が、境界線として記入されている。ア・②横浜市特定県営住宅敷地現形図の開示。イ・記入する前の②横浜市特定県営住宅敷地現形図の開示。</p>	<p>実施機関が案件に対し記載のない請求外文書により非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求め。</p>
				<p>情報公開条例第5条第3項</p>	<p>—</p>	<p>本件開示請求は、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する審査請求人の害意が認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第3項に基づき非開示とした。</p>	

169	2507	※別紙のとおり。	(1)30.10.1 (2)30.10.1 (3)30.10.2 (4)30.10.2 (5)30.10.2 (6)30.10.3	非開示	<p>(1) 市遵白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)</p> <p>(1 神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番 L 道路の同特定地番 H 査定杭から 44.06m 先の同特定地番 E 査定杭 (同特定地番 E と同特定地番 A との筆界標杭となっている) 移譲受けした時点の境界標杭の開示) (2 同様に、神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番 L 道路と民地に関する敷地求積図、公図、敷地査定図の開示)</p> <p>(2) 「2 同様に、神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番 L 道路と民地に関する敷地求積図、公図、敷地査定図、県営住宅敷地現形図の開示」のうち、県営住宅敷地現形図 「3 道路移譲時に行われた官民境界先行調査をした際の境界線が記載されている県営住宅敷地現形図の開示。」</p> <p>(3) ①地方税法第 381 条第 7 号にて復元を求める手続きに処する文書</p> <p>(4) 市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)</p> <p>(②神奈川県から地番特定地番 L 道路を横浜市は移譲受したが、地番特定地番 A 私有地との道路境界杭が永年保存となっている登記している文書の開示。)</p> <p>(5) ③県営住宅敷地現形図の開示</p>	請求外の文書を掲げ非開示決定した本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求した文書の開示を求める。
-----	------	----------	--	-----	--	---



						<p>④及び同境界線が引かれている県営住宅敷地現形図の開示</p> <p>(6) 市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)</p> <p>(道路局が平成 30 年 1 月 4 日付道路第 1064 号に於いて「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会) (住企第 370 号及び第 226 号) 開示決定しているが、神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番 H 地の査定杭から同特定地番 E 地の査定杭間 44.06m に結線されている。①神奈川県から地番特定地番 L の道路移譲された際の同特定地番 H 地の査定杭の開示。②上記同様地番特定地番 E 地の査定杭の開示。)</p>	
				情報公開条例第 5 条第 3 項	—	本件開示請求は、請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められ、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものと判断し、同条第 3 項に基づき非開示とした。	
170	2435	道路局に限る。写真は道路局開示。旭区白根特定丁目特定地番 A と同特定地番 E 間については、法務局へ登記し其の後 5 年間保管し廃棄したと横浜市長 (道路局長路政課長 D) の開示回答が有り、法務局へ確認した。道路査定時に私有地を取り込んでいることが分かった。①地方税法第 381 条第 7 号にて復元を求める手続きに処する文書の開示。②神奈川県から地番特定地番 L を横浜市は移譲受したが、地番特定地番 A との道路境界査	30. 1. 16	全部開示	30. 4. 2	<p>道路台帳区域線図、素図 (道水路等境界調査図をもとに道路台帳区域線図を記入した際の作業用図面)</p> <p>(②地番特定地番 A との道路境界査定杭に関する文書)</p>	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項	—	「地番特定地番 A との道路境界査定杭」の記述については、旭区白根特定丁目特定地番 A と特定地番 L の境界に関する文書と解して特定し、その特定は適切に行われている。	

		定杭が永年保存となっている文書の閲覧開示。(閲覧後、写しを希望) (※写真は省略)					
171	2442	平成10年7月31日に行った。神奈川県旭区白根特定丁目特定地番D境界と横浜市白根特定丁目特定地番A境の導水路等の境界調査を調査前と調査後の道路台帳の写しの開示を求める。	30.2.5	全部開示	30.4.19	道水路等境界調査実施後の道路台帳(区域線図及び平面図)	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		—	旭区旭土木事務所では平成10年7月31日に、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Dと同町特定番地乙と道路の境界に係る境界調査を行っており、道路台帳はその成果等を基に更新・記入している。本件開示請求書の記載から当該調査前後の道路台帳図面の開示を求めていると解釈した。
172	2443	同上	30.2.5	非開示	30.4.19	道水路等境界調査実施前の道路台帳(平面図)	本件処分を取り消し、本件請求に係る文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	道路台帳図面は樹脂フィルムにより調整しており、その更新は原本である樹脂フィルム上に直接記載されている情報を消去し、改めて記入することで行う。道路台帳図面は、平成13年度に本件境界調査の結果をもとに更新しているほか、これ以降も更新を行っている。したがって、本件境界調査の成果をもとに更新する前の道路台帳図面は保有していないため、非開示とした。
173	2466	道路局長からの文書には三課で共有したと記載がある。①白根164号線に係る旭区白根特定丁目特定地番Aと同特定地番K間の「平面図及び素図の開示」及び②同特定地番Kと特定地番E間の「平面図及び素図の開示」	30.7.11	全部開示	30.9.12	道路台帳平面図、素図(道水路等境界調査図をもとに道路台帳区域線図を記入した際の作業図面)。(旭区白根特定地番Aと同特定地番K間、同特定地番Kと特定地番E間)	全部開示決定処分を取り消し、請求文書を適切に特定し、文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		—	開示請求書の記載から、旭区白根特定丁目特定地番Aと同町特定地番K間及び同町特定地番Kと同町特定地番E間の道路台帳平面図及び道路台帳素図の開示を求めるものと解し、開示請求日現在保有している道路台帳平面図及び同素図を特定した。

174	2493	①旭区白根特定丁目特定地番A地の「昭和43年度の国土調査終了時の公図の開示。②同所についてK3査定杭と新設したK4杭の種類、名称と、設置理由と年月日の開示の開示。③同旭区白根特定丁目特定地番DのK4査定杭との公図上の位置を明示した文書の開示。④K5杭の設置理由の開示。⑤公図上のK5新杭の位置を明示した文書の開示。	30.10.29	非開示	31.1.10	④K5杭の設置理由の開示。⑤公図上のK5新杭の位置を明示した文書の開示。	非開示決定した本件処分を取り消し、開示非開示を特定した上で開示を求める。
				情報公開条例第10第2項		—	④については、道路調査課では、補正書に示された図面の範囲について杭の設置工事を行っていないため、その理由を記した文書は作成又は取得しておらず保有していないため、非開示とした。 ⑤については、補正書の図面に記された「K5新杭」の位置に境界標は存在しなかった。その他、「K5新杭」に関する文書は作成又は取得しておらず保有していないことから、非開示とした。

(別紙)

155	2476	<p>道路局長にあてた文書に対し、『当該地については、昭和43年に国土調査を実施し、現在法務局の地図において、市道白根164号線と同一地番である特定地番Lとなっています。したがって、当該地は本市所有の道路となります』。と旭土木事務所副所長n名により出鱈目な返書があったことに対し、開示請求をする。①該当地とは何処であるか不明確であるが、横浜市が神奈川県から移譲された際の地番特定地番Aに接する境界線境界標杭の開示。②「該当地については・・・の該当地の全境界標の開示」。③同様に県から移譲受けした際に各境界標が明示されていた文書の開示」。④同様に官民境界先行調査後に移譲された公園等のうち、県営住宅現形図の開示」。⑤「旭区白根特定丁目特定地番Eと同特定地番Aと同特定地番Lの境界線境界標杭の開示」。⑥「旭区白根特定丁目特定地番Eと同特定地番Aと同特定地番Hとの境界線境界標杭の開示」。⑦同⑥項に設置されていた境界線境界標杭の開示」。⑧平成10年7月31日付で「旭区白根特定丁目特定地番Eと同特定地番Aと同特定地番Hとに接する境界線に境界標として設置されていた境界線境界標杭を、新たに私有地を取り込んで新設杭を設置した根拠理由見解の開示」。⑨同様に平成10年7月31日付で「旭区白根特定丁目特定地番Eと同特定地番Aと同特定地番Lと接する境界線に境界標として設置されていた境界線境界標杭を、新たに私有地を取り込んで新設杭を設置した根拠理由見解の開示」。⑩道路局所属が、『現在法務局の地図において、市道白根164号線と同一地番である特定地番Lとなっています』について、同一地番と判る境界線境界標の境界杭を明示した公園の開示」。⑪『したがって、当該地は本市所有の道路となります』について、昭和43年に国土調査を実施し設置した地番特定地番Aに接する境界線境界標杭の開示」。⑫『現在法務局の地図において、市道白根164号線と同一地番である特定地番Lとなっています。と、「特定地番A及び特定地番Eとの境界線の境界標杭をアスファルトで埋設したか。或は撤去し、私有地を取り込んで新設した工事の名称及び工事年月日の開示」。⑬『同一地番である特定地番Lとなっています』。とのことであるが、「地番特定地番Aの私有地を、どの様にして同一にしたのか。神奈川県から移譲された際の明示文書の開示」。⑭『法務局の地図において、市道白根164号線と同一地番である特定地番Lとなっています』。とは虚言で、実際は私有地を取り込んでいるが、地番特定地番Eの境界線の境界標杭と同特定地番Aとの境界線の境界標杭については、44.06m先の境界標杭と国土調査で接している。其の査定杭を撤去したのなら其の年月日の開示」。⑮同様に埋設したものなら、その埋設した年月日の開示」。⑯同様に、両請求に合致していなく、国土調査時のまま設置されているなら、其の境界線境界標杭を現地にて開示」。⑰移譲され、官民境界調査後の昭和43年実施の国土調査で決まって境界線境界標杭が設置されているにも関わらず、同所の境界標杭を撤去もしくは埋設による不明状態にしていることに対する横浜市道路局長の理由と見解の開示」。⑱地番特定地番Eの境界線の境界標と同特定地番Aとの境界線の境界標(筆界杭)を、境界標から双方に90cmづつ、横浜市に搾取されている。路政課では寄付受をされていないと回答を得ている。道路局長の見解を求めると共に、其の論拠理由を明示された文書等の開示」。⑲旭区白根地番特定地番Aに対し、D路政課長の「アツそこだったのか」と、「登記し5年経過したので登記書類は廃棄した」に整合する公園及び見解文書等の開示」。⑳県有地の地番特定地番L道路を横浜市が移譲受けした際に、神奈川県が横浜市に移譲した各文書のうち、地番特定地番A地を登記したことが判る文書の開示」。㉑道路局所属が、18番杭から19番杭まで白根地番特定地番Oの所有者から道路だと承諾書を頂いている。との承諾書の開示。㉒道路局所属が「18番杭から19番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、業務上作成する必要が無く存在していないため。」ある見解及び明示した文書の開示。</p>
156	2477	
157	2478	
169	2507	<p>(1) 1. 神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番L道路の同特定地番H査定杭から44.06m先の同特定地番E査定杭(同特定地番Eと同特定地番Aとの筆界標杭となっている)移譲受けした時点の境界標杭の開示。2. 同様に、神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番L道路と民地に関する敷地求積図、公園、敷地査定図、県営住宅敷地現形図の開示。3. 道路移譲時に行われた官民境界先行調査をした際の境界線が記載されている県営住宅敷地現形図の開示。</p> <p>(2) 1. 神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番L道路の同特定地番H査定杭から44.06m先の同特定地番E査定杭(同特定地番Eと同特定地番Aとの筆界標杭となっている)移譲受けした時点の境界標杭の開示。2. 同様に、神奈川県から横浜市が移譲された旭区白根地番特定地番L道路と民地に関する敷地求積図、公園、敷地査定図、県営住宅敷地現形図の開示。3. 道路移譲時に行われた官民境界先行調査をした際の境界線が記載されている県営住宅敷地現形図の開示。</p> <p>(3) 旭区白根特定丁目特定地番Aと同特定地番E間については、法務局へ登記し其の後5年間保管し廃棄したと横浜市長(道路局長路政課長D)の開示回答が有り、法務局へ確認した。道路査定時に私有地地を取り込んでいることが分かった。①地方税法第381条第7号にて復元を求める手続きに処する文書の開示。②神奈川県から地番特定地番L道路を横浜市は移譲受したが、地番特定地番A私有地との道路境界杭が永年保存となっている登記している文書の開示。③県営住宅敷地現形図の開示。④及び同境界線が引かれている県営住宅敷地現形図の開示(※写真は省略)</p> <p>(4) 旭区白根特定丁目特定地番Aと同特定地番E間については、法務局へ登記し其の後5年間保管し廃棄したと横浜市長(道路局長路政課長D)の開示回答が有り、法務局へ確認した。道路</p>

		<p>査定時に私有地地を取り込んでいることが分かった。①地方税法第 381 条第 7 号にて復元を求める手続きに処する文書の開示。②神奈川県から地番特定地番 L 道路を横浜市は移譲受したが、地番特定地番 A 私有地との道路境界杭が永年保存となっている登記している文書の開示。③県営住宅敷地現形図の開示。④及び同境界線が引かれている県営住宅敷地現形図の開示（※写真は省略）</p> <p>(5) 旭区白根特定丁目特定地番 A と同特定地番 E 間については、法務局へ登記し其の後 5 年間保管し廃棄したと横浜市長（道路局長路政課長 D）の開示回答が有り、法務局へ確認した。道路査定時に私有地地を取り込んでいることが分かった。①地方税法第 381 条第 7 号にて復元を求める手続きに処する文書の開示。②神奈川県から地番特定地番 L 道路を横浜市は移譲受したが、地番特定地番 A 私有地との道路境界杭が永年保存となっている登記している文書の開示。③県営住宅敷地現形図の開示。④及び同境界線が引かれている県営住宅敷地現形図の開示（※写真は省略）</p> <p>(6) 道路局が平成 30 年 1 月 4 日付道路第 1064 号に於いて「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）（住企第 370 号及び第 226 号）開示決定しているが、神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番 H 地の査定杭から同特定地番 E 地の査定杭間 44.06m に結線されている。①神奈川県から地番特定地番 L の道路移譲された際の同特定地番 H 地の査定杭の開示。②上記同様地番特定地番 E 地の査定杭の開示。</p>
--	--	---

別表 1 (6) 所管課：旭区旭土木事務所(請求No.175 から 330 まで)

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
175	2525	横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から横情審答申第 1397 号（平成 29 年 5 月 26 日付）の書中に、実施機関林文字横浜市長（旭土木事務所長）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から、審査請求人の開示請求内容に対し事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の文書が届いた。4 頁イ項（ア）承諾書の開示を求められているから「当該事業は無く」などと実施機関は過去 4 年間で調査したと隠蔽したが、平成 27 年 o、p、B の 3 名にて開示を受けたが、某区警察署長及び海老名市在住者の承諾を得てから開示する。平成 29 年 2 月特定測量会社社長 u 様に工事を実施したと確認した。「道路境界確定区間延伸事業に対する承諾書」の開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から横情審答申第 1397 号（平成 29 年 5 月 26 日付）の書中に、実施機関林文字横浜市長（旭土木事務所長）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から、審査請求人の開示請求内容に対し事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の文書が届いた。4 頁イ項（ア）承諾書の開示を求められているから「当該事業は無く」などと実施機関は過去 4 年間で調査したと隠蔽したが、平成 27 年 o、p、B の 3 名にて開示を受けたが、某区警察署長及び海老名市在住者の承諾を得てから開示する。平成 29 年 2 月に特定測量会社社長 u 様に工事を実施したと確認した。「道路境界確定区間延伸事業に対する承諾書」の開示。	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	平成 22 年の道路境界確定区間延伸事業に対し、特定の個人が特定の場所が道路であることについて、実施機関に提出したとされる承諾書に関する文書の開示を求めているものと解される。 当該文書は平成 22 年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。

							本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成 22 年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらない。
176	2526	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『当該事業は存在していたのではないかと現事情聴取の時点では考えている。』などと虚言で凌いだ様子の横情審答申第 1397 号文書が届いた。旭区白根特定丁目地番特定地番 E 及び同特定地番 A、同特定地番 D 間を平成 10 年 7 月 31 日付の、①「境界調査図」と一体化された同一承諾書面に、②所有者が署名押印された「承諾書」①②双方の写しの開示請求。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	「実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『当該事業は存在していたのではないかと現事情聴取の時点では考えている。』などと虚言で凌いだ様子の横情審答申第 1397 号文書が届いた。旭区白根特定丁目地番特定地番 E 及び同特定地番 A、同特定地番 D 間を平成 10 年 7 月 31 日付の、①「境界調査図」と一体化された同一承諾書面に、②所有者が署名押印された「承諾書」①②双方の写しの開示請求。」のうち、「②所有者が署名押印された「承諾書」を除く部分	実施機関 貴所属は、既に関連開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
			情報公開条例第 10 条第 2 項	—		平成 10 年 7 月 31 日に作成された特定の場所における境界調査図と一体化された同一承諾書面に開示を求めているものと解される。 境界調査図と一体化された同一承諾書面は、業務上作成する必要がなく存在していないため、非開示とした。 本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したところ、平成 10 年 7 月 31 日に作成された特定の場所における境界調査	

							図と一体化された同一承諾書面に関する文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要が無く、存在していないと考える。
177	2527	『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面 (2・追加) 3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根特定丁目特定地番 L の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。原告の主張によれば、「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として共用を開始している。また、横浜市旭土木事務所で平成 10 年 7 月 31 日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定地番 A 番) の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいていることから、当該土地は原告の土地では無く道路である。「承諾書と署名押印し、印鑑証明書が付された文書一切の開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面 (2・追加) 3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根特定丁目特定地番 L の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市の告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。原告の主張によれば、「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として共用を開始している。また、横浜市旭土木事務所で平成 10 年 7 月 31 日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定地番 A 番) の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいていることから、当該土地は原告の土地では無く道路である。「承諾書と署名押印し、印鑑証明書が付された文書一切の開示。	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号 (平成 28 年 11 月 18 日付) 弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。



				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	特定の個人が特定の場所が道路であることについて、実施機関に提出したとされる印鑑証明書が付され署名押印のある承諾書に関する一切の文書の開示を求めているものと解される。印鑑証明書は業務上取得する必要がなく保有しておらず、よってそれを付した文書も作成しておらず存在していないため、非開示とした。本件審査請求を受け、非開示決定通知書における理由に対して検証した結果、印鑑証明書は業務上取得する必要がなく保有しておらず、よってそれを付した文書も作成しておらず存在していないことが改めて確認された。	
178	2528	『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、・・・改めて文書で回答するためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』。とは裏腹、平成 28 年、29 年度旭区長介在及び請求者送付文書への回答書の開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、・・・改めて文書で回答するためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』。とは裏腹、平成 28 年、	貴所属は、既に閲覧開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。

						29年度旭区長介在及び請求者送付文書への回答書の開示。	
				情報公開条例第9条		—	<p>審査請求人が平成28年度及び29年度に旭区長にあてた送付文書に対する審査請求人への回答書に関する文書の開示を求めているものと解される。</p> <p>当該文書が存在することを前提として開示、一部開示又は非開示の決定を行えば、審査請求人が旭区から回答書を受け取ったか否かという情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。また、審査請求人が旭区から回答書を受け取ったか否かという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため情報公開条例第7条第2項第2号に該当する。</p> <p>以上のことから、情報公開条例第9条に該当し、非開示とした。</p>
179	2529	<p>原告が自分の宅地と主張する土地(旭区白根特定丁目特定番Lの一部)は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。原告の主張によれば、「昭和48年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所が平成10年7月31日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定番A番)の所有者より、原告の主張する18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいていることから、当該土地は原告の土地ではなく道路である。との境界承諾書に付随する印鑑証明書及び論拠文書の開示を求める。</p>	H29.8.1	非開示	R3.2.5	<p>「原告が自分の宅地と主張する土地(旭区白根特定丁目特定番Lの一部)は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。原告の主張によれば、「昭和48年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所が平成10年7月31日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定番A番)の所有者より、原告の主張する18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているこ</p>	<p>実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号(平成28年11月18日付)弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。</p>

						とからも、当該土地は原告の土地では無く道路である。との境界承諾書に付随する印鑑証明書及び論拠文書の開示を求める。」のうち、「境界承諾書に付随する印鑑証明書」に係る部分	
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	平成 10 年 7 月 31 日に作成された特定の場所が道路であることを示す境界承諾書に付随する印鑑証明書に関する文書の開示を求めているものと解される。 印鑑証明書は業務上取得する必要がなく保有しておらず、存在していないため、非開示とした。 本件審査請求を受け、非開示決定通知書における理由に対して検証した結果、印鑑証明書は業務上取得する必要がなく保有しておらず、存在していないことが改めて確認された。	
180	2530	横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、嘘の回答をした第 2036 号文書に、横浜市旭区白根特定丁目特定地番 A の所有者が 18 番及び 19 番杭までが道路であると承諾したと旭土木事務所長が言っている本人承諾書と承諾者本人の印鑑証明書の写しの交付。	H29. 8. 1	非開示	道水路境界復元について（伺） 2 1 8 冊 1 0 号	実施機関 貴所属は、既に関連開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。	
				情報公開条例第 5 条第 3 項	—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。 審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請	

							求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。
181	2531	実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いたが、7頁上段5行目「建築局情報相談部建築道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと審査請求人を貶め、実施機関は説明したそうだが、「旭土第2036号として建築局情報相談部建築道路課長様」と虚偽の内容にて作成送付し、訴訟相手代理人に法廷で陳述させ加担させている。「旭土第2036号にて、地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。と虚言。承諾書と印鑑証明書の開示。	H29.8.1	非開示	R3.2.5	「実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いたが、7頁上段5行目「建築局情報相談部建築道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと審査請求人を貶め、実施機関は説明したそうだが、「旭土第2036号として建築局情報相談部建築道路課長様」と虚偽の内容にて作成送付し、訴訟相手代理人に法廷で陳述させ加担させている。「旭土第2036号にて、地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。と虚言。承諾書と印鑑証明書の開示。」のうち、「印鑑証明書」に係る部分	実施機関 貴所属は、既に関覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号（平成28年11月18日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項	—		特定の場所が道路であることを示す境界承諾書に付随する印鑑証明書に関する文書の開示

							を求めているものと解される。 印鑑証明書は業務上取得する必要がなく保有しておらず、存在していないため、非開示とした。 本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したところ、印鑑証明書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要が無く、存在していないと考える。
182	2532	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いたが、7 頁上段 5 行目「建築局情報相談部建築道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無いと審査請求人を貶め、実施機関は説明したそうだが、「旭土第 2036 号として建築局情報相談部建築道路課長様」と虚偽の内容にて作成送付し、訴訟相手代理人に法廷で陳述させ加担させている。「旭土第 2036 号にて、地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。と虚言。承諾書と印鑑証明書の開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	道水路境界復元について（伺） 218 冊 10 号	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 5 条第 3 項		—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。 審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第 3 項の規定に基づき非開示とした。

183	2533	横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、嘘の回答をした第2036号文書に、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと旭土木事務所長が言っている本人承諾書と承諾者本人の印鑑証明書の写しの交付。	H29.8.1	非開示	R3.2.5	「横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、嘘の回答をした第2036号文書に、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと旭土木事務所長が言っている本人承諾書と承諾者本人の印鑑証明書の写しの交付。」のうち、「承諾者本人の印鑑証明書」に係る部分	実施機関 貴所属は、既に関覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号（平成28年11月18日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	開示請求書の記載から、特定の場所が道路であることを示す承諾書に付随する印鑑証明書に関する文書の開示を求めているものと解される。印鑑証明書は業務上取得する必要がなく保有しておらず、存在していないため、非開示とした。本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したところ、印鑑証明書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要が無く、存在していないと考える。
184	2534	横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、嘘の回答をした第2036号文書に、昭和48年直後「既に道路として供用を開始している。」とは虚偽虚言。旭土木事務所の事務掌理事項の開示。及び、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、平成19年1月29日付、白根特定地番Pを道路だと旭土木所長名の配達証明郵便による注意書を送付されたが、白根特定地番Pは請求者の所有地である。範囲、形態を明示した文書の開示を求める。	H29.8.1	非開示	R3.2.5	横浜市区役所事務分掌規則	実施機関 貴所属は、既に関覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号（平成28年11月18日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第17条第3項		—	対象行政文書は、横浜市立図書館その他これに類する横浜市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書（横浜市例規集）の中に入っているため、本号に規定する条例適用外の資料に該当することから、非開示とした。

185	2535	横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、嘘の回答をした第2036号文書に、昭和48年直後「既に道路として供用を開始している。」とは虚偽虚言。旭土木事務所の事務掌理事項の開示。及び、横浜市旭区白根特定地番特定地番Aと同特定地番E間について、平成19年1月29日付、白根特定地番Pを道路だと旭土木所長名の配達証明郵便による注意書を送付されたが、白根特定地番Pは請求者の所有地である。範囲、形態を明示した文書の開示を求める。	H29.8.1	非開示	R3.2.5	「横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、嘘の回答をした第2036号文書に、昭和48年直後「既に道路として供用を開始している。」とは虚偽虚言。旭土木事務所の事務掌理事項の開示。及び、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、平成19年1月29日付、白根特定地番Pを道路だと旭土木所長名の配達証明郵便による注意書を送付されたが、白特特定地番Pは請求者の所有地である。範囲、形態を明示した文書の開示を求める。」のうち、「旭土木事務所の事務掌理事項」を除く部分	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号（平成28年11月18日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	平成19年1月29日に実施機関が配達証明郵便により送付した注意書に添付されていた特定の場所の範囲、形態を明示した文書の開示を求めているものと解される。 本件文書は平成18年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。 本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成18年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考える。
186	2536	実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いているが、	H29.8.1	非開示	R3.2.5	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号（平成28年11月18日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。

		7頁上段5行目「建築局情報相談部建築道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無いと虚言にて、実施機関は説明したそうだが、「旭土第2036号にて建築局情報相談部建築道路課長様」と虚言内容にて作成し送付し、訴訟相手代理人に渡させた。全文を法廷で陳述している。「旭土第2036号にて建築局情報相談部建築道路課長様」に宛てた。旭土木事務所副所長名で送付した文書の写しの再開示請求。		情報公開条例第5条第3項	—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。 審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。	
187	2537	実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いた。7頁上段5行目・・・そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無いと説明し審査請求人を貶めている。 横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・・と承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と記載された承諾書と署名押印を求めた文書一切の開示。	H29.8.1	非開示	R3.2.5	「実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いた。7頁上段5行目・・・そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無いと説明し審査請求人を貶めている。 横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、道路境界確定区間延伸事業施行の	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した30年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第2851号（平成28年11月18日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。



						ため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・・と承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と記載された承諾書と署名押印を求めた文書一切の開示。」のうち、「承諾書」に係る部分	
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	開示請求書の記載から、「承諾書」にかかる部分については、道路境界確定区間延伸事業に対し、特定の個人が特定の場所が道路であることについて、実施機関に提出したとされる承諾書に関する文書の開示を求めているものと解される。 本件文書は、平成 22 年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。 本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成 22 年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考える。	
188	2538	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いた。7 頁上段 5 行目・・・そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと説明し審査請求人を貶めている。 横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・・と承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と記載された承諾書と署名押印を求めた文書一切の開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	「実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いた。7 頁上段 5 行目・・・そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと説明し審査請求人を貶めている。横浜市旭区白根地番特定地	実施機関 貴所属は、既に関覧開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。

						番 A と同特定地番 E 間について、道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します……と承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と記載された承諾書と署名押印を求めた文書一切の開示。」のうち、「承諾書」を除く部分	
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	道路境界確定区間延伸事業に対し、実施機関が特定の個人の特定に特定の場所が道路であることについて求めた、承諾書以外に関する一切の文書の開示を求めているものと解される。本件文書は平成 22 年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成 22 年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考ええる。	
189	2539	平成 27 年 5 月 19 日 13 時から 19 時まで、旭土木事務所 A 副所長や B 係長、環境局地籍調査課 H 課長、I 係長 13 時から 16 時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの日報と現況を調査確認した際に写した全ての写真の開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	「平成 27 年 5 月 19 日 13 時から 19 時まで、旭土木事務所 A 副所長や B 係長、環境局地籍調査課 H 課長、I 係長 13 時から 16 時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの日報と現況を調査確認した際に写した全ての写真の開示。」のうち、「現況を調査確認した際に写した全ての写真」を除く部分	実施機関 貴所属は、既に閲覧開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	平成 27 年 5 月 19 日の 13 時から 19 時にかけて実施機関職員と特定の場所の現況を調査し	

							<p>た際の日報の開示を求めているものと解される。</p> <p>日報は、業務上作成する必要がなく存在していないため、非開示とした。</p> <p>本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したところ、審査請求人が求める日報については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がなく、存在していないと考える。</p>
190	2540	<p>『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面 (2・追加) 3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根特定丁目特定地番 L の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所平成 10 年 7 月 31 日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定地番 A 番) の所有者より、・・・18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。との「署名押印した承諾書と印鑑証明書が付された文書一切の開示。</p>	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	<p>『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面 (2・追加) 3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根特定丁目特定地番 L の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所平成 10 年 7 月 31 日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定地番 A 番) の所有者より、・・・18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。との「署名押印した承諾書と印鑑証明書が付された文書一切の開示。</p>	<p>実施機関は、既に関連開示した 30 年保管文書を廃棄したなどと虚言。旭土第 2851 号 (平成 28 年 11 月 18 日付) 弁明とも相違した決定であり、請求文書の開示を求める。</p>

				情報公開条例第 5 条第 3 項	—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第 3 項の規定に基づき非開示とした。</p>
191	2541	横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、『道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します。承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。』と承諾書と署名押印の求めに所有者が応じた文書一切の写しの開示。	H29. 8. 1	非開示	R3. 2. 5	<p>横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、『道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します。承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。』と承諾書と署名押印の求めに所有者が応じた文書一切の写しの開示。</p>
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	<p>道路境界確定区間延伸事業に対し、特定の個人が特定の場所について、実施機関に提出したとされる承諾書に関する一切の文書の開示を求めていると解される。</p> <p>本件文書は、平成 22 年度に作成したが、3 年</p>

							の保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成 22 年度の文書分類表の保存期間及び分類表に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらない。
192	2542	4. ア『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。』裁判をされていたとの文書の写しの開示。イ『昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきます』との文書。ウ『誠意をもって対応した』との開示文書。エ『改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。』との新築した部位文書の開示。	H29. 9. 1	非開示	R3. 2. 5	4. ア『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。』裁判をされていたとの文書の写しの開示。イ『昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきます』との文書。ウ『誠意をもって対応した』との開示文書。エ『改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。』との新築した部位文書の開示。	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号		—	提出された開示請求書の記載内容では、審査請求人がどのような文書を請求したいのか読み取れず、行政文書の特定が不可能であったことから、補正の依頼をした。しかし、審査請求人は、補正の期限までに補正を行わなかった。このため、再度補正の依頼を行ったが、これに対しても期限までに回答がなかったため非開示とした。

193	2543	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『当該事業は存在していたのではないかと現事情聴取の時点では考えている。』などと虚言で凌いだ様子の横情審査申第 1397 号文書が届いた。旭区白根特定丁目地番特定地番 E 及び同特定地番 A、同特定地番 D 間を平成 10 年 7 月 31 日付の、①「境界調査図」と一体化された同一承諾書面に、②所有者が署名押印された「承諾書」①②双方の写しの開示請求。	H29. 8. 28	一部開示	R3. 2. 5	道水路境界復元について（伺） 218 冊 10 号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
194	2544	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いたが、7 頁上段 5 行目「建築局情報相談部建築道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと審査請求人を貶め、実施機関は説明したそうだが、『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面（2・追加）3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認と否定した論拠文書の開示を求める。	H29. 8. 28	一部開示	R3. 2. 5	道水路境界復元について（伺） 218 冊 10 号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
195	2545	原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根特定丁目特定地番 L の一部）は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。原告の主張によれば、「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所が平成 10 年 7 月 31 日に作成した同水路境界調査により、（旭区白根特定丁目特定地番 A 番）の所有者より、原告の主張する 18 番	H29. 8. 28	一部開示	R3. 2. 5	道水路境界復元について（伺） 218 冊 10 号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部

		杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいていることから、当該土地は原告の土地ではなく道路である。との境界承諾書に付随する印鑑証明書及び論拠文書の開示を求める。					分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
196	2546	2.5行目「建築局情報相談部建築道路課長様」と宛、回答し訴訟に加担した文書。『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と虚偽の説明をし、審査請求人を貶めているが、「旭土第2036号」文書を捏造作成し「建築局情報相談部建築道路課長様」と宛て送付したのを確認したので開示請求をした。又法廷に於いて相手代理人に陳述させ加担させているにも関わらず、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と審査会へ嘘をついたが「旭土第2036号」文書中の『復元を承知した』と虚言を言われているが、『承諾書』の開示。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
197	2547	エ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間を、第2036号文書にて昭和48年直後「既に道路として供用を開始している。」と、旭土木事務所の事務掌理事項ではないにも関わらず、建基法第42条第2項と供用を開始しているなどと虚偽証明している文書と論拠文書の開示。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
198	2548	① 平成24年6月25日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		②平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有情報の公開に関する条例第 10 条 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）平成 21 年度まち建建道第 653 号』の原議 21 枚全部の写しの開示。旭区白根地番特定地番 D 所有者から提出された「道水路境界調査申請書」書中の道路と表した特定地番 D、特定地番 L、特定地番 N の各範囲を明示した文書の閲覧。閲覧後、場合によって、写しを希望。		情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
199	2549	実施機関（旭土木事務所）は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から請求人の請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「建築局情報相談部建築道路課長様」あて、捏造した内容により「旭土第 2036 号」にて回答書を送付した。既に、訴訟相手代理人に渡るとの思いを薄々感じていたにすぎず加担はしていない。と法廷で陳述し認めているにも関わらず、「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。」と（答申第 1397 号の 7 頁上段 5 行目）請求人を貶めた説明をした書中に「地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。」との言質もある。①『18 番杭から 19 番杭までが道路と現況が明示され文書写しの開示』	H29. 8. 28	一部開示  情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号	R3. 2. 5	道水路境界復元について（伺） 2 1 8 冊 1 0 号  ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。  対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
200	2550	実施機関（旭土木事務所）が、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容等について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の文書が届いた。そこで「実施機関が、建築局情報相談部建築道路課長から審査請求人の地番特定地番 A 敷地は、建築基準法の道路か否かと文書により平成 22 年 9 月 2 日付照会を受けた。」照会文書の開示請求。	H29. 8. 28	一部開示  情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号	R3. 2. 5	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会）建建道第 1569 号  ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影、事件記録符号と番号 イ 法人代表者印の印影	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。  対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び事件記録符号と番号の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とした。



							対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
201	2551	実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の文書が届いた。7頁上段5行目「建築局道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと実施機関は説明したそうだが、「旭土第2036号にて建築局情報相談部建築道路課長様」あて虚偽の内容にて送付し、訴訟相手代理人が法廷で陳述している「旭土第2036号にて建築局情報相談部建築道路課長様」に宛てた。旭土木事務所副所長名で送付した文書の写しの開示請求。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
			情報公開条例第7条第2項第2号	事件記録符号と番号		対象行政文書のうち、事件記録符号と番号の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。	
202	2552	エ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間を、第2036号文書にて昭和48年直後「既に道路として供用を開始している。」と、旭土木事務所の事務掌理事項ではないにも関わらず、建基法第42条第2項と供用を開始しているなどと虚偽証明している文書と論拠文書の開示。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		事件記録符号と番号	対象行政文書のうち、事件記録符号と番号の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
203	2553	キ①『平成22年9月2日付照会書照会事項5について下記のとおり回答します。と文書を回答した文書と②回答先の開示。③『平成22年8月16日付原告作成書面（2・追加）3頁③で、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、昭和40年6月5日以降については否認する。』と発出した文書と④発出	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		事件記録符号と番号	対象行政文書のうち、事件記録符号と番号の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非

		先. ⑤『原告が自分の宅地と主張する土地(旭区白根特定丁目特定地番Lの一部)は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。』と論じた文書の開示と⑥あて先の開示。⑦『前述のとおり、既に道路として供用を開始している。』また、・・所有者より、18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの承諾書と⑧印鑑証明書.					開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
204	2554	平成27年5月19日13時から19時まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課H課長、I係長13時から16時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの日報と現況を調査確認した際に写した全ての写真の開示。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	平成27年5月19日現地調査時写真(パソコンに保管されている写真)	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の顔及び車両ナンバー	対象行政文書のうち、個人の顔及び車両ナンバーについては、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。 開示請求書に記載された内容に該当する文書として対象行政文書を特定した。
205	2555	ア実施機関(旭土木事務所)は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から審査請求人の開示請求「旭土第2036号」文書ほかの内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いているが、7頁上段5行目「建築局情報相談部建築道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。と説明したそうだが、『旭土第2036号』文書を、「建築局情報相談部建築道路課長様」に宛て作成し送付し、請求者が原告の訴訟相手代理人に法廷で陳述させている。①『旭土木事務所副所長名で建築局情報相談部建築道路課長様』と認めて送付した文書「旭土第2036号」文書』と②『起案、経何文書一式の請求。	H29.8.28	一部開示	R3.2.5	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)原議 旭土第2036号	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		事件記録符号と番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした
206	2556	実施機関(旭土木事務所)は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚	H29.8.28	全部開示	R3.2.5	1 旭区白根特定丁目特定地番Lの地籍図(公図写) 2 道路台帳区域線図(旭区白	開示請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いたが、7 頁上段 5 行目「建築局情報相談部建築道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと審査請求人を貶め、実施機関は説明したそうだが、『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面(2・追加)3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認と否定した論拠文書の開示を求める。		情報公開条例第 10 条第 1 項		根特定丁目特定地番 L の一部)	
207	2557	原告が自分の宅地と主張する土地(旭区白根特定丁目特定地番 L の一部)は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。原告の主張によれば、「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として供用を開始している。また、横浜市旭土木事務所で平成 10 年 7 月 31 日に作成した同水路境界調査により、(旭区白根特定丁目特定地番 A 番) の所有者より原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいていることから、当該土地は原告の土地では無く道路である。との境界承諾書に付随する印鑑証明書及び論拠文書の開示を求める。	H29. 8. 28	全部開示	R3. 2. 5	1 旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図(公図写) 2 道路台帳区域線図(旭区白根特定丁目特定地番 L の一部)	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	開示請求書の記載から、審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番 A 南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図(公図)と併せ見ることによって道路の区域が明らかとなるため、その 2 つを特定した。
208	2558	エ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間を、第 2036 号文書にて昭和 48 年直後「既に道路として供用を開始している。」と、旭土木事務所の事務掌理事項ではないにも関わらず、建基法第 42 条第 2 項と供用を開始しているなどと虚偽証明している文書と論拠文書の開示。	H29. 8. 28	全部開示	R3. 2. 5	1 旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図(公図写) 2 道路台帳区域線図(旭区白根特定丁目特定地番 L の一部)	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	開示請求書の記載から、審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番 A 南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図(公図)と併せ見ることによって道路の区域が明

							らかとなるため、その2つを特定した。
209	2559	<p>① 平成 24 年 6 月 25 日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。</p> <p>②平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第 10 条 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）平成 21 年度まち建道第 653 号』の原議 21 枚全部の写しの開示。旭区白根地番特定地番 D 所有者から提出された「道水路境界調査申請書」書中の道路と表した特定地番 B, 特定地番 L, 特定地番 N の各範囲を明示した文書の閲覧。閲覧後、場合によって、写しを希望。</p>	H29. 8. 28	全部開示	R3. 2. 5	<p>1 旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図（公図写）</p> <p>2 道路台帳区域線図（旭区白根特定丁目特定地番 L の一部）</p>	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	開示請求書の記載から、審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番 A 南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることによって道路の区域が明らかとなるため、その2つを特定した。
210	2560	<p>実施機関（旭土木事務所）は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から請求人の請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「建築局情報相談部建築道路課長様」あて、捏造した内容により「旭土第 2036 号」にて回答書を送付した。既に、訴訟相手代理人に渡るとの思いを薄々感じていたにすぎず加担はしていない。と法廷で陳述し認めているにも関わらず、「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。」と（答申第 1397 号の 7 頁上段 5 行目）請求人を貶めた説明をした書中に「地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。」との言質もある。①『18 番杭から 19 番杭までが道路と現況が明示され文書写しの開示』</p>	H29. 8. 28	全部開示	R3. 2. 5	<p>1 旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図（公図写）</p> <p>2 道路台帳区域線図（旭区白根特定丁目特定地番 L の一部）</p>	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	開示請求書の記載から、審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番 A 南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることによって道路の区域が明らかとなるため、その2つを特定した。
211	2561	<p>① 平成 24 年 6 月 25 日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。</p> <p>②平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例</p>	H29. 8. 24	非開示	R3. 2. 5	<p>「①平成 24 年 6 月 25 日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。②平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が有りました行政文書</p>	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		第10条1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)平成21年度まち建建道第653号』の原議21枚全部の写しの開示。旭区白根地番特定地番D所有者から提出された「道水路境界調査申請書」書中の道路と表した特定地番B, 特定地番L, 特定地番Nの各範囲を明示した文書の閲覧。閲覧後、場合によって、写しを希望。				については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第10条1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)平成21年度まち建建道第653号』の原議21枚全部の写しの開示。旭区白根地番特定地番D所有者から提出された「道水路境界調査申請書」書中の道路と表した特定地番B, 特定地番L, 特定地番Nの各範囲を明示した文書の閲覧。閲覧後、場合によって、写しを希望。」のうち、「①平成24年6月25日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。」に係る部分	
				情報公開条例第10条第2項		—	平成29年8月24日旭土第1876号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由は、平成24年度行政文書分類表では「開示決定等関係書類」に分類され、保存期間は1年と規定されていたため、本件文書は平成25年度まで保存していたが、保存期間の経過により廃棄しており、保存していないとして非開示とした。本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、これらの文書に係る判断は変わらないものと考えている。
212	2562	横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような	H29.8.24	非開示	R3.2.5	横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		<p>行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成 22 年度予算にて横浜市旭区白根特定地番 P 地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行した。施行業者に平成 29 年 2 月に確認した。施工業者の入札から契約、工事完了後の支払いまでの一連の経緯が判る文書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写しを希望。</p>				<p>送付します。と横情審第 5001 号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成 22 年度予算にて横浜市旭区白根特定地番 P 地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行した。施行業者に平成 29 年 2 月に確認した。施工業者の入札から契約、工事完了後の支払いまでの一連の経緯が判る文書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写しを希望。</p>	
			<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>		<p>—</p>	<p>平成 29 年 8 月 24 日旭土第 1877 号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、平成 22 年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路・下水道・河川・公園緑地等委託設計施工関係書類」に分類され、保存期間は 5 年と規定されていたため、本文書は平成 22 年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないとして非開示とした。本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成 22 年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考ええる。</p>	
213	2563	<p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成 29 年 6 月 15 日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第 5001 号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実</p>	H29. 8. 24	非開示	R3. 2. 5	<p>「横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成 29 年 6 月 15 日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

		等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成22年度予算にて横浜市旭区白根特定地番P地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行していないと虚言を言っているが、①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図及び14土地所有者が立会いを承諾した承諾書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写し希望。				5001号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成22年度予算にて横浜市旭区白根特定地番P地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行していないと虚言を言っているが、①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図及び14土地所有者が立会いを承諾した承諾書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写し希望。」のうち、「①業者への実施許可文書。」に係る部分	
				情報公開条例第10条第2項	—		平成29年8月24日旭土第1878号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、平成22年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路・下水道・河川・公園緑地等委託設計施工関係書類」に分類され、保存期間は5年と規定されていたため、本文書は平成22年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないとして非開示とした。本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成22年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考ええる。
214	2564	横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号に	H29.8.24	非開示	R3.2.5	「横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜	審査請求に係る処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		<p>て請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成22年度予算にて横浜市旭区白根特定地番P地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行していないと虚言を言っているが、①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図及び14土地所有者が立会いを承諾した承諾書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写し希望。</p>				<p>市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成22年度予算にて横浜市旭区白根特定地番P地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行していないと虚言を言っているが、①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図及び14土地所有者が立会いを承諾した承諾書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写し希望。」のうち、「②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図」に係る部分</p>	
				<p>情報公開条例第10条第2項</p>		<p>—</p>	<p>平成29年8月24日旭土第1878号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、「実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図は、業務上作成する必要がなく存在していないため」として、非開示とした。 本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したが、「実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図」は、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がなく、保有していない。</p>
215	2565	<p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号に</p>	H29.8.24	非開示	R3.2.5	<p>「横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>



		<p>て請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成 22 年度予算にて横浜市旭区白根特定地番 P 地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行していないと虚言を言っているが、①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図及び 14 土地所有者が立会いを承諾した承諾書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写し希望。</p>				<p>市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第 5001 号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成 22 年度予算にて横浜市旭区白根特定地番 P 地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行していないと虚言を言っているが、①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図及び 14 土地所有者が立会いを承諾した承諾書の閲覧。閲覧後、必要なものについて写し希望。」のうち、「①業者への実施許可文書。②実施完了後の測量図、積算図、地積図、求積図」を除く部分</p>	
				<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>	<p>—</p>		<p>平成 29 年 8 月 24 日旭土第 1878 号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、承諾書は平成 22 年度旭土木事務所行政文書分類表では「道水路境界調査に関する書類」に分類され、保存期間は 3 年と規定されていたため、本件文書は平成 22 年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないとして非開示とした。</p> <p>本件審査請求を受け、改めて当該文書について確認したが、平成 22 年度の文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考えられる。</p>

216	2566	横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成 29 年 6 月 15 日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第 5001 号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成 22 年度予算にて横浜市旭区白根特定地番 P 地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行した事を平成 29 年 2 月に閲覧し、関係する所有者 14 人中 2 人分の承諾書が不足していると指摘後に揃った文書の開示。	H29. 8. 24	非開示	R3. 2. 5	横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成 29 年 6 月 15 日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第 5001 号にて請求人あてに送付が有った。実施機関は「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と嘘を言い審査請求人を貶めている。平成 22 年度予算にて横浜市旭区白根特定地番 P 地先、と称し道路境界確定区間延伸事業を施行した事を平成 29 年 2 月に閲覧し、関係する所有者 14 人中 2 人分の承諾書が不足していると指摘後に揃った文書の開示。	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	平成 29 年 8 月 24 日旭土第 1879 号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、「本件請求は、平成 22 年度に道路境界画定区間延伸事業を実施した際に承諾を得られなかった 2 名について、承諾を得た承諾書を請求したものと解されるが、当該文書は取得したか不明であり、執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、存在が確認できないため」として非開示とした。本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したが、該当する承諾書を取得したか不明であり、執務室内及び共有サーバーを検索しても所在を確認できないことから、存在していないと考えている。
217	2567	実施機関（旭土木事務所）は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から請求人の請求内容に	H29. 8. 24	非開示	R3. 2. 5	実施機関（旭土木事務所）は、横浜市情報公開・個人情報保護審	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		<p>ついて平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「建築局情報相談部建築道路課長様」あて、捏造した内容により「旭土第 2036 号」にて回答書を送付した。既に、訴訟相手代理人に渡るとの思いを薄々感じていたにすぎず加担はしていない。と法廷で陳述し認めているにも関わらず、「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い審査請求人を貶めた説明をした。(答申第 1397 号、7 頁上段 5 行目)。書中の「地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。と記載の『敷地表示図と同一書面に承諾された「承諾書」の写しの開示』</p>		<p>情報公開条例第 5 条第 3 項</p>		<p>査会（藤原静雄会長）から請求人の請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「建築局情報相談部建築道路課長様」あて、捏造した内容により「旭土第 2036 号」にて回答書を送付した。既に、訴訟相手代理人に渡るとの思いを薄々感じていたにすぎず加担はしていない。と法廷で陳述し認めているにも関わらず、「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い審査請求人を貶めた説明をした。(答申第 1397 号、7 頁上段 5 行目)。書中の「地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。と記載の『敷地表示図と同一書面に承諾された「承諾書」の写しの開示』</p>	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。  審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。  本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請</p>
--	--	---	--	-------------------------	--	--	--

							求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。
218	2568	<p>実施機関（旭土木事務所）は、その更生答申に基づいた対応をせずに、本件処分のうち、速やかに決定通知書を送付いたします。と通知が有ったが、審査会に嘘をついて請求人を貶めた事への謝罪がない上に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号にて請求人あてに送付が有った。①地番特定地番A所有者(私宅)から18番杭から19番杭までが道路だと承諾書を頂いている」との承諾書の写し。②『承諾した場所の表示部位と承諾書署名押印が一体となっている承諾書』の写しの開示。</p>	H29.8.24	非開示	R3.2.5	<p>道水路境界復元について（伺） 218冊10号</p> <p>（「実施機関（旭土木事務所）は、その更生答申に基づいた対応をせずに、本件処分のうち、速やかに決定通知書を送付いたします。と通知が有ったが、審査会に嘘をついて請求人を貶めた事への謝罪がない上に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号にて請求人あてに送付が有った。①地番特定地番A所有者(私宅)から18番杭から19番杭までが道路だと承諾書を頂いている」との承諾書の写し。②『承諾した場所の表示部位と承諾書署名押印が一体となっている承諾書』の写しの開示。」のうち、「②『承諾した場所の表示部位と承諾書署名押印が一体となっている承諾書』を除く部分）</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

				情報公開条例第5条第3項	—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>	
219	2569	<p>実施機関（旭土木事務所）は、その更生答申に基づいた対応をせずに、本件処分のうち、速やかに決定通知書を送付いたします。と通知が有ったが、審査会に嘘をついて請求人を貶めた事への謝罪が無い上に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号にて請求人あてに送付が有った。①地番特定地番A所有者（私宅）から18番杭から19番杭までが道路だと承諾書を頂いている」との承諾書の写し。②『承諾した場所の表示部位と承諾書署名押印が一体となっている承諾書』の写しの開示。</p>	H29.8.24	非開示	R3.2.5	<p>「実施機関（旭土木事務所）は、その更生答申に基づいた対応をせずに、本件処分のうち、速やかに決定通知書を送付いたします。と通知が有ったが、審査会に嘘をついて請求人を貶めた事への謝罪が無い上に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から平成29年6月15日更生し、横浜市に通知しましたので、その写しを送付します。と横情審第5001号にて請求人あてに送付が有った。①地番特定地番A所有者（私宅）から18番</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

						杭から19番杭までが道路だと承諾書を頂いている」との承諾書の写し。②『承諾した場所の表示部位と承諾書署名押印が一体となっている承諾書』の写しの開示。」のうち、「②『承諾した場所の表示部位と承諾書署名押印が一体となっている承諾書』に係る部分	
				情報公開条例第10条第2項		—	改めて本件審査請求文書について確認しましたが、「承諾書」については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がなく、存在していない。
220	2570	実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局へ宛て第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したとの文書について、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日請求者に持参し承諾を求めた⑤『承諾書と立会書』の開示。	H29. 8. 29	非開示	R3. 2. 5	実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局へ宛て第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したとの文書について、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日請求者に持参し承諾を求めた⑤『承諾書と立会書』の開示。	請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返

							<p>し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>
221	2571	平成27年5月19日13時から19時まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課H課長、I係長13時から16時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。	H29. 8. 29	非開示	R3. 2. 5	<p>「平成27年5月19日13時から19時まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課H課長、I係長13時から16時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。」のうち、「平成27年5月19日13時から19時まで、旭土木事務所A副所長やB係長、環境局地籍調査課H課長、I係長13時から16時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に</p>	<p>請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。</p>

						②『写した写真』に係る部分	
				情報公開条例第5条第3項		—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>
222	2572	<p>実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求「旭土第2036号」文書ほかの内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第1397号文書が届いているが、7頁上段5行目「建築局情報相談部建築道路課長へ回答し訴訟に加盟した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。と説明したそうだが、『旭土第2036号』文書を、「建築局情報相談部建築道路課長様」に宛て作成し送付し、請求者が原告の訴訟相手代理人に法廷で陳述させている。①『旭土木事務所副所長名で建築局情報相談部建築道路課長様』としたため送付</p>	H29.8.29	非開示		<p>1 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号</p> <p>2 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）原議 旭土第2036号</p>	<p>請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。</p>
				情報公開条例第5条第3項		—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p>



		した文書「旭土第 2036 号」文書』と②『起案、経伺文書原議一式の請求。					審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第 3 項の規定に基づき非開示とした。
223	2573	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いたが、7 頁上段 5 行目「建築局情報相談部建築道路課長様へ回答し訴訟に加担した文書。」「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。」と虚言。『平成 22 年 9 月 2 日付照会書照会事項 5 について下記のとおり回答します。平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面（2・追加）3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認』とし、『昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認』と「旭土第 2036 号」記載の論拠の開示。	H29. 8. 29	非開示	R3. 2. 5	1 旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根特定丁目特定地番 L の一部） 3 道水路境界復元について （伺） 218 冊 10 号	請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第 5 条第 3 項		—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。 審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内

							容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。
224	2574	『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただきます。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきますが、・・・改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』とは裏腹に、平成27、28、29年に請求者が旭区長経由で送付した文書と区長指示文書の開示。	H29.8.29	非開示	R3.2.5	『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただきます。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきますが、・・・改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』とは裏腹に、平成27、28、29年に請求者が旭区長経由で送付した文書と区長指示文書の開示。	請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第9条	—		存否応答拒否の適用に当たっては、「①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情

						<p>報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の2つの要件を備えていることが必要であると解されています。</p> <p>ア まず、本件請求が上記①の要件に該当するかどうかについて説明します。</p> <p>本件請求は、「請求者が平成 27 年、28 年及び 29 年に旭区長にあてた送付文書及び同文書に対し区長が指示を出した文書（以下「本件申立文書」といいます。）」の開示を求めているものです。</p> <p>したがって、本件申立文書が存在することを前提として開示、一部開示又は非開示の決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち平成 27 年、28 年及び 29 年に旭区長にあてた送付文書及び同文書に対し区長が指示を出した文書が存在するという事実を答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち本件申立文書が存在しないという事実を答えることとなります。その結果、審査請求人が旭区長にあてた送付文書が存在するか否かという情報を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、上記①の要件に該当します。ここでいう「請求者」が本件審査請求人を指していることは明らかです。</p> <p>イ 次に、本件請求に係る情報が上記②の要件に該当するかどうか、すなわち情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号で規定する非開示事由に該当するかどうかについて説明します。</p>
--	--	--	--	--	--	--

						<p>(7) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・で、あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定しています。</p> <p>(4) 審査請求人が旭区長にあてた送付文書が存在するか否かという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため本号に該当し、上記②の要件を充足します。</p> <p>ウ 以上のことから、本件請求は、情報公開条例第9条に該当し、非開示としました。</p>	
225	2575	<p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から答申第1397号の送付が有り、実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第2036号」の存在を隠蔽していることに対し、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』との記載に対し、『18番杭から19番杭までの表示図、に署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。</p>	H29.8.29	非開示	R3.2.5	<p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から答申第1397号の送付が有り、実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第2036号」の存在を隠蔽していることに対し、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』との記載に対し、『18番杭から19</p>	<p>請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。</p>

					番杭までの表示図、に署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。	
			情報公開条例第5条第3項		—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>
226	2576	<p>実施機関（旭土木事務所）に関りが無い訴訟へ『原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根特定丁目特定地番L番の一部）は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。また、横浜市旭土木事務所で平成10年7月31日に作成した道水路境界調査により、（旭区白根特定丁目特定地番A番）の所有者より、原告の主張する18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの主張に対し、神奈川県から移譲された（旭区白根特定丁目特定地番L番）の土地全部事項証明書』の開示を求める。</p>	H29.8.29	非開示	R3.2.5	<p>実施機関（旭土木事務所）に関りが無い訴訟へ『原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根特定丁目特定地番L番の一部）は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。また、横浜市旭土木事務所で平成10年7月31日に作成した道水路境界調査により、（旭区白根特定丁目特定地番A番）の所有者より、原告の主張</p> <p>請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。</p>

						<p>する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの主張に対し、神奈川県から移譲された（旭区白根特定丁目特定地番 L 番）の土地全部事項証明書』の開示を求める。</p>	
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	<p>平成 29 年 8 月 29 日旭土第 1914 号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、「当該開示請求にかかる土地全部事項証明書については取得したか不明であり、執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、存在が確認できないため。また、仮に取得していても平成 27 年度行政文書分類表では「局区内部の検討及び事務連絡関係書類」に分類され、保存期間は 1 年未満と規定されていたことから、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため」として、非開示としました。</p> <p>本件審査請求を受けて、改めて当該文書について確認しましたが、文書分類表の保存期間及び分類表における分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考えています。</p> <p>また、本件審査請求文書について確認しましたが、該当する承諾書を取得したか不明であり、執務室内及び共有サーバーを探索しても所在を確認できないことから、存在していないと考えています。</p>	
227	2577	実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ答申第 1397 号の 7 頁上段から 5 行目「建築	H29. 8. 29	非開示	R3. 2. 5	道水路境界復元について（伺） 2 1 8 冊 1 0 号	<p>請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。</p>

		局情報相談部建築道路課長様」と宛、回答し訴訟に追加した文書。』『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、審査請求人を貶めているが、「旭土第 2036 号」文書を捏造し「建築局情報相談部建築道路課長様」と宛て送付し、法廷で相手代理人に陳述させ加担させているにも関わらず、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と審査会へ嘘をついたが「旭土第 2036 号」文書中の復元を承知したと言う『承諾書』の開示。		情報公開条例第 5 条第 3 項	—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。 審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第 3 項の規定に基づき非開示とした。
228	2578	実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、第 2036 号文書にて昭和 48 年直後「既に道路として供用を開始している。」と、建基法第 42 条第 2 項と供用を開始しているなどと虚偽証明している。旭土木事務所の事務掌理事項には、横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、平成 19 年 1 月 29 日付、請求者の所有地白根特定地番 P を道路だ。と旭土木所長名の配達証明郵便にて注意書を送付した後に謝罪が有ったが、『白根特定地番 P の範囲、形態を明示した公図と文書』の開示を請求する。	H29. 8. 29	非開示	R3. 2. 5	実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、第 2036 号文書にて昭和 48 年直後「既に道路として供用を開始している。」と、建基法第 42 条第 2 項と供用を開始しているなどと虚偽証明している。旭土木事務所の事務掌理事項には、横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 E 間について、平成 19 年 1 月 29 日付、請求者の所有地白根特定地番 P を道路だ。と旭土木所長名の配達証明郵便にて注意書を送付した 請求人が請求していない文書にした上で決定した、審査請求にかかる各処分を取り消し、請求人が請求した通りの文書を開示するよう求める。

						後に謝罪が有ったが、『白根特定 地番Pの範囲、形態を明示した 公図と文書』の開示を請求する。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	平成 29 年 8 月 29 日旭土第 1916 号による非開 示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、 「執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバ ー内のデータを検索しても、注意書を発出した 後に謝罪した事実は確認できず、よってそれに 関連する図面及び文書も存在していないため」 として、非開示としました。 本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文 書について確認しましたが、該当する図面及び 文書を取得したか不明であり、執務室内及び共 有サーバーを探索しても所在を確認できない ことから、存在していないと考えています。
229	2579	1. 実施機関（旭土木事務所）は、平成 29 年 2 月 24 日横 浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）か ら審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、 虚言で凌いだ答申更生第 1397 号の 4 頁（ア）「・・・道路 境界確定区間延伸事業については、弁明書作成の時点に 於いて・・・当該事業は無く虚言による記載がある。 平成 27 年 2 月の時点で、旭土木事務所は文書を見せら れたが、警察署長職丁宅と遠方に居住されている戊宅 2 名の方の承諾が取れ次第開示するとのことであったが 2 年経過したが未だに未開示で、審査会に於いて事情聴 取を受けた際も虚言で凌いだにも関わらず開示が無い。 原議写しの再請求。	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	1. 実施機関（旭土木事務所）は、 平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報 公開・個人情報保護審査会（藤原 静雄会長）から審査請求人の開 示請求内容について事情聴取を 受け、虚言で凌いだ答申更生第 1397 号の 4 頁（ア）「・・・道路境 界確定区間延伸事業について は、弁明書作成の時点に於い て・・・当該事業は無く虚言に よる記載がある。平成 27 年 2 月の時点で、旭土木事務所は文 書を見せられたが、警察署長職 丁宅と遠方に居住されている戊 宅 2 名の方の承諾が取れ次第開 示するとのことであったが 2 年 経過したが未だに未開示で、審	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開 示するよう求める。



						<p>査会に於いて事情聴取を受けた際も虚言で凌いだにも関わらず開示が無い。原議写しの再請求。</p>	
				<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>	<p>—</p>	<p>平成 29 年 8 月 21 日旭土第 1790 号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、「本件請求は、平成 22 年度に道路境界確定区域延伸事業を実施した際の起案文書を請求したものと解されるが、当該文書は平成 22 年度旭土木事務所行政文書分類表では「道水路境界調査に関する書類」に分類され、保存期間は 3 年と規定されていました。したがって、本件文書は平成 22 年度に作成しましたが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため」として、非開示にしました。</p> <p>本件審査請求を受けて、改めて当該文書について確認しましたが、平成 22 年度の行政文書分類表の保存期間及び分類に誤りはなく、これらの文書に係る判断は変わらないものと考えています。</p>	
230	2580	<p>3. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から答申更生第 1397 号の送付が有り、実施機関(旭土木事務所)は、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第 2036 号」の存在を隠蔽した様子だが、『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載のある①『18 番杭から 19 番杭までの表示図』に②署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。</p>	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	<p>「3. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から答申更生第 1397 号の送付が有り、実施機関(旭土木事務所)は、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第 2036 号」の存在を隠蔽した様子</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

						<p>だが、『地番特定地番A所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載のある①『18 番杭から 19 番杭までの表示図』に②署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。」のうち、「印鑑証明書」を除く部分</p>	
				<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>	<p>—</p>	<p>平成 29 年 8 月 21 日旭土第 1792 号による非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由では、「『18 番杭から 19 番杭までの表示図』に署名押印した承諾書は、業務上作成する必要がなく存在していないため」として、非開示としました。</p> <p>本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書について確認したところ、「『18 番杭から 19 番杭までの表示図』に署名押印した承諾書」については、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在していないと考えています。</p>	
231	2581	<p>3. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から答申更生第 1397 号の送付が有り、実施機関(旭土木事務所)は、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番A所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第 2036 号」の存在を隠蔽した様子だが、『地番特定地番A所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載のある①『18 番杭から 19 番杭までの表示図』に②署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。</p>	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	<p>「3. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から答申更生第 1397 号の送付が有り、実施機関(旭土木事務所)は、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番A所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

						2036号」の存在を隠蔽した様子だが、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載のある①『18番杭から19番杭までの表示図』に②署名押印した承諾書と印鑑証明書』の開示。」のうち、「印鑑証明書」に係る部分	
				情報公開条例第5条第3項	—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>	
232	2582	オ.『まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えております』と悪質な虚言の基で開示した同類文書18通の閲覧開示。カ『何卒ご理解をお願いします』	H29.8.21	非開示	R3.2.5	オ.『まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させてい	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		<p>とは裏腹に①平成 27、28、29 年に請求者が旭区長経由で送付した文書と②区長 r、及び s 指示文書③及び直接 F A X 送信した文書に対し全回答書の開示。</p>		<p>情報公開条例第 9 条</p>		<p>ただきたいと考えております』と悪質な虚言の基で開示した同類文書 1 8 通の閲覧開示。カ『何卒ご理解をお願いします』とは裏腹に①平成 27、28、29 年に請求者が旭区長経由で送付した文書と②区長 r、及び s 指示文書③及び直接 F A X 送信した文書に対し全回答書の開示。</p>	<p>存否応答拒否の適用に当たっては、「①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の 2 つの要件を備えていることが必要であると解されています。</p> <p>ア まず、本件請求が上記①の要件に該当するかどうかについて説明します。</p> <p>本件請求は、「請求者が平成 27 年、28 年及び 29 年に旭区長にあてた送付文書及び同文書に対し区長が指示を出した文書（以下「本件申立文書」といいます。）」の開示を求めているものです。ここでいう「請求者」が本件審査請求人を指していることは明らかです。</p> <p>したがって、本件申立文書が存在することを前提として開示、一部開示又は非開示の決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち平成 27 年、28 年及び 29 年に旭区長にあてた送付文書及び同文書に対し区長が指示を出した文書が存在するという事実を</p>
--	--	--	--	--------------------	--	--	---

						<p>答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち本件申立文書が存在しないという事実を答えることとなります。その結果、審査請求人が旭区長にあてた送付文書及び同文書に対し区長が指示を出した文書があったか否かという情報を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、上記①の要件に該当します。</p> <p>イ 次に、本件請求に係る情報が上記②の要件に該当するかどうか、すなわち情報公開条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するかどうかについて説明します。</p> <p>(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・で、あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定しています。</p> <p>(イ) 審査請求人が旭区長にあてた送付文書及び同文書に対し区長が指示を出した文書があったか否かという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため本号に該当し、上記②の要件を充足します。</p> <p>ウ 以上のことから、本件請求は、情報公開条例第9条に該当し、非開示としました。</p>
233	2583	ア実施機関（旭土木事務所）は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求「旭土第2036号」文書ほかの	H29.8.21	非開示	R3.2.5	<p>不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第2036号</p> <p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

		<p>内容について事情聴取を受け、虚言で凌いだ様子の答申第 1397 号文書が届いているが、7 頁上段 5 行目「建築局情報相談部建築道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等は無い。と説明したそうだが、『旭土第 2036 号』文書を、「建築局情報相談部建築道路課長様」に宛て作成し送付し、請求者が原告の訴訟相手代理人に法廷で陳述させている。①『旭土木事務所副所長名で建築局情報相談部建築道路課長様』と認めて送付した文書「旭土第 2036 号」文書』と②『起案、経何文書一式の請求。</p>		<p>情報公開条例第 5 条第 3 項</p>	<p>—</p>	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に 3 回もあり、また、審査請求人は開示の実施等において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第 5 条第 2 項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第 3 項の規定に基づき非開示とした。</p>	
234	2584	<p>イ平成 27 年 5 月 19 日 13 時から 19 時まで、旭土木事務所 A 副所長や B 係長、環境局地籍調査課 H 課長、I 係長 13 時から 16 時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。</p>	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	<p>「イ平成 27 年 5 月 19 日 13 時から 19 時まで、旭土木事務所 A 副所長や B 係長、環境局地籍調査課 H 課長、I 係長 13 時から 16 時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真』。③『復元したと言う公図』の写しの開示。」のうち、「イ平成 27 年 5 月 19 日 13 時から 19 時まで、旭土木事務所 A 副所長や B 係長、環境局地籍調査課 H 課長、I 係長 13 時から 16 時まで、現況を詳細に確認し</p>	<p>審査請求にかかるとの処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

						た通りに早期復元するとの①『日報』と現況を調査確認した際に②『写した写真。』に係る部分	
				情報公開条例第5条第3項		—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>
235	2585	ウ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	「ウ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

						し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。」のうち、「平成10年5月25日付で承諾者を写した写真」及び「同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』に係る部分	
				情報公開条例第10条第2項	—		行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在していないため、非開示とした。
236	2586	ウ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。	H29.8.21	非開示	R3.2.5	「ウ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。」のうち、「③承諾者本人の	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。



						印鑑証明書」に係る部分	
				情報公開条例第5条第3項		—	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p> <p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>
237	2587	ウ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。	H29.8.21	非開示	R3.2.5	「ウ実施機関は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間の私有地について、建築局関係課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているが、①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

						人の印鑑証明書』と④実施機関が請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。」のうち、「①『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』②同日、『復元した土地に対し、本人が承諾したと明示された表示図と承諾書』③『承諾者本人の印鑑証明書』」を除く部分	
				情報公開条例第10条第2項	—		作成又は取得したか不明であり、執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、存在が確認できないため、非開示とした。
238	2588	オ横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、平成19年1月29日付、請求者の所有地白根特定地番P（地番特定地番A）だが「道路だ。と旭土木所長名の配達証明郵便にて注意書を送付した。『白根特定地番Pの範囲、形態を明示した公図と文書』の開示を、廃棄したと拒んでいるが、旭土木所長の不作為である。旭郵便局から受領した配達証の開示を請求する。	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	オ横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、平成19年1月29日付、請求者の所有地白根特定地番P（地番特定地番A）だが「道路だ。と旭土木所長名の配達証明郵便にて注意書を送付した。『白根特定地番Pの範囲、形態を明示した公図と文書』の開示を、廃棄したと拒んでいるが、旭土木所長の不作為である。旭郵便局から受領した配達証の開示を請求する。	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項	—		平成18年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は5年と規定されていた。郵便物等配達証明書は平成18年度に取得したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。

239	2589	カ横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、『道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します。承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。』と承諾書と署名押印の求めに所有者が応じた文書の開示に対し、審査会の聴取に「道路境界確定区間延伸事業は行っていないと虚言で凌いでいるが文書の写しの開示。	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	カ横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番E間について、『道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します。承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。』と承諾書と署名押印の求めに所有者が応じた文書の開示に対し、審査会の聴取に「道路境界確定区間延伸事業は行っていないと虚言で凌いでいるが文書の写しの開示。	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第5条第3項		—	審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。 審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。 本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。
240	2590	キ①『平成22年9月2日付照会書照会事項5について下記のとおり回答します。と文書を回答した文書と②回	H29. 8. 21	非開示	R3. 2. 5	「キ①『平成22年9月2日付照会書照会事項5について下記の	審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		<p>答先の開示。③『平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面（2・追加）3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。』と発出した文書と④発出先。⑤『原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根特定丁目特定地番 L の一部）は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。』と論じた文書の開示と⑥あて先の開示。⑦『前述のとおり、既に道路として供用を開始している。』また・・・所有者より、18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの承諾書と⑧印鑑証明書。</p>		<p>情報公開条例第 5 条第 3 項</p>		<p>とおり返答します。と文書を回答した文書と②回答先の開示。③『平成 22 年 8 月 16 日付原告作成書面（2・追加）3 頁③で、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。』と発出した文書と④発出先。⑤『原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根特定丁目特定地番 L の一部）は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。』と論じた文書の開示と⑥あて先の開示。⑦『前述のとおり、既に道路として供用を開始している。』また・・・所有者より、18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの承諾書と⑧印鑑証明書。」のうち、「⑦『前述のとおり、既に道路として供用を開始している。』また・・・所有者より、18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいているとの承諾書と⑧印鑑証明書。」に係る部分</p>	<p>審査請求人は、先行する開示請求書の開示・非開示の決定を待たずに、短期間のうちに繰り返し同趣旨である重複する内容の開示請求を行っており、審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えらる。</p>
--	--	---	--	-------------------------	--	--	--

							<p>審査請求人に納入通知書を送付しても費用が納付されないことがごく短期間の間に3回もあり、また、審査請求人は開示の実施等の場において不適切な行為を繰り返しており、開示を受ける意思がないものと判断した。</p> <p>本件開示請求は、直近になされたものと同趣旨の開示請求がなされたものであり、当該開示請求の開示・非開示の決定を待たずに重複する内容の開示請求を行っている。このような請求は、文書開示以外の目的で行われていると明らかに認められるため、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとして、同条第3項の規定に基づき非開示とした。</p>
241	2591	<p>旭土木事務所長は、貴所属では(1)平成27年6月26日、旭土第1896号、(2)平成27年7月21日、旭土第2237号、(3)平成27年8月28日、旭土第2544号、(4)平成27年9月24日、旭土第3116号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。速やかに請求者に決定内容を通知して頂くようお願いします。等、平成28年11月8日付市民情報室長名にて指摘され、下記の通りの求めもあった。※当該開示請求以外にも決定内容を通知していない案件が存在する場合には、至急、担当者へご連絡いただきたくお願いします。の求めに①回報した文書②隠蔽した文書名の開示。</p>	H29.9.28	非開示	R3.2.5	<p>旭土木事務所長は、貴所属では(1)平成27年6月26日、旭土第1896号、(2)平成27年7月21日、旭土第2237号、(3)平成27年8月28日、旭土第2544号、(4)平成27年9月24日、旭土第3116号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。速やかに請求者に決定内容を通知して頂くようお願いします。等、平成28年11月8日付市民情報室長名にて指摘され、下記の通りの求めもあった。※当該開示請求以外にも決定内容を通知していない案件</p>	<p>審査請求にかかる処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

						が存在する場合には、至急、担当者へご連絡いただきたくお願ひします。の求めに①回報した文書②隠蔽した文書名の開示。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	平成 28 年 1 月 8 日付市民情報室長依頼について、指摘された案件以外に決定内容を通知していない案件は存在しなかったことから、回報する文書は作成しておらず、また隠蔽した文書もないことから、当該請求に係る行政文書は存在していないため、非開示とした。
242	2592	旭土木事務所長は、貴所属では(1)平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2)平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3)平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4)平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているにも関わらず、未開示を継続し、類する、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から他請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い貶めた（更生含む答申第 1397 号）。『(1)平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号の開示』	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	ア 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 開示決定通知書 イ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 一部開示決定通知書 ウ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 非開示決定通知書	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
243	2593	旭土木事務所長は、貴所属では(1)平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2)平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3)平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4)平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているにも関わらず、未開示を継続し、類する、横浜市情報公開・個	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	平成 27 年 9 月 17 日旭土第 2237 号 非開示決定通知書	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		個人情報保護審査会から他請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い貶めた（更生含む答申第 1397 号）。『(2) 平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号の開示』					
244	2594	旭土木事務所長は、貴所属では(1) 平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2)平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3)平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4)平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているにも関わらず、未開示を継続し、類する、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から他請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い貶めた（更生含む答申第 1397 号）。『(3)平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号の開示』	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	平成 27 年 10 月 15 日旭土第 2544 号 非開示決定通知書	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
245	2595	旭土木事務所長は、貴所属では(1) 平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2)平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3)平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4)平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているにも関わらず、未開示を継続し、類する、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から他請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言い貶めた（更生含む答申第 1397 号）。『(4)平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示』	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	平成 27 年 11 月 20 日旭土第 3116 号 非開示決定通知書	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

246	2596	<p>旭土木事務所長は、貴所属では(1)平成27年6月26日、旭土第1896号、(2)平成27年7月21日、旭土第2237号、(3)平成27年8月28日、旭土第2544号、(4)平成27年9月24日、旭土第3116号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているにも関わらず、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から他請求内容について平成29年2月24日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘を言っているが、平成29年7月13日開示の通知書送付日照会に対し6月14日と回答した。全開示通知書の決裁番号の開示</p>	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	<p>ア 平成29年6月14日旭土第661号 一部開示決定通知書  イ 平成29年6月14日旭土第662号 一部開示決定通知書  ウ 平成29年6月19日旭土第938号 開示決定通知書  エ 平成29年6月19日旭土第938号 一部開示決定通知書  オ 平成29年6月19日旭土第939号 一部開示決定通知書  カ 平成29年6月19日旭土第940号 開示決定通知書  キ 平成29年6月19日旭土第940号 一部開示決定通知書  ク 平成29年6月19日旭土第941号 開示決定通知書  ケ 平成29年6月19日旭土第941号 一部開示決定通知書  コ 平成29年6月19日旭土第942号 開示決定通知書  サ 平成29年6月19日旭土第942号 一部開示決定通知書  シ 平成29年6月19日旭土第943号 開示決定通知書  ス 平成29年6月19日旭土第943号 一部開示決定通知書  セ 平成29年6月19日旭土第945号 開示決定通知書  ソ 平成29年6月19日旭土第945号 一部開示決定通知書  タ 平成29年6月19日旭土第946号 開示決定通知書  チ 平成29年6月19日旭土第</p>	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
-----	------	--	-----------	------	--------	--	------------------------------





		願います。なお、決定内容を通知されましたら、当課へ郵便物配達証明書の写しなど、郵送したことが確認できるものを送るよう。平成 28 年 11 月 8 日付市民情報室長名にて指摘され、指示に従い処理をした。其の際の『①所長への立案書及び②所長へ経伺した伺い書』の開示。					ずれにも該当しない。
249	2599	旭土木事務所長 貴所属は(1)旭土第 1896 号、(2)旭土第 2237 号、(3)旭土第 2544 号、(4)旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長から指摘されたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について、2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と眨めたが、4 月 10 日付開示請求文書の開示決定等期間延長されたが、「延長決定に際し、立案し経伺した文書の開示」	H29. 10. 30	一部開示	R3. 2. 5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 1 件目）旭土第 252 号 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 2 件目）旭土第 253 号 ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 3 件目）旭土第 254 号 エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 4 件目）旭土第 255 号 オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 5 件目）旭土第 256 号 カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 6 件目）旭土第 257 号 キ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 7 件目）	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

					<p>旭土第 258 号 ク 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 8 件目） 旭土第 259 号 ケ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 9 件目） 旭土第 260 号 コ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 10 件目） 旭土第 261 号 サ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 11 件目） 旭土第 262 号</p>		
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号	<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号</p>	<p>個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>	
250	2600	<p>旭土木事務所長 貴所属は(1)平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2)平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3)平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4)平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について 2 月 24 日に事情聴取を受け、</p>	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 3 日請求分） 旭土第 232 号 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 4 月 10 日請求分 1 件目） 旭土第 252 号 ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平</p>	<p>一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。</p>

		<p>「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と認め、開示・非開示等の決定無く、6月2日で開示決定等期間延長が了した。①延長決定時と延長終了時の経伺文書の開示</p>			<p>成 29年4月10日請求分2件目 旭土第253号</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分3件目） 旭土第254号</p> <p>オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分4件目） 旭土第255号</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分5件目） 旭土第256号</p> <p>キ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分6件目） 旭土第257号</p> <p>ク 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分7件目） 旭土第258号</p> <p>ケ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分8件目） 旭土第259号</p> <p>コ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分9件目） 旭土第260号</p> <p>サ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年4月10日請求分10件</p>	
--	--	---	--	--	--	--

						目) 旭土第 261 号 シ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平成 29 年 4 月 10 日請求分 11 件目) 目) 旭土第 262 号	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
251	2601	旭土木事務所長 貴所属は、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名、で指摘されているが、未だに未開示である。 又横浜市情報公開・個人情報保護審査会から請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と貶めているが、開示・非開示等の決定無く、6 月 21 日で開示決定等期間延長終了文書の①延長決定に際し立案し経伺供覧した文書の開示。②延長終了の際に、立案し経伺供覧した文書の開示。	H29. 10. 30	一部開示	R3. 2. 5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平成 29 年 5 月 22 日請求分 1 件目) 旭土第 673 号 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平成 29 年 5 月 22 日請求分 2 件目) 旭土第 674 号 ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平成 29 年 5 月 22 日請求分 3 件目) 旭土第 675 号 エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平成 29 年 5 月 22 日請求分 4 件目) 旭土第 677 号 オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平成 29 年 5 月 22 日請求分 5 件目) 旭土第 678 号 カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について (平	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

					<p>成 29年5月22日請求分6件目) 旭土第679号</p> <p>キ 行政文書開示請求書の開示 決定等期間の延長について(平 成29年5月22日請求分7件目) 旭土第680号</p> <p>ク 行政文書開示請求書の開示 決定等期間の延長について(平 成29年5月22日請求分8件目) 旭土第681号</p> <p>ケ 行政文書開示請求書の開示 決定等期間の延長について(平 成29年5月22日請求分9件目) 旭土第682号</p>		
			情報公開条例第7 条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電 話番号	個人に関する情報であって、開示することによ り、特定の個人を識別することができる情報で あることから情報公開条例第7条第2項第2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示 とした部分は、本号ただし書アからウまでのい ずれにも該当しない。	
252	2602	旭土木事務所長 貴所属は(1)旭土第1896号、(2)旭土 第2237号、(3)旭土第2544号、(4)旭土第3116号の開 示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、 未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条 例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作 為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘さ れたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人 情報護審査会からも請求内容について、2月24日に事 情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は 無い。」と認めましたが、8月1日まで開示決定等期間延長 された文書について、「延長決定に際し、立案し経伺し た文書の開示」	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示 決定等期間の延長について(平 成29年6月2日請求分1件目) 旭土第872号</p> <p>イ 行政文書開示請求書の開示 決定等期間の延長について(平 成29年6月2日請求分2件目) 旭土第873号</p> <p>ウ 行政文書開示請求書の開示 決定等期間の延長について(平 成29年6月2日請求分4件目) 旭土第874号</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示</p>	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示す るよう求める。

						決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 2 日請求分 5 件目） 旭土第 875 号	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
253	2603	旭土木事務所長 貴所属は(1)旭土第 1896 号、(2)旭土第 2237 号、(3)旭土第 2544 号、(4)旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と貶めているにも関わらず、8 月 4 日まで開示決定等期間延長したが、「延長決定に際し、立案し経伺した文書の開示」	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 1 件目） 旭土第 876 号 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 2 件目） 旭土第 877 号 ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 3 件目） 旭土第 878 号 エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 4 件目） 旭土第 879 号 オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 5 件目） 旭土第 880 号 カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 6 件目） 旭土第 881 号	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

					<p>キ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 7 件目） 旭土第 882 号</p> <p>ク 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 8 件目） 旭土第 883 号</p> <p>ケ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 9 件目） 旭土第 884 号</p> <p>コ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 10 件目） 旭土第 885 号</p>		
			情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号	個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。		
254	2604	旭土木事務所長 貴所属は(1)旭土第 1896 号、(2)旭土第 2237 号、(3)旭土第 2544 号、(4)旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について、2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と貶めたが、8 月 4 日まで開示 決定等期間延長されたが、「延長決定に際し、立案し経伺した文書の	H29. 10. 30	一部開示	R3. 2. 5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 1 件目） 旭土第 876 号</p> <p>イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 2 件目） 旭土第 877 号</p> <p>ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 3 件目）</p>	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。



		開示」			<p>旭土第 878 号</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 4 件目）</p> <p>旭土第 879 号</p> <p>オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 5 件目）</p> <p>旭土第 880 号</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 6 件目）</p> <p>旭土第 881 号</p> <p>キ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 7 件目）</p> <p>旭土第 882 号</p> <p>ク 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 8 件目）</p> <p>旭土第 883 号</p> <p>ケ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 9 件目）</p> <p>旭土第 884 号</p> <p>コ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 5 日請求分 10 件目）</p> <p>旭土第 885 号</p>	
			情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号	<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号</p>	<p>個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、非開示</p>	

							とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
255	2605	旭土木事務所長 貴所属は(1)旭土第 1896 号、(2)旭土第 2237 号、(3)旭土第 2544 号、(4)旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について、2月24日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と貶めたが、8月10日まで開示決定等期間延長されたが、「延長決定に際し、立案し経伺した文書の開示」	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年6月12日請求分1件目） 旭土第 990 号 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年6月12日請求分2件目） 旭土第 991 号	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
256	2606	旭土木事務所長 貴所属は(1)旭土第 1896 号、(2)旭土第 2237 号、(3)旭土第 2544 号、(4)旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について、2月24日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と貶めたが、8月18日まで開示決定等期間延長されたが、「延長決定に際し、立案し経伺した文書の開示」	H29.10.30	一部開示	R3.2.5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年6月19日請求分2件目） 旭土第 1099 号 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年6月19日請求分3件目） 旭土第 1100 号 ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年6月19日請求分4件目） 旭土第 1101 号 エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成29年6月19日請求分5件目） 旭土第 1102 号 オ 行政文書開示請求書の開示	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

				<p>決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 6 件目） 旭土第 1103 号</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 7 件目） 旭土第 1104 号</p> <p>キ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 8 件目） 旭土第 1105 号</p> <p>ク 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 9 件目） 旭土第 1106 号</p> <p>ケ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 10 件目） 旭土第 1107 号</p> <p>コ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 11 件目） 旭土第 1108 号</p> <p>サ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 12 件目） 旭土第 1109 号</p> <p>シ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成 29 年 6 月 19 日請求分 13 件目） 旭土第 1110 号</p>	
			<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>	<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号</p>	<p>個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報で</p>

							あることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
257	2607	旭土木事務所長 貴所属は (1) 平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2) 平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3) 平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4) 平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と認め、開示・非開示等の決定無く、6 月 2 日で開示決定等期間延長が了した。①延長決定時と延長終了時の経伺文書の開示	H29.10.30	非開示	R3.2.5	「旭土木事務所長 貴所属は (1) 平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2) 平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3) 平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4) 平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と認め、開示・非開示等の決定無く、6 月 2 日で開示決定等期間延長が了した。①延長決定時と延長終了時の経伺文書の開示」のうち、「延長決定時」の経伺文書の開示を除く部分	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—		開示決定等期間の延長終了にあたって経伺することは業務上必要ないことから、当該開示請求に係る文書は作成しておらず、存在していないため非開示とした。

258	2608	<p>旭土木事務所長 貴所属は、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているが、未だに未開示である。</p> <p>又横浜市情報公開・個人情報保護審査会から請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と返しているが、開示・非開示等の決定無く、6 月 21 日で開示決定等期間延長終了文書の①延長決定に際し立案し経伺供覧した文書の開示。②延長終了の際に、立案し経伺供覧した文書の開示。</p>	H29. 10. 30	非開示	R3. 2. 5	<p>「旭土木事務所長 貴所属は、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されているが、未だに未開示である。</p> <p>又横浜市情報公開・個人情報保護審査会から請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と返しているが、開示・非開示等の決定無く、6 月 21 日で開示決定等期間延長終了文書の①延長決定に際し立案し経伺供覧した文書の開示。②延長終了の際に、立案し経伺供覧した文書の開示。」のうち、「延長決定に際し立案し経伺供覧した文書の開示」を除く部分</p>	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	開示決定等期間の延長終了に際して立案・経伺・供覧することは業務上必要ないことから、当該開示請求に係る文書は作成しておらず、存在していないため非開示とした。
259	2609	<p>旭土木事務所長 貴所属は (1) 旭土第 1896 号、(2) 旭土第 2237 号、(3) 旭土第 2544 号、(4) 旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘さ</p>	H29. 10. 30	非開示	R3. 2. 5	<p>旭土木事務所長 貴所属は (1) 旭土第 1896 号、(2) 旭土第 2237 号、(3) 旭土第 2544 号、(4) 旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者</p>	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

		れたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について、2月24日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と貶め、又承諾なく7月13日まで期間延長し、「開示期限経過した他未開示文書の開示を、立案し経伺した文書の開示」				に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長名で指摘されたが、未だに未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも請求内容について、2月24日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と貶め、又承諾なく7月13日まで期間延長し、「開示期限経過した他未開示文書の開示を、立案し経伺した文書の開示」	
				情報公開条例第10条第2項	—		開示等決定の期間について7月13日まで延長した案件は存在せず、ひいてはその期限が経過した文書の開示についての立案・経伺も存在しないことから、当該開示請求に係る文書は作成しておらず、存在していないため非開示とした。
260	2610	旭土木事務所長 貴所属は、旭土第1896号、旭土第2237号、旭土第2544号、旭土第3116号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長から指摘されたが未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも、2月24日に事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等は無い。」と貶めたが、7月13日まで承諾なく、期間延長された決定に際し、経伺した文書」	H29.10.30	非開示	R3.2.5	旭土木事務所長 貴所属は、旭土第1896号、旭土第2237号、旭土第2544号、旭土第3116号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。と市民情報室長から指摘されたが未開示である。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からも、2月24日に事情聴	一部開示決定処分を取り消し、請求通り開示するよう求める。

						取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と認めましたが、7月13日まで承諾なく、期間延長された決定に際し、経伺した文書」	
				情報公開条例第10条第2項		—	開示等決定の期間について7月13日まで延長した案件は存在しないことから、当該開示請求に係る文書は作成しておらず、存在していないため非開示とした。
261	2611	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1561号(平成29年8月1日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	H30.4.16	一部開示	R3.2.5	行政文書の開示請求について (平成29年6月2日請求1件目) 旭土第1561号	本件に関する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
262	2612	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1561号(平成29年8月1日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	H30.4.16	一部開示	R3.2.5	行政文書の開示請求について (平成29年6月2日請求1件目) 旭土第1561号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
263	2613	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1562号(平成29年8月1日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	H30.4.16	一部開示	R3.2.5	行政文書の開示請求について (平成29年6月2日請求2件目) 旭土第1562号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

							対象行政文書のうち、法人代表者印の印影については、公にすることにより、第三者に偽造又は悪用されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。
264	2614	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1565号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 1 件目） 旭土第 1565 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
265	2615	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1567号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 3 件目） 旭土第 1567 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
266	2616	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1568号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 4 件目） 旭土第 1568 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影については、公にすることにより、第三者に偽造又は悪用されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当



							し、非開示とした。
267	2617	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1569 号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示。・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 5 件目） 旭土第 1569 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
268	2618	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1570 号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が同年 6 月 5 日に特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示。・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 6 件目） 旭土第 1570 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
269	2619	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1571 号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示。・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 7 件目） 旭土第 1571 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
270	2620	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1572 号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示。・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 8 件目） 旭土第 1572 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とし

							た。
271	2621	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1573号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 9 件目） 旭土第 1573 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
272	2622	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1574号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 5 日請求 10 件目） 旭土第 1574 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号、個人の顔、車両ナンバー	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号、個人の顔及び車両ナンバーについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
273	2623	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1575号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 12 日請求 1 件目） 旭土第 1575 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。
274	2624	旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第 1576号（平成 29 年 8 月 1 日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した判決文書の閲覧開示・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	H30. 4. 16	一部開示	R3. 2. 5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 6 月 12 日請求 2 件目） 旭土第 1576 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所（郵便番号含む）及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当

							し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
275	2625	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号に、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等はない』と、地番特定地番 A 所有者から「18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と、建築局へ旭土第 2036 号で送付した事実を隠蔽し、事実はないと請求者を貶め、『18 番杭から 19 番杭までの私有地を、地番特定地番 A 前所有者から道路だと境界承諾書を頂いていると記載されている承諾書の開示。②『18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書の開示請求。	H30. 5. 25	非開示	R3. 2. 5	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号に、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等はない』と、地番特定地番 A 所有者から「18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と、建築局へ旭土第 2036 号で送付した事実を隠蔽し、事実はないと請求者を貶め、『18 番杭から 19 番杭までの私有地を、地番特定地番 A 前所有者から道路だと境界承諾書を頂いていると記載されている承諾書の開示。②『18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書の開示請求。のうち、「②『18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書の開示請求。」の部分	本件に対する処分を取り消し、実施機関が、旭土第 2036 号に記載した内容から文書を適切に特定し、その請求文書による全部開示あるいは一部開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—		改めて本件審査請求文書について確認したところ 18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、規則や「導水路等境界調査業務の手引き」に作成義務の記載がないため、業務上作成する必要がなく、存在していないと考える。

276	2626	平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』との文書を開示せず隠蔽しているにも関わらず、『審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等は無い』と虚言を言っているが、所管は本書請求人へ、「平成 22 年 7 月 27 日付にて、平成 22 年 8 月 9 日午前 11 時 30 分に立会いを求め『18 番杭、19 番杭が表示された表示図に署名押印したとされる承諾書』の開示」。	H30. 5. 25	非開示	R3. 2. 5	平成 29 年 2 月 24 日横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』との文書を開示せず隠蔽しているにも関わらず、『審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等は無い』と虚言を言っているが、所管は本書請求人へ、「平成 22 年 7 月 27 日付にて、平成 22 年 8 月 9 日午前 11 時 30 分に立会いを求め『18 番杭、19 番杭が表示された表示図に署名押印したとされる承諾書』の開示」。	実施機関は、実施機関が保管している承諾書を適切に特定し、その写しの開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	改めて本件審査請求文書について確認したところ 18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、規則や「導水路等境界調査業務の手引き」に作成義務の記載がないため、業務上作成する必要がなく、存在していないと考える。
277	2627	旭区役所所属 q は平成 28 年 11 月 30 日旭土木事務所長の文書に、『改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えております』と継続している、請求人への決定通知書を送付させ、未開示となっている。同文書処理するにあたり、「起案し、経伺し決裁した施行文書	H30. 5. 25	非開示	R3. 2. 5	旭区役所所属 q は平成 28 年 11 月 30 日旭土木事務所長の文書に、『改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、甲様が疑問に思われていることのひとつひとつに	実施機関（旭土木事務所）は、本案件を旭区長において、適切に特定するよう通知すると共に、個人情報を漏洩した 42 通の文書の還付を求めた上で、本件請求者に送付すること等も求める。

		(裁決文書)」の開示を求める。				ついて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えております』と継続している、請求人への決定通知書を送付させ、未開示となっている。同文書処理するにあたり、「起案し、経伺し決裁した施行文書（裁決文書）」の開示を求める。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		—	審査請求人が総務課に対して写しの入手を希望した開示等決定通知書は、既に旭土木事務所から審査請求人に送付済みであり、審査請求人が決定内容を確認できるよう単にその写しを総務課が旭土木事務所から取り寄せて請求者に手渡したものであるため、起案・決裁は行っていない。そのため、旭土木事務所では当該文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。
278	2628	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号に、平成 29 年 2 月 24 日審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等はない』と、地番特定地番 A 所有者から「18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と、建築局へ旭土第 2036 号で送付した事実を隠蔽し、事実はないと請求者を貶め、『18 番杭から 19 番杭までの私有地を、地番特定地番 A 前所有者から道路だと境界承諾書を頂いていると記載されている承諾書の開示。②『18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書の開示請求。	H30. 6. 20	一部開示  情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号	R3. 2. 5	道水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号  ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	実施機関は、開示請求から年数を経て請求外文書を基に一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。  対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。
279	2629	旭土木事務所長からの文書には『誠意をもって対応した』と記載有るが、旭警察署員を呼んだ日に、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間が終了する文書の開示請求日について確認したところ、「まだ 60 日の延長期間内だ」と	H30. 6. 20	一部開示	R3. 2. 5	開示決定等期間延長通知書 (平成 28 年 5 月 11 日旭土第 465 号)	実施機関は、開示請求から 10 か月を経て請求外文書により一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書 (施行文書) を適

		発し、某警察官が「甲さん、まだ5日ほど前だから一先ず・・・」の言質があったが、既に平成28年6月24日までの延長期間は了している。開示無く未開示のまま1か年が経過している。期間延長した際の、『施行文書の開示。』		情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名	切に特定した上で、請求文書の開示を求める。  対象行政文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず非開示とした。
280	2630	旭土木事務所長からの文書に『昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いております。文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせて頂いております。』と、裁判事案と言質されている。裁判の「公訴状の閲覧開示」を請求する。	H30.6.20	一部開示  情報公開条例第7条第2項第2号	R3.2.5	(1) 控訴状及び控訴理由書（平成25年2月25日） (2) 控訴理由書（平成25年7月16日） (3) 控訴理由書（平成25年3月14日）  個人の名、住所、電話番号、訴訟の事件番号、所有する土地の地番	実施機関は、開示請求から10か月を経て請求外紙文書により一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書（施行文書）を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。  対象行政文書のうち、個人の氏名、住所（郵便番号含む）、電話番号、訴訟の事件番号及び所有する土地の地番については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
281	2631	平成29年8月29日付で、行政文書欄に同名一律文による平成30年3月26日まで、7か月間の期間延長通知があったが、各々に請求文書名を付し、請求人に理解できるよう条例に沿った延長通知の送付を求め返戻する。市民局市民情報室 t 係長の指示だとのことを平成29年8月31日に確認したが、開示決定等期間特例延長通知書を請求人へ作成し送付するにあたり、「起案し、経伺し決裁した施行文書（裁決文書）」の開示を求める。	H30.6.20	一部開示	R3.2.5	(1) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年8月21日請求分1件目）平成29年度旭土第1981号 (2) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年8月21日請求分2件目）平成29年度旭土第1982号 (3) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年8月21日請求分3	実施機関は、開示請求から10か月を経て請求外紙文書により一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書（施行文書）を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。

					<p>件目) 平成 29 年度旭土第 1983 号</p> <p>(4) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 8 月 21 日請求分 4 件目) 平成 29 年度旭土第 1984 号</p> <p>(5) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 8 月 21 日請求分 5 件目) 平成 29 年度旭土第 1985 号</p> <p>(6) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 8 月 21 日請求分 6 件目) 平成 29 年度旭土第 1986 号</p> <p>(7) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 8 月 21 日請求分 7 件目) 平成 29 年度旭土第 1987 号</p> <p>(8) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 8 月 21 日請求分 8 件目) 平成 29 年度旭土第 1988 号</p> <p>(9) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 8 月 21 日請求分 9 件目) 平成 29 年度旭土第 1989 号</p> <p>(10) 行政文書開示請求書の開</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 10 件目）平成 29 年度旭土第 1990 号</p> <p>(11) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 11 件目）平成 29 年度旭土第 1991 号</p> <p>(12) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 12 件目）平成 29 年度旭土第 1992 号</p> <p>(13) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 13 件目）平成 29 年度旭土第 1993 号</p> <p>(14) 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 14 件目）平成 29 年度旭土第 1994 号</p>		
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>	<p>個人の氏名、住所</p>	<p>対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所（郵便番号含む）については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず非開示とした。</p>	
282	2632	<p>貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、平成 29 年 2 月 24 日に、請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『地番特定地番 A 所有者から「18 番</p>	H30. 6. 26	非開示	R3. 2. 5	<p>「貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、平成 29 年 2 月 24 日に、請求人の開示請</p>	<p>実施機関は、開示請求から 10 か月を経て請求外紙文書により一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づ</p>



		杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載した文書を貴所は建築局へ旭土第 2036 号にて送付しているにも関わらず、『審査請求人が指摘するような、行為は行っておらず、事実はない。』と貶めた。『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。との場所、表示図に署名押印された承諾書の開示。 『旭土木事務所に限る』			求内容について事情聴取を受け、『地番特定地番 A 所有者から「18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載した文書を貴所は建築局へ旭土第 2036 号にて送付しているにも関わらず、『審査請求人が指摘するような、行為は行っておらず、事実はない。』と貶めた。『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。との場所、表示図に署名押印された承諾書の開示。 『旭土木事務所に限る』のうち、「表示図に署名押印された承諾書の開示」の部分	き、本件請求に係る行政文書（施行文書）を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。	
			情報公開条例第 10 条第 2 項	—		18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件審査請求文書について確認したところ、18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、規則や「導水路等境界調査業務の手引き」に作成義務の記載がないため、業務上作成する必要がなく、存在していないと考えている。	
283	2633	貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、平成 29 年 2 月 24 日事情聴取を受け、請求人の開示請求文書『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と文書化をしているにも関わらず、「審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等はない。」と弁じた。貴所は、平成 22 年 7 月 27 日付で、平成 22	H30. 6. 26	非開示	R3. 2. 5	貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、平成 29 年 2 月 24 日事情聴取を受け、請求人の開示請求文書『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と文書化をし	実施機関は、開示請求から 10 か月を経て請求外紙文書により一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書（施行文書）を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。

		年 8 月 9 日午前 11 時 30 分に請求人へ立会いを求め『18 番杭、19 番杭が表示された表示図に署名押印したとされる承諾書の開示』『旭土木事務所に限る。』				ているにも関わらず、「審査請求人が指摘するような、そのような行為を行っておらず、事実等はない。」と弁じた。貴所は、平成 22 年 7 月 27 日付で、平成 22 年 8 月 9 日午前 11 時 30 分に請求人へ立会いを求め『18 番杭、19 番杭が表示された表示図に署名押印したとされる承諾書の開示』『旭土木事務所に限る。』	
			情報公開条例第 10 条第 2 項	—		18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件審査請求文書について確認したところ、18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、規則や「導水路等境界調査業務の手引き」に作成義務の記載がないため、業務上作成する必要がなく、存在していないと考えている。	
284	2634	旭土木事務所長から『昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いております。文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。』と記載が有り、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間が終了する文書の開示請求日について、「まだ 60 日の延長期間内だ」と発したが、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間は了し、開示無く未開示のまま既に 1 か年が経過。①未開示文書の開示②『平成 28 年 6 月 24 日まで延長を決定した施行文書の開示。』『旭土木事務所に限る。』	H30. 6. 26	非開示	R3. 2. 5	「旭土木事務所長から『昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いております。文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。』と記載が有り、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間が終了する文書の開示請求日について、「まだ 60 日の延長期間内だ」と発し	実施機関は、開示請求から 10 か月を経て請求外紙文書により一部開示決定した本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書（施行文書）を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。

						たが、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間は了し、開示無く未開示のまま既に 1 か年が経過。①未開示文書の開示②『平成 28 年 6 月 24 日まで延長を決定した施行文書の開示。』『旭土木事務所に限る。』のうち、「②『平成 28 年 6 月 24 日まで延長を決定した施行文書の開示。』」を除く部分。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項	—		開示請求書の請求内容に基づき確認したところ、平成 28 年 6 月 24 日まで開示決定等の期間を延長した開示請求については平成 28 年 7 月 29 日旭土第 1118 号にて情報公開条例第 5 条第 3 項を根拠規定として非開示決定を行っていることから、未開示文書は存在しないため、非開示とした。
285	2635	貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、平成 29 年 2 月 24 日に、請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『地番特定地番 A 所有者から「18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載した文書を貴所は建築局へ旭土第 2036 号にて送付しているにも関わらず、『審査請求人が指摘するような、行為は行っておらず、事実は無い。』と認め。『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。との場所、表示図に署名押印された承諾書の開示。』『旭土木事務所に限る』	H30. 6. 26	一部開示  情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号	R3. 2. 5	道水路境界復元について (伺) 2 1 8 冊 1 0 号  ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	実施機関が、請求外文書を基に一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。  対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、非開示とした。
286	2636	市民局市民情報室長から平成 28 年 11 月 8 日付で指摘されている未開示文書の開示について、請求人に文書を開示すべき決定通知書を「平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課所属 q へ送付している。個人情報の漏洩であ	H30. 6. 26	一部開示	R3. 2. 5	道水路境界復元について (伺) 2 1 8 冊 1 0 号	実施機関は、請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

		る上に、未開示になっている。「該当文書の開示。」「旭土木事務所に限る」		情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
287	2637	「旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1790号（平成29年8月21日）と同番号を2件作成し、其の1件にて、請求者が特定した文書を開示せず、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしている。『決定するに際し、起案し、経伺し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・（閲覧後、必要により写しを希望する。）「旭土木事務所長に限る」「道路局に限る。」	H30.6.26	一部開示	R3.2.5	行政文書の開示請求について（平成29年6月19日請求2件目）（平成29年度旭土第1790号）（「旭土木事務所長 貴所属は開示請求者に、旭土第1790号（平成29年8月21日）と同番号を2件作成し、其の1件にて、請求者が特定した文書を開示せず、「全部を開示しないことと決定した」と非開示決定をしている。『決定するに際し、起案し、経伺し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・（閲覧後、必要により写しを希望する。）「旭土木事務所長に限る」「道路局に限る。」のうち「道路局に限る。」を除く部分。）	実施機関は、請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当せず非開示とした。
288	2638	平成29年8月29日付で行政文書欄に同名一律文による平成30年5月25日まで、開示期間延長特例通知の	H30.6.26	一部開示	R3.2.5	（1）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について	実施機関は、請求外文書により一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報

		<p>送着があった。各々請求文書名を付し、請求人に理解できるように条例に沿った延長通知の送付を求める。開示決定等期間特例延長通知書を請求人へ作成し送付するにあたり、起案し、経伺し決裁した施行文書（裁決文書）の開示を求める。</p>			<p>て（平成 29 年 8 月 21 日請求分 1 件目）」（平成 29 年度旭土第 1981 号）及び当該施行文写し</p> <p>（2）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 2 件目）」（平成 29 年度旭土第 1982 号）及び当該施行文写し</p> <p>（3）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 3 件目）」（平成 29 年度旭土第 1983 号）及び当該施行文写し</p> <p>（4）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 4 件目）」（平成 29 年度旭土第 1984 号）及び当該施行文写し</p> <p>（5）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 5 件目）」（平成 29 年度旭土第 1985 号）及び当該施行文写し</p> <p>（6）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 6 件目）」（平成 29 年度旭土第 1986 号）及び当該施行文写し</p> <p>（7）「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 8 月 21 日請求分 7 件目）」（平成 29 年度旭土第 1987 号）及び当該施行文写し</p>	<p>公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。</p>
--	--	---	--	--	--	--

					<p>(8)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分8件目)」(平成29年度旭土第1988号)及び当該施行文写し</p> <p>(9)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分9件目)」(平成29年度旭土第1989号)及び当該施行文写し</p> <p>(10)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分10件目)」(平成29年度旭土第1990号)及び当該施行文写し</p> <p>(11)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分11件目)」(平成29年度旭土第1991号)及び当該施行文写し</p> <p>(12)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分12件目)」(平成29年度旭土第1992号)及び当該施行文写し</p> <p>(13)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分13件目)」(平成29年度旭土第1993号)及び当該施行文写し</p> <p>(14)「行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について(平成29年8月21日請求分</p>	
--	--	--	--	--	--	--

						14 件目)」(平成 29 年度旭土第 1994 号)及び当該施行文写し	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
289	2639	市民局市民情報室長から平成 28 年 11 月 8 日付で指摘されている未開示文書の開示について、請求人に文書を開示すべき決定通知書を「平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課所属 q へ送付している。個人情報の漏洩である上に、未開示になっている。「該当文書の開示。」「旭土木事務所に限る」	H30. 6. 26	全部開示	R3. 2. 5	1 旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図 (公図写) 2 道路台帳区域線図 (旭区白根特定丁目特定地番 L の一部)	実施機関は、請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		—	開示請求書の記載内容から、市民局市民情報室長から平成 28 年 11 月 8 日付で指摘されている未開示文書で開示となっている文書を「該当文書」と判断し、旭区白根特定丁目特定地番 L の地籍図 (公図写) 及び道路台帳区域線図 (旭区白根特定丁目特定地番 L の一部) を特定した。
290	2640	旭土木事務所長から『昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いております。文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。』と記載が有り、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間が終了する文書の開示請求日について、「まだ 60 日の延長期間内だ」と発したが、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間は了し、開示無く未開示のまま既に 1 か年が経過。①未開示文書の開示②『平成 28 年 6 月 24 日まで延長を決定した施行文書の開示。』「旭土木事務所に限る」。	H30. 6. 26	一部開示	R3. 2. 5	開示決定等期間延長通知書 (平成 28 年 5 月 11 日旭土第 465 号) (旭土木事務所長から『昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いております。文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。』と記載が有り、平成 28 年 6 月 24 日に延長期間が終了する文	実施機関は、請求外文書により一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

						書の開示請求日について、「まだ60日の延長期間内だ」と発したが、平成28年6月24日に延長期間は了し、開示無く未開示のまま既に1か年が経過。①未開示文書の開示②『平成28年6月24日まで延長を決定した施行文書の開示。』『旭土木事務所に限る。』のうち、『平成28年6月24日まで延長を決定した施行文書の開示』の部分)	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	対象行政文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
291	2641	林文字横浜市長所属（旭土木事務所長）から、平成29年9月1日付にて開示請求をしたところ、煩瑣を理由に平成30年5月25日までの延長通知が送付された。そこでお訊ねする。旭土第1896号（平成27年6月26日）記番号文書の進捗状況について開示を請求する。	H30.8.17	一部開示	R3.2.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政文書の開示請求について（平成27年度旭土第1896号）</li> <li>・開示決定通知書の送付について（平成28年度旭土第2989号）</li> <li>・行政文書の開示請求の事務処理について（依頼）（平成28年度市市情第913号）</li> <li>・開示決定通知書の写し（平成27年度旭土第1896号）</li> <li>・一部開示決定通知書の写し（平成27年度旭土第1896号）</li> <li>・非開示決定通知書の写し（平成27年度旭土第1896号）</li> <li>・開示請求（平成27年6月26日付）及び個人情報本人開示請求（平成28年9月2日付、同月9</li> </ul>	実施機関が、請求文書案件を処分の不作為の末、請求外文書案件3件にした上で、更に1か月遅らせ一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求案件に係る行政文書を適切に特定した上で、請求文書の開示を求める。



						日付及び同月 27 日付) への対応について (通知) (平成 28 年度旭土第 3395 号)	
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影、訴訟の事件番号 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影、訴訟の事件番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、非開示とした。
292	2642	旭土木事務所長、貴所属は (1) 平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896 号、(2) 平成 27 年 7 月 21 日、旭土第 2237 号、(3) 平成 27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4) 平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116 号の開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。等、平成 28 年 11 月 8 日付市民情報室長名にて指摘され、①回答した文書一式の開示。②平成 28 年 11 月 8 日付市民情報室長に指摘され回報に際し「起案し決裁した裁決 (施行) 文書の開示。①②項共閲覧後必要により写しを希望す。	H30. 8. 24	一部開示	R3. 2. 5	(1) 平成 28 年 11 月 18 日に旭土木事務所から市民局市民情報室に回答した文書 ア 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2989 号 送付状 イ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 開示決定通知書 ウ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 一部開示決定通知書 エ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 非開示決定通知書 オ 平成 27 年 9 月 17 日旭土第 2237 号 非開示決定通知書 カ 平成 27 年 10 月 15 日旭土第 2544 号 非開示決定通知書 キ 平成 27 年 11 月 20 日旭土第 3116 号 非開示決定通知書 ク 平成 28 年 11 月 15 日付書留・特定記録郵便物等受領証	実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われていたのが 41 通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に合った文書等を適切に特定した上で開示を求める。

					<p>(旭土木事務所長、貴所属は  (1) 平成 27 年 6 月 26 日、旭土  第 1896 号、(2) 平成 27 年 7 月  21 日、旭土第 2237 号、(3) 平成  27 年 8 月 28 日、旭土第 2544 号、  (4) 平成 27 年 9 月 24 日、旭土  第 3116 号の開示請求に対して、  開示・非開示等の決定はしたも  のの、未だその内容を請求者に  通知しておらず、その結果、条例  に基づく申請に対して何等の処  分もない『処分不作為』の状態に  なっています。等、平成 28 年 11  月 8 日付市民情報室長名に指摘  され、①回答した文書一式の開  示。②平成 28 年 11 月 8 日付市  民情報室長に指摘され回報に際  し「起案し決裁した裁決（施行）  文書の開示。①②項共閲覧後必  要により写しを希望す。のうち、  「①回答した文書一式の開示。」  の部分)</p>	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号	個人の氏名、書留・特定記録郵便 物等のお問い合わせ番号	平成 28 年 11 月 18 日に旭土木事務所から市民 局市民情報室に回答した際に、決裁はとってい ないことから、当該文書は作成しておらず、存 在していないため非開示とした。
293	2643	同上	H30. 8. 24	非開示	R3. 2. 5	<p>旭土木事務所長、貴所属は (1)  平成 27 年 6 月 26 日、旭土第 1896  号、(2) 平成 27 年 7 月 21 日、  旭土第 2237 号、(3) 平成 27 年  8 月 28 日、旭土第 2544 号、(4)  平成 27 年 9 月 24 日、旭土第 3116  号の開示請求に対して、開示・非</p> <p>実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求  外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示  決定を第三者に通知書を送付したりした末の  本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文  書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われてい  たのが 41 通知書だった等による個人情報の漏  洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に適</p>

						<p>開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっています。等、平成 28 年 11 月 8 日付市民情報室長に指摘され、①回答した文書一式の開示。②平成 28 年 11 月 8 日付市民情報室長に指摘され回報に際し「起案し決裁した裁決（施行）文書の開示。①②項共閲覧後必要により写しを希望す。のうち、「②平成 28 年 11 月 8 日付市民情報室長に指摘され回報に際し「起案し決裁した裁決（施行）文書の開示。」の部分</p>	<p>った文書等を適切に特定した上で開示を求める。</p>
				<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>	<p>—</p>	<p>平成 28 年 11 月 18 日に旭土木事務所から市民局市民情報室に回答した際に、決裁はとっていないことから、当該文書は作成しておらず、存在していないため非開示とした。</p>	
294	2644	<p>旭土木事務所長 貴所属から、平成 29 年 9 月 19 日付にて開示請求をしたところ、煩瑣を理由に平成 30 年 6 月 24 日までの開示決定等期間特例延長通知書の送付があった。そこでお訊ねする。記番号①旭土第 2544 号（平成 27 年 8 月 28 日及び②旭土第 3116 号（平成 27 年 9 月 24 日）文書の進捗状況について開示を請求する。③開示決定等期間特例延長するに当たり「起案し決裁した裁決（施行）文書の閲覧」 閲覧後必要により写しを希望する。</p>	H30. 8. 24	一部開示	R3. 2. 5	<p>ア 行政文書の開示請求について（平成 27 年度 旭土第 2544 号）及び施行文 イ 行政文書の開示請求について（平成 27 年度 旭土第 3116 号）及び施行文 （旭土木事務所長 貴所属から、平成 29 年 9 月 19 日付にて開示請求をしたところ、煩瑣を理由に平成 30 年 6 月 24 日までの開示決定等期間特例延長通知書の送付があった。そこでお訊</p>	<p>実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われていたのが 41 通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に合った文書等を適切に特定した上で開示を求める。</p>

						<p>ねする。記番号①旭土第 2544 号（平成 27 年 8 月 28 日及び②旭土第 3116 号（平成 27 年 9 月 24 日）文書の進捗状況について開示を請求する。③開示決定等期間特例延長するに当たり「起案し決裁した裁決（施行）文書の閲覧」 閲覧後必要により写しを希望する。のうち、「記番号①旭土第 2544 号（平成 27 年 8 月 28 日及び②旭土第 3116 号（平成 27 年 9 月 24 日）文書の進捗状況について開示を請求する。」の部分）</p>	
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>	<p>個人の氏名、住所、電話番号</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>	
295	2645	同上	H30. 8. 24	一部開示	R3. 2. 5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 9 月 19 日請求分 1 件目）（平成 29 年度旭土第 2438 号）及び施行文</p> <p>イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 9 月 19 日請求分 2 件目）（平成 29 年度旭土第 2439 号）及び施行文</p> <p>ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成 29 年 9 月 19 日請求分 3 件目）（平成 29 年度旭土第 2440</p>	<p>実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われていたのが 41 通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に合った文書等を適切に特定した上で開示を求める。</p>

					<p>号) 及び施行文</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 9 月 19 日請求分 4 件目) (平成 29 年度旭土第 2441 号) 及び施行文</p> <p>オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 9 月 19 日請求分 5 件目) (平成 29 年度旭土第 2442 号) 及び施行文</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 9 月 19 日請求分 6 件目) (平成 29 年度旭土第 2443 号) 及び施行文</p> <p>(旭土木事務所長 貴所属から、平成 29 年 9 月 19 日付にて開示請求をしたところ、煩瑣を理由に平成 30 年 6 月 24 日までの開示決定等期間特例延長通知書の送付があった。そこでお訊ねする。記番号①旭土第 2544 号 (平成 27 年 8 月 28 日及び②旭土第 3116 号 (平成 27 年 9 月 24 日) 文書の進捗状況について開示を請求する。③開示決定等期間特例延長するに当たり「起案し決裁した裁決(施行)文書の閲覧」 閲覧後必要により写しを希望する。のうち、「③開示決定等期間特例延長するに当たり「起案し決裁した裁決(施行)文</p>	
--	--	--	--	--	--	--

						書の閲覧」の部分)	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
296	2646	既に60日の延長期間を勝手に決めて経過している未開示文書が多数ある上に、次々60日の延長期間を経過させた挙句、開示日を1カ月遅らせた上で開示日を3択日の中から選べなどと送付文書がある。偽造文書を次々作り、非効率な不開示行為を繰り返しているが、条例8条、10条、11条、34条等を履行せずして適正に行っているなどと言い開示決定期間延長について、平成28年12月28日分から条例通り適正に行っているか。旭土第3580号について、「起案から裁決されたまでについて開示請求をしているが、期間終了後、未だに開示決定通知の送付が無く未開示で矛盾しているが、速やかな開示を求める。	H30.8.24	一部開示	R3.2.5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成28年12月28日1件目）平成28年度旭土第3580号 イ 平成28年12月28日付け開示請求に対する非開示決定について（1件目）平成28年度旭土第3652号	実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に1か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は7通知書の誤送付と言われていたのが41通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に適った文書等を適切に特定した上で開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
297	2647	旭土木事務所長、貴所属から平成29年9月19日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書（平成30年6月24日まで）の送付があった。延長するに当たり、①起案し決裁した裁決（施行）文書の閲覧。②記番号旭土第3580号の閲覧。③記番号旭土第2237号（平成27年7月21日）文書の進捗状況について開示を請求する。① ②③項について閲覧後必要により写しを希望する。	H30.8.24	一部開示	R3.2.5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年9月19日請求分1件目）（平成29年度旭土第2438号）及び施行文 イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年9月19日請求分2件目）（平成29年度旭土第2439号）及び施行文 ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について	実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に1か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は7通知書の誤送付と言われていたのが41通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に適った文書等を適切に特定した上で開示を求める。

					<p>(平成 29 年 9 月 19 日請求分 3 件目) (平成 29 年度旭土第 2440 号) 及び施行文</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 9 月 19 日請求分 4 件目) (平成 29 年度旭土第 2441 号) 及び施行文</p> <p>オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 9 月 19 日請求分 5 件目) (平成 29 年度旭土第 2442 号) 及び施行文</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 9 月 19 日請求分 6 件目) (平成 29 年度旭土第 2443 号) 及び施行文</p> <p>(旭土木事務所長、貴所属から平成 29 年 9 月 19 日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書 (平成 30 年 6 月 24 日まで) の送付があった。延長するに当たり、①起案し決裁した裁決 (施行) 文書の閲覧。②記番号旭土第 3580 号の閲覧。③記番号旭土第 2237 号 (平成 27 年 7 月 21 日) 文書の進捗状況について開示を請求する。 ① ②③項について閲覧後必要により写しを希望する。のうち、「旭土木事務所長、貴所属から平成 29 年 9 月 19 日付の開示請求に対し、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

						<p>開示決定等期間特例延長通知書 (平成 30 年 6 月 24 日まで) の送付があった。延長するに当たり、①起案し決裁した裁決(施行)文書の閲覧。」の部分)</p>	
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>		<p>個人の氏名、住所</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>
298	2648	同上	H30. 8. 24	一部開示	R3. 2. 5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 28 年 12 月 28 日 1 件目) (平成 28 年度旭土第 3580 号) 及び施行文 イ 行政文書の開示請求について (平成 27 年度旭土第 2237 号) 及び施行文 (旭土木事務所長、貴所属から平成 29 年 9 月 19 日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書(平成 30 年 6 月 24 日まで)の送付があった。延長するに当たり、①起案し決裁した裁決(施行)文書の閲覧。②記番号旭土第 3580 号の閲覧。③記番号旭土第 2237 号(平成 27 年 7 月 21 日)文書の進捗状況について開示を請求する。① ②③項について閲覧後必要により写しを希望する。のうち、「②記番号旭土第 3580 号の閲覧。③記番号旭土第 2237 号(平成 27 年 7</p>	<p>実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われていたのが 41 通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に合った文書等を適切に特定した上で開示を求める。</p>



						月 21 日) 文書の進捗状況について開示を請求する。」の部分)	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、電話番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
299	2649	<p>旭土木事務所長は、市民局市民情報室長から平成 28 年 11 月 8 日付で未開示文書の開示について不作為を指摘されているにもかかわらず、貴所属は請求者に送付すべき開示決定通知書を「平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課 q へ送付し、個人情報の漏洩をしている。</p> <p>① -同文書の写しを本件開示請求者に送付されるよう、開示請求する。本案件は平成 27 年 6 月 26 日に開示請求をし 4 件が未開示になっていることも申し添える</p> <p>② -①項で記載した事項を平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課 q へ送付した際に、「起案し決裁した裁決文書の写しを開示請求す。 「旭土木事務所に限る」</p>	H30. 8. 24	非開示	R3. 2. 5	<p>旭土木事務所長は、市民局市民情報室長から平成 28 年 11 月 8 日付で未開示文書の開示について不作為を指摘されているにもかかわらず、貴所属は請求者に送付すべき開示決定通知書を「平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課 q へ送付し、個人情報の漏洩をしている。</p> <p>① -同文書の写しを本件開示請求者に送付されるよう、開示請求する。本案件は平成 27 年 6 月 26 日に開示請求をし 4 件が未開示になっていることも申し添える</p> <p>② -①項で記載した事項を平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課 q へ送付した際に、「起案し決裁した裁決文書の写しを開示請求す。 「旭土木事務所に限る」のうち、「② -①項で記載した事項を平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課 q へ送付した際に、「起案し決裁した裁決文書の写しを開示請求す。 「旭土木事務所に限る」」の部分</p>	<p>実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われていたのが 41 通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に合った文書等を適切に特定した上で開示を求める。</p>

				情報公開条例第 10 条第 2 項	—	旭土木事務所が請求者に既に送付していた開示決定通知書について、請求者が旭区役所に来庁し、区役所窓口で請求者が決定内容を確認できるよう旭区役所総務課より依頼を受け、その写しを旭区役所総務課に送付したものであり、起案・決裁は行っていないことから、旭土木事務所では当該文書を作成しておらず、保有していないため、非開示とした。	
300	2650	同上	H30. 8. 24	一部開示	R3. 2. 5	<p>(1) 平成 28 年 11 月 29 日に旭土木事務所から旭区役所総務課に送付した文書</p> <p>ア 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2566 号個人情報開示決定通知書</p> <p>イ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2566 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ウ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2566 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>エ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2566 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>オ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2566 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>カ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2566 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>キ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2567 号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ク 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2567 号 個人情報非開示決定通</p>	実施機関が、請求文書を処分不作為の末、請求外文書にした上で、更に 1 か月遅らせ一部開示決定を第三者に通知書を送付したりした末の本件処分を取り消し、本件請求に則した行政文書及び当初は 7 通知書の誤送付と言われていたのが 41 通知書だった等による個人情報の漏洩の根拠、論拠が明示され文書、請求内容に合った文書等を適切に特定した上で開示を求める。

					知書 ケ 平成28年11月15日旭土第 2568号 個人情報開示決定通知 書 コ 平成28年11月15日旭土第 2568号 個人情報非開示決定通 知書 サ 平成28年11月15日旭土第 2569号 個人情報開示決定通知 書 シ 平成28年11月15日旭土第 2569号 個人情報非開示決定通 知書 ス 平成28年11月15日旭土第 2570号 個人情報開示決定通知 書 セ 平成28年11月15日旭土第 2571号 個人情報開示決定通知 書 ソ 平成28年11月15日旭土第 2571号 個人情報非開示決定通 知書 タ 平成28年11月15日旭土第 2572号 個人情報開示決定通知 書 チ 平成28年11月15日旭土第 2572号 個人情報非開示決定通 知書 ツ 平成28年11月15日旭土第 2573号 個人情報非開示決定通 知書 テ 平成28年11月15日旭土第 2574号 個人情報開示決定通知	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>書</p> <p>ト 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2575 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ナ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2576 号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ニ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2576 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ヌ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2577 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ネ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2578 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ノ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2579 号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ハ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2579 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ヒ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2580 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>フ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2581 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ヘ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2582 号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ホ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2582 号 個人情報非開示決定通</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>知書</p> <p>マ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2583 号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ミ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2583 号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ム 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 開示決定通知書</p> <p>メ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 一部開示決定通知書</p> <p>モ 平成 27 年 8 月 20 日旭土第 1896 号 非開示決定通知書</p> <p>ヤ 平成 27 年 9 月 17 日旭土第 2237 号 非開示決定通知書</p> <p>ユ 平成 27 年 10 月 15 日旭土第 2544 号 非開示決定通知書</p> <p>ヨ 平成 27 年 11 月 20 日旭土第 3116 号 非開示決定通知書</p> <p>ラ 平成 28 年 11 月 15 日付書留・特定記録郵便物等受領証</p> <p>リ 平成 28 年 11 月 15 日旭土第 2989 号 (施行文書)</p>		
			情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		<p>個人の氏名、住所、書留・特定記録郵便物等のお問い合わせ番号</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>	
301	2651	旭土木事務所長は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 19 条（第 18 条の 2 の審査請求があったときは、審査庁は遅滞なく、第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。）との条例に反し、請求者が審査請求した文書を	H30.12.27	非開示	R3.2.5	<p>ア 平成 29 年 8 月 21 日付 審査請求書 (17 件)</p> <p>イ 平成 29 年 9 月 4 日付 審査請求書 (1 件)</p> <p>ウ 平成 29 年 9 月 19 日付 審</p>	<p>処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>

		上記機関へ、審査請求した文書を諮問していない不作為がある。未諮問文書の閲覧』				査請求書 (36 件) エ 平成 29 年 9 月 25 日付 審査請求書 (12 件) オ 平成 29 年 11 月 6 日付 審査請求書 (1 件)	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		—	審査請求人が本件審査請求書で、審査請求の「未諮問文書の閲覧」を求めているが、審査請求書の内容は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。以上の理由から非開示とした。
302	2652	「旭土木事務所長、所属から平成 29 年 10 月 30 日の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書 (平成 30 年 11 月 21 日まで) の送付があった。旭土第 3141. 3142. 3143. 3144. 3145. 3146. 3147. 3164. 3165. 3166 号を延長に際し①起案し所長へ供覧した決裁した裁決文書 (施行文書) の閲覧。②延長期間経過している平成 29 年 6 月 19 日付文書の処理模様の閲覧。( 閲覧後必要により写しを希望。)	H30. 12. 27	一部開示	R3. 2. 5	ア 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1790 号) イ 一部開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1791 号) ウ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1792 号) エ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1792 号) オ 非開示決定通知書 (平成 29 年 9 月 1 日 旭土第 2090 号) カ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1793 号) キ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1794 号) ク 一部開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1794 号) ケ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1795 号) コ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 21 日 旭土第 1796 号) サ 非開示決定通知書 (平成	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

						<p>29年8月21日 旭土第1796号)  シ 非開示決定通知書 (平成29年8月21日 旭土第1796号)  ス 開示決定通知書 (平成29年8月28日 旭土第1797号)  セ 一部開示決定通知書 (平成29年8月28日 旭土第1797号)  ソ 一部開示決定通知書 (平成29年8月28日 旭土第1797号)  タ 非開示決定通知書 (平成29年8月21日 旭土第1798号)  チ 非開示決定通知書 (平成29年8月21日 旭土第1799号)  ツ 非開示決定通知書 (平成29年8月21日 旭土第1800号)  テ 一部開示決定通知書 (平成29年8月28日 旭土第1800号)</p>	
				情報公開条例第7条第2項第2号	<p>個人の氏名、肩書、住所、所有する土地の地番、所有していると主張する土地の地番</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>	
303	2653	同上	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成29年10月30日請求分1件目) (平成29年度旭土第3141号) 及び当該施行文写し  イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成29年10月30日請求分2件目) (平成29年度旭土第3142号) 及び当該施行文写し  ウ 行政文書開示請求書の開示</p>	<p>処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>

					<p>決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 3  件目) (平成 29 年度旭土第 3143  号) 及び当該施行文写し</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 4  件目) (平成 29 年度旭土第 3144  号) 及び当該施行文写し</p> <p>オ 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 5  件目) (平成 29 年度旭土第 3145  号) 及び当該施行文写し</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 6  件目) (平成 29 年度旭土第 3146  号) 及び当該施行文写し</p> <p>キ 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 7  件目) (平成 29 年度旭土第 3147  号) 及び当該施行文写し</p> <p>ク 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 8  件目) (平成 29 年度旭土第 3164  号) 及び当該施行文写し</p> <p>ケ 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 30 日請求分 9  件目) (平成 29 年度旭土第 3165</p>	
--	--	--	--	--	---	--



						号) 及び当該施行文写し コ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 10 月 30 日請求分 10 件目) (平成 29 年度旭土第 3166 号) 及び当該施行文写し	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所(郵便番号含む)、所有する土地の地番、所有していると主張する土地の地番	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
304	2654	旭土木事務所長、所属から平成 29 年 10 月 20 日、23 日付 4 件と 3 件の計 7 件の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書(平成 30 年 9 月 22 日、10 月 22 日まで)の送付があった。延長に当たり、旭土第 3090、3091、3092、3095、3039、3040、3041 号を延長する際に、①起案し決裁した裁決(施行文書)の閲覧。②平成 29 年 6 月 12 日付文書 2 通の延長期間経過処理後の文書の閲覧。閲覧後必要により写しを希望。	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 10 月 20 日請求分 4 件目) (平成 29 年度旭土第 3090 号) 及び当該施行文写し イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 10 月 20 日請求分 5 件目) (平成 29 年度旭土第 3091 号) 及び当該施行文写し ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 10 月 20 日請求分 6 件目) (平成 29 年度旭土第 3092 号) 及び当該施行文写し エ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について (平成 29 年 10 月 20 日請求分 7 件目) (平成 29 年度旭土第 3095 号) 及び当該施行文写し オ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

						<p>(平成 29 年 10 月 23 日請求分 1 件目) (平成 29 年度旭土第 3039 号) 及び当該施行文写し</p> <p>カ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について</p> <p>(平成 29 年 10 月 23 日請求分 2 件目) (平成 29 年度旭土第 3040 号) 及び当該施行文写し</p> <p>キ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について</p> <p>(平成 29 年 10 月 23 日請求分 3 件目) (平成 29 年度旭土第 3041 号) 及び当該施行文写し</p>	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		<p>個人の氏名、住所 (郵便番号含む)、所有する土地の地番、所有していると主張する土地の地番</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>
305	2655	同上	H30. 12. 27	一部開示	R3. 2. 5	<p>ア 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1575 号)</p> <p>イ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1576 号)</p>	<p>処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		<p>個人の氏名、所有する土地の地番、所有していると主張する土地の地番</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>
306	2656	旭土木事務所長、所属から平成 28 年 4 月 25 日の開示請求に対し、開示決定等期間延長通知書 (平成 28 年 6 月 24 日まで) の送付があった。延長に際し①起案し所長へ供覧し決裁した裁決文書 (施行文書) の閲覧。②既に延長期間経過している平成 28 年 4 月 24 日付文書の処理文書の閲覧。 閲覧後必要により写しを希望。	H30. 12. 27	一部開示	R3. 2. 5	<p>非開示決定通知書 (平成 28 年 7 月 29 日 旭土第 1118 号)</p>	<p>処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		<p>個人の氏名、所有する土地の地番</p>	<p>左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該</p>

							当しないため、非開示とした。
307	2657	同上	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	行政文書開示請求書の開示決定等期間の延長について（平成28年度旭土第465号）及び当該施行文書写し	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所（郵便番号含む）、電話番号、所有する土地の地番	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
308	2658	旭土木事務所長、所属から平成28年3月22日の開示請求に対し、開示決定等期間延長通知書（平成28年5月21日まで）の送付があった。延長に際し①起案し所長へ供覧し決裁した裁決文書（施行文書）の閲覧。②既に延長期間経過している平成28年3月22日付文書の処理文書の閲覧。 閲覧後必要により写しを希望。	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	ア 開示決定通知書（平成28年5月31日 旭土第663号） イ 一部開示決定通知書（平成28年5月31日 旭土第663号） ウ 非開示決定通知書（平成28年5月31日 旭土第663号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
309	2659	同上	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	行政文書開示請求書の開示決定期間の延長について（土木）（平成27年度旭土第5061号）及び当該施行文書写し	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、所有する土地の地番	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

310	2660	旭土木事務所長、所属から平成 28 年 3 月 22 日の開示請求に対し、開示決定等期間延長通知書（平成 28 年 5 月 21 日まで）の送付があった。旭土第 5061 号にて延長するに際し①起案し所長へ供覧し決裁した裁決文書（施行文書）の閲覧。②延長期間経過している平成 28 年 3 月 22 日付文書 13 項の処理文書の閲覧。閲覧後、必要により写しを希望。	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	ア 開示決定通知書（平成 28 年 5 月 31 日 旭土第 663 号） イ 一部開示決定通知書（平成 28 年 5 月 31 日 旭土第 663 号） ウ 非開示決定通知書（平成 28 年 5 月 31 日 旭土第 663 号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
311	2661	同上	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	行政文書開示請求書の開示決定期間の延長について（土木）（平成 27 年度旭土第 5061 号）及び当該施行文写し	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、所有する土地の地番	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
312	2662	旭土木事務所長、所属から平成 28 年 2 月 22 日の開示請求に対し、旭土第 349 号により、旭土木事務所長が所管していることが判明したが、個人情報開示決定通知書（平成 28 年 4 月 28 日付の送付があった。送付に際し①起案し所長へ供覧し決裁した裁決文書（施行文書）の閲覧。②開示期日が経過している平成 28 年 2 月 22 日付文書の処理模様の閲覧。閲覧後必要により写しを希望。	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	ア 個人情報開示決定通知書（平成 28 年 4 月 28 日 旭土第 349 号） イ 個人情報非開示決定通知書（平成 28 年 4 月 28 日 旭土第 349 号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
313	2663	同上	H30.12.27	一部開示	R3.2.5	個人情報開示請求について（平成 28 年度旭土第 349 号）及び当	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

						該施行文写し	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、郵便番号、転入日、年齢、電話番号、個人印の印影、所有する土地の地番、所有していると主張する土地の地番	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
314	2664	建築局長 所属は原告が自分の宅地と主張する土地(旭区白根特定丁目特定地番Lの一部)は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、①『横浜市の道路となっている。と回答した部位と地番の写しの開示』。②旭区白根特定丁目特定地番Lの一部と回答している回答部位』と③『部位の論拠を示す文書及び根拠文書一式の写しの開示』。	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
315	2665	同上	H30.12.11	全部開示	R3.2.5	ア 旭区白根特定丁目特定地番Lの地籍図(公図写) イ 道路台帳区域線図(旭区白根特定丁目特定地番Lの一部)	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第10条第1項		—	開示請求書の記載から、請求された文書を特定した。
316	2666	建築局長 所属が、昭和48年直後に開放された。とのことであるが、前述のとおり、既に道路として供用を開始している。と回答した①『道路部位』と「道路と判断した根拠及び論拠文書一式の開示」。②(旭区白根特定丁目特定地番A番)の所有者より、18番杭から19番杭までが道路であると境界承諾書を頂いているとのこと。「所有者が承諾した土地表示図と承諾書の開示」。	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当し

							ないため、非開示とした。 イについては、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
317	2667	同上	H30.12.11	全部開示	R3.2.5	ア 旭区白根特定丁目特定地番Lの地籍図（公図写） イ 道路台帳区域線図（旭区白根特定丁目特定地番Lの一部） ウ 昭和40年6月5日横浜市告示第110号	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第10条第1項		—	開示請求書において、「①『道路部位』と「道路と判断した根拠及び論拠文書一式の開示」と記載していることから、請求された文書を特定した。
318	2668	建築局長 所属はH24.1.27付建建道第2633号にて「弁護士法第23条の2の第2項による依頼があった。「建基法第42条第2項道路だと回答書を訴訟相手に証拠書とさせた。①平成22年8月16日付請求者が作成した訴訟書(2・追加)3頁③に対し、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、昭和40年6月5日以降については否認する。などと建築局長所属が回答した①18～19杭の開示②根拠及び論拠文書の開示。	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
319	2669	旭土木事務所長は、市民局市民情報室長から平成28年11月8日付で未開示文書の開示について不作為を指摘されているにもかかわらず、所属は請求者に送付する決定通知書を「平成28年11月29日旭区役所総務課qへEメールにて送付し、個人情報を漏洩した。①『旭区役所総務課qへ送信した内容文書の閲覧開示』。②「平成28年11月29日旭区役所総務課qへEメール送信した際	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	(1)平成28年11月29日に旭土木事務所から旭区役所総務課に送付した文書 ア 平成28年11月15日旭土第2566号 個人情報開示決定通知書 イ 平成28年11月15日旭土第	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

		に、「起案し決裁した判決文書の写しの開示」。			<p>2566号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ウ 平成28年11月15日旭土第2566号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>エ 平成28年11月15日旭土第2566号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>オ 平成28年11月15日旭土第2566号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>カ 平成28年11月15日旭土第2566号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>キ 平成28年11月15日旭土第2567号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ク 平成28年11月15日旭土第2567号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ケ 平成28年11月15日旭土第2568号 個人情報開示決定通知書</p> <p>コ 平成28年11月15日旭土第2568号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>サ 平成28年11月15日旭土第2569号 個人情報開示決定通知書</p> <p>シ 平成28年11月15日旭土第2569号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ス 平成28年11月15日旭土第</p>	
--	--	------------------------	--	--	--	--

					<p>2570号 個人情報開示決定通知書</p> <p>セ 平成28年11月15日旭土第2571号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ソ 平成28年11月15日旭土第2571号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>タ 平成28年11月15日旭土第2572号 個人情報開示決定通知書</p> <p>チ 平成28年11月15日旭土第2572号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ツ 平成28年11月15日旭土第2573号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>テ 平成28年11月15日旭土第2574号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ト 平成28年11月15日旭土第2575号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ナ 平成28年11月15日旭土第2576号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ニ 平成28年11月15日旭土第2576号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ヌ 平成28年11月15日旭土第2577号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ネ 平成28年11月15日旭土第</p>	
--	--	--	--	--	--	--



					<p>2578号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ノ 平成28年11月15日旭土第2579号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ハ 平成28年11月15日旭土第2579号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ヒ 平成28年11月15日旭土第2580号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>フ 平成28年11月15日旭土第2581号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ヘ 平成28年11月15日旭土第2582号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ホ 平成28年11月15日旭土第2582号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>マ 平成28年11月15日旭土第2583号 個人情報開示決定通知書</p> <p>ミ 平成28年11月15日旭土第2583号 個人情報非開示決定通知書</p> <p>ム 平成27年8月20日旭土第1896号 開示決定通知書</p> <p>メ 平成27年8月20日旭土第1896号 一部開示決定通知書</p> <p>モ 平成27年8月20日旭土第1896号 非開示決定通知書</p> <p>ヤ 平成27年9月17日旭土第</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					2237号 非開示決定通知書 ユ 平成27年10月15日旭土第 2544号 非開示決定通知書 ヨ 平成27年11月20日旭土第 3116号 非開示決定通知書 ラ 平成28年11月15日付書 留・特定記録郵便物等受領証 リ 平成28年11月15日旭土第 2989号(施行文書)	
				情報公開条例第7 条第2項第2号	個人の氏名、住所、書留・特定記 録郵便物等受領証のお問い合わせ 番号	個人に関する情報であって、公にすることによ り、特定の個人が識別されることとなるため、 条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書ア からウまでのいずれにも該当しないため、非開 示とした。
320	2670	旭土木事務所長は、市民情報室長から再三不作為を指摘 されたが対応しなかったことから、平成28年11月8日 付にて不作為を文書で指摘され、某日に、請求者へ送付 した決定通知書の写しだ。と市民情報室長あて送着させ ている。①市民情報室へ『文書を送着させた日の開示』 ②郵便法を犯し偽造文書にて、『請求者に送付した様に 装った文書の開示』。③郵便法を犯す前の『正規の文書 の開示を請求する』。④平成28年11月8日付市民情報 室長に指摘され回答する際に『起案し決裁した裁決文書 の開示』。	H30.12.11	一部開示	市民局市民情報室より送付の平 成28年11月8日付文書に対し て、旭土木事務所が回答した電 子メールの本文	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特 定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7 条第2項第6号	職員の個人電子メールアドレス 、添付文書のパスワード	職員の個人メールアドレスについては、日常の 業務において市役所内部の関係者や外部の関 係者など、限られた者との連絡に使用されてお り、公になった場合、いたずらや偽計等に使用 されるなどにより、メールアドレスを用いる本 来の業務に支障をきたすなどの弊害を生じる おそれがあることから、条例第7条第2項第6 号柱書に該当し、非開示とした。 添付文書のパスワードについては、当該添付文 書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添 付文書に係る情報を取り扱うべく設定された ものであって、公になった場合、当該添付文書 に係る情報について、当該当事者以外の者への 漏えい及び当該当事者以外からのアクセスを 誘発するなど、パスワードを用いる本来の業務

							の適正な執行に支障をきたすなどの弊害が生じるおそれがあることから、同号柱書に該当し、非開示とした。
321	2671	旭土木事務所長、所属から平成 29 年 6 月 12 日付開示請求 2 通について開示希望日時確認日（平成 29 年 8 月 18 日までに返送の文書の送付があり、延長期間が経過した。①決定通知書の送付と開示を請求する。②市民情報室長に、「請求者に送付した文書の写し」を送着させている。旭土第 2420 号で否定し、請求者に非開示決定した際に『起案し決裁した裁決（施行文書）文書』の開示請求。	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	行政文書の開示請求について （平成 29 年 7 月 6 日請求 8 件目）（平成 29 年度旭土第 2420 号） 及び当該施行文書写し	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
322	2672	同上	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	非開示決定通知書（平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1576 号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
323	2673	同上	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	非開示決定通知書（平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1575 号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名、住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
324	2674	旭土木事務所長、所属から平成 29 年 9 月 28 日付の開示希望日時確認日（平成 29 年 10 月 17 日までに返送との文書の送付があったが期間経過後も通知書の未送付が続いている。決定通知書の送付と開示を求める。②旭土第 2420 号文書の閲覧開示を請求する。	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	ア 一部開示決定通知書（平成 29 年 10 月 30 日 旭土第 2411 号） イ 一部開示決定通知書（平成 29 年 10 月 30 日 旭土第 2412 号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

						<p>ウ 一部開示決定通知書（平成29年10月30日 旭土第2415号）</p> <p>エ 一部開示決定通知書（平成29年10月30日 旭土第2416号）</p> <p>オ 一部開示決定通知書（平成29年10月30日 旭土第2417号）</p> <p>カ 一部開示決定通知書（平成29年10月30日 旭土第2418号）</p> <p>キ 一部開示決定通知書（平成29年10月30日 旭土第2419号）</p> <p>ク 非開示決定通知書（平成29年9月28日 旭土第2420号）</p>	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
325	2675	旭土木事務所長、貴所属から平成29年10月20日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書（平成30年9月22日まで）の送付があった。期間延長するに当たり、旭土第2966.2967.2968号について①延長する旨を、起案し決裁した裁決（施行文書）の閲覧。②平成29年6月2日付文書5通は延長期間が経過している。処理文書の閲覧。閲覧後必要により写しを希望。今後、期間延長する際には請求文書名を記載した上で延長するように。	H30.12.11	一部開示		一部開示決定通知書（平成29年8月28日 旭土第1563号）	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号	R3.2.5	個人の氏名、地番	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

326	2676	同上	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	<p>ア 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1561号）</p> <p>イ 一部開示決定通知書（平成29年8月28日 旭土第1562号）</p> <p>ウ 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1562号）</p> <p>エ 一部開示決定通知書（平成29年8月28日 旭土第1564号）</p>	<p>処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項第2号</p>		<p>個人の氏名</p>	<p>個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>
327	2677	同上	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年10月20日請求分1件目）（平成29年度旭土第2966号）及び当該施行文写し</p> <p>イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年10月20日請求分2件目）（平成29年度旭土第2967号）及び当該施行文写し</p> <p>ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年10月20日請求分3件目）（平成29年度旭土第2968号）及び当該施行文写し</p>	<p>処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項第2号</p>		<p>個人の氏名、住所 郵便番号</p>	<p>個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書ア</p>

							からウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
328	2678	旭土木事務所長、所属から平成 29 年 10 月 2 日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書(平成 30 年 8 月 23 日まで)の送付があった。延長に当たり、旭土第 2635. 2636. 2637. 2638. 2639 号(平成 29 年 10 月 10 日付)を延長する際に、①起案し決裁した裁決(施行文書)の閲覧。②平成 29 年 6 月 5 日付文書 10 通は延長期間が経過している処理文書の閲覧。閲覧後必要により写しを希望。今後は、請求文書名を記載し延長されるよう。	H30. 12. 11	一部開示	R3. 2. 5	ア 開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1566 号) イ 一部開示決定通知書(平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1566 号) ウ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1567 号) エ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1572 号) オ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1573 号) カ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1573 号) キ 一部開示決定通知書(平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1574 号) ク 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1574 号)	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
329	2679	旭土木事務所長、所属から平成 29 年 10 月 2 日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書(平成 30 年 8 月 23 日まで)の送付があった。延長に当たり、旭土第 2635. 2636. 2637. 2638. 2639 号(平成 29 年 10 月 10 日付)を延長する際に、①起案し決裁した裁決(施行文書)の閲覧。②平成 29 年 6 月 5 日付文書 10 通は延長期間が経過している処理文書の閲覧。閲覧後必要により写しを希望。今後は、請求文書名を記載し延長されるよう。	H30. 12. 11	一部開示	R3. 2. 5	ア 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1565 号) イ 開示決定通知書(平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1568 号) ウ 一部開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 28 日 旭土第 1568 号) エ 非開示決定通知書 (平成 29 年 8 月 1 日 旭土第 1568 号)	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

						<p>オ 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1569号）</p> <p>カ 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1569号）</p> <p>キ 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1570号）</p> <p>ク 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1570号）</p> <p>ケ 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1571号）</p> <p>コ 非開示決定通知書（平成29年8月1日 旭土第1571号）</p>	
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、地番、住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
330	2680	旭土木事務所長、所属から平成29年10月2日付の開示請求に対し、開示決定等期間特例延長通知書（平成30年8月23日まで）の送付があった。延長に当たり、旭土第2635.2636.2637.2638.2639号（平成29年10月10日付）を延長する際に、①起案し決裁した裁決（施行文書）の閲覧。②平成29年6月5日付文書10通は延長期間が経過している処理文書の閲覧。閲覧後必要により写しを希望。今後は、請求文書名を記載し延長されるよう。	H30.12.11	一部開示	R3.2.5	<p>ア 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年10月2日請求分1件目）（平成29年度旭土第2635号）及び当該施行文写し</p> <p>イ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年10月2日請求分2件目）（平成29年度旭土第2636号）及び当該施行文写し</p> <p>ウ 行政文書開示請求書の開示決定等期間の特例延長について（平成29年10月2日請求分3件目）（平成29年度旭土第2637号）及び当該施行文写し</p> <p>エ 行政文書開示請求書の開示</p>	処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。

					<p>決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 2 日請求分 4 件目) (平成 29 年度旭土第 2638 号) 及び当該施行文写し</p> <p>オ 行政文書開示請求書の開示  決定等期間の特例延長について  (平成 29 年 10 月 2 日請求分 5 件目) (平成 29 年度旭土第 2639 号) 及び当該施行文写し</p>	
			<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>	<p>個人の氏名、住所、郵便番号</p>	<p>個人に関する情報であつて、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>	



別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書の写し受理日	審査請求人の意見書受理日
	諮問の報告第一部会	諮問の報告第二部会	諮問の報告第三部会
答申第2351号	平成29年度環創地第174号	平成29年7月3日	平成29年8月7日
	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
答申第2352号	平成29年度道路第352号	平成29年7月12日	平成29年8月17日
	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
答申第2353号	平成29年度道路第353号	平成29年7月12日	平成29年8月17日
	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
答申第2354号	平成29年度道路第354号	平成29年7月12日	平成29年8月17日
	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
答申第2355号	平成29年度市市情第473号	平成29年7月14日	平成29年8月9日
	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
答申第2356号	平成29年度環創地第229号	平成29年7月26日	平成29年8月28日
	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
答申第2357号	平成29年度環創地第232号	平成29年7月26日	平成29年8月28日
	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
答申第2358号	平成29年度環創地第270号	平成29年8月18日	平成29年9月4日
	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
答申第2359号	平成29年度環創地第368号	平成29年10月5日	平成29年10月10日
	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回

答申第2360号	平成29年度市市情第1032号	平成29年11月15日	平成29年11月20日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2361号	平成29年度道路第848号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2362号	平成29年度道路第849号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2363号	平成29年度道路第850号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2364号	平成29年度道路第851号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2365号	平成29年度道路第852号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2366号	平成29年度道路第853号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2367号	平成29年度道路第854号	平成29年11月16日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2368号	平成29年度道総第828号	平成29年11月20日	平成29年11月24日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2369号	平成29年度環創地第452号	平成29年11月27日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回

答申第2370号	平成29年度環創地第453号	平成29年11月27日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2371号	平成29年度環創地第454号	平成29年11月27日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2372号	平成29年度環創地第455号	平成29年11月27日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2373号	平成29年度環創地第456号	平成29年11月27日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2374号	平成29年度環創地第457号	平成29年11月27日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2375号	平成29年度道路第884号	平成29年11月30日	平成29年12月26日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2376号	平成29年度道路第885号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2377号	平成29年度道路第886号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2378号	平成29年度道路第887号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2379号	平成29年度道路第888号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回

答申第2380号	平成29年度道路第889号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2381号	平成29年度道路第890号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2382号	平成29年度道路第891号	平成29年11月30日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2383号	平成29年度環創地第487号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2384号	平成29年度環創地第488号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2385号	平成29年度環創地第491号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2386号	平成29年度環創地第492号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2387号	平成29年度環創地第493号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2388号	平成29年度道総第896号	平成29年12月11日	平成29年12月18日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2389号	平成29年度道路第953号	平成29年12月12日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回

答申第2390号	平成29年度道路第954号	平成29年12月12日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2391号	平成29年度道路第955号	平成29年12月12日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2392号	平成29年度道路第956号	平成29年12月12日	平成30年1月9日
	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
答申第2393号	平成29年度市市情第1200号	平成29年12月22日	平成30年1月22日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2394号	平成29年度市市情第1201号	平成29年12月22日	平成30年1月22日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2395号	平成29年度市市情第1202号	平成29年12月22日	平成30年1月22日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2396号	平成29年度道路第1017号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2397号	平成29年度道路第1018号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2398号	平成29年度道路第1019号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2399号	平成29年度道路第1020号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回

答申第2400号	平成29年度道路第1021号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2401号	平成29年度道路第1022号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2402号	平成29年度道路第1023号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2403号	平成29年度道路第1024号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2404号	平成29年度道路第1025号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2405号	平成29年度道路第1026号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2406号	平成29年度道路第1035号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2407号	平成29年度道路第1036号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2408号	平成29年度道路第1037号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2409号	平成29年度道路第1038号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回

答申第2410号	平成29年度道路第1039号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2411号	平成29年度道路第1040号	平成29年12月22日	平成30年2月5日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2412号	平成29年度環創地第520号	平成29年12月26日	平成30年1月4日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2413号	平成29年度財償第683号	平成29年12月27日	平成30年1月4日
	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
答申第2414号	平成29年度環創地第566号	平成30年1月29日	平成30年2月5日
	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
答申第2415号	平成29年度環創地第579号	平成30年2月2日	平成30年2月9日
	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
答申第2416号	平成29年度環創地第580号	平成30年2月2日	平成30年2月9日
	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
答申第2417号	平成29年度環創地第581号	平成30年2月2日	平成30年2月9日
	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
答申第2418号	平成29年度環創地第582号	平成30年2月2日	平成30年2月9日
	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
答申第2419号	平成29年度環創地第608号	平成30年2月19日	平成30年3月19日
	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回

答申第2420号	平成29年度環創地第609号	平成30年 2 月19日	平成30年 3 月19日
	平成30年 3 月27日 第313回	平成30年 3 月26日 第333回	平成30年 3 月15日 第230回
答申第2421号	平成29年度市市情第1572号	平成30年 2 月19日	平成30年 3 月19日
	平成30年 3 月27日 第313回	平成30年 3 月26日 第333回	平成30年 3 月15日 第230回
答申第2422号	平成29年度環創地第617号	平成30年 2 月22日	平成30年 3 月23日
	平成30年 3 月27日 第313回	平成30年 3 月26日 第333回	平成30年 3 月15日 第230回
答申第2423号	平成29年度環創地第618号	平成30年 2 月22日	平成30年 3 月23日
	平成30年 3 月27日 第313回	平成30年 3 月26日 第333回	平成30年 3 月15日 第230回
答申第2424号	平成29年度道路第1253号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2425号	平成29年度道路第1254号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2426号	平成29年度道路第1255号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2427号	平成29年度道路第1256号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2428号	平成29年度道路第1257号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2429号	平成29年度道路第1258号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回



答申第2430号	平成29年度道路第1259号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2431号	平成29年度道路第1352号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2432号	平成29年度道路第1353号	平成30年 3 月20日	平成30年 4 月27日
	平成30年 4 月24日 第314回	平成30年 4 月27日 第335回	平成30年 4 月19日 第232回
答申第2433号	平成30年度道総第1341号	平成30年 4 月 2 日	平成30年 5 月11日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2434号	平成30年度道路第1461号	平成30年 4 月 2 日	平成30年 5 月11日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2435号	平成30年度道道調第1522号	平成30年 4 月 2 日	平成30年 5 月11日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2436号	平成30年度道路第1469号	平成30年 4 月10日	
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2437号	平成30年度道路第1470号	平成30年 4 月10日	
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2438号	平成30年度道路第1471号	平成30年 4 月10日	
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2439号	平成30年度道路第1472号	平成30年 4 月10日	
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回

答申第2440号	平成30年度道路第1473号	平成30年 4 月10日	
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2441号	平成30年度道路第1474号	平成30年 4 月10日	
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2442号	平成30年度道道調第36号	平成30年 4 月19日	平成30年 5 月11日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2443号	平成30年度道道調第37号	平成30年 4 月19日	平成30年 5 月11日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2444号	平成30年度環創地第36号	平成30年 4 月23日	平成30年 5 月25日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2445号	平成30年度環創地第40号	平成30年 4 月23日	平成30年 5 月25日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2446号	平成30年度環創地第41号	平成30年 4 月23日	平成30年 5 月25日
	平成30年 5 月18日 第315回	平成30年 5 月25日 第337回	平成30年 5 月28日 第234回
答申第2447号	平成30年度環創地第78号	平成30年 5 月16日	平成30年 5 月30日
	平成30年 6 月26日 第316回	平成30年 6 月22日 第339回	平成30年 6 月21日 第236回
答申第2448号	平成30年度環創地第79号	平成30年 5 月16日	平成30年 5 月30日
	平成30年 6 月26日 第316回	平成30年 6 月22日 第339回	平成30年 6 月21日 第236回
答申第2449号	平成30年度環創地第130号	平成30年 6 月 5 日	平成30年 6 月 7 日
	平成30年 7 月24日 第317回	平成30年 8 月 2 日 第341回	平成30年 7 月19日 第237回

答申第2450号	平成30年度環創地第128号	平成30年 6 月 8 日	平成30年 6 月13日
	平成30年 7 月24日 第317回	平成30年 8 月 2 日 第341回	平成30年 7 月19日 第237回
答申第2451号	平成30年度環創地第180号	平成30年 7 月 4 日	平成30年 7 月13日
	平成30年 8 月28日 第318回	平成30年 8 月24日 第342回	平成30年 8 月23日 第238回
答申第2452号	平成30年度建建指第895号	平成30年 9 月 5 日	平成30年10月 4 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2453号	平成30年度建建指第897号	平成30年 9 月 5 日	平成30年10月 4 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2454号	平成30年度建建指第919号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2455号	平成30年度建建指第919号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2456号	平成30年度建建指第919号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2457号	平成30年度建建指第919号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2458号	平成30年度建建指第920号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2459号	平成30年度建建指第920号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回

答申第2460号	平成30年度建建指第920号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2461号	平成30年度建建指第921号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2462号	平成30年度建建指第921号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2463号	平成30年度建建指第922号	平成30年 9 月 7 日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2464号	平成30年度道総第583号	平成30年 9 月11日	平成30年 9 月14日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2465号	平成30年度環創地第274号	平成30年 9 月11日	平成30年 9 月14日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2466号	平成30年度道道調第726号	平成30年 9 月12日	平成30年 9 月14日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2467号	平成30年度道路第599号	平成30年 9 月13日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2468号	平成30年度道路第600号	平成30年 9 月13日	平成30年10月 9 日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
答申第2469号	平成30年度道路第705号	平成30年10月 4 日	平成30年11月 5 日
	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回

答申第2470号	平成30年度道路第706号	平成30年10月4日	平成30年11月5日
	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
答申第2471号	平成30年度建建指第1344号	平成30年10月25日	平成30年11月26日
	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
答申第2472号	平成30年度建建指第1345号	平成30年10月25日	平成30年11月26日
	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
答申第2473号	平成30年度環創地第346号	平成30年10月31日	平成30年11月30日
	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
答申第2474号	平成30年度環創地第357号	平成30年11月6日	平成30年12月6日
	平成30年12月18日 第322回	平成31年1月11日 第350回	平成31年1月24日 第243回
答申第2475号	平成30年度環創地第359号	平成30年11月6日	
	平成30年12月18日 第322回	平成31年1月11日 第350回	平成31年1月24日 第243回
答申第2476号	平成30年度道路第926号	平成30年12月3日	平成30年12月11日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2477号	平成30年度道路第927号	平成30年12月3日	平成30年12月11日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2478号	平成30年度道路第928号	平成30年12月3日	平成30年12月11日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2479号	平成30年度建建指第1632号	平成30年12月7日	平成30年12月28日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回

答申第2480号	平成30年度環創地第418号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2481号	平成30年度環創地第419号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2482号	平成30年度環創地第420号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2483号	平成30年度環創地第421号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2484号	平成30年度環創地第426号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2485号	平成30年度環創地第428号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2486号	平成30年度環創地第429号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2487号	平成30年度環創地第430号	平成30年12月18日	平成31年1月17日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2488号	平成30年度建建指第1774号	平成30年12月19日	平成31年1月18日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2489号	平成30年度建建指第1775号	平成30年12月19日	平成31年1月18日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回

答申第2490号	平成30年度建指第1698号	平成30年12月21日	平成31年1月18日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2491号	平成30年度環創地第462号	平成30年12月27日	平成31年1月25日
	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
答申第2492号	平成30年度建指第1747号	平成31年1月9日	平成31年2月7日
	平成31年2月20日 第324回	平成31年2月22日 第353回	平成31年2月21日 第244回
答申第2493号	平成31年度道調第1165号	平成31年1月10日	平成31年2月12日
	平成31年2月20日 第324回	平成31年2月22日 第353回	平成31年2月21日 第244回
答申第2494号	平成30年度環創地第479号	平成31年1月15日	平成31年2月4日
	平成31年2月20日 第324回	平成31年2月22日 第353回	平成31年2月21日 第244回
答申第2495号	平成30年度道路第1183号	平成31年2月14日	平成31年3月20日
	平成31年3月26日 第325回	平成31年3月22日 第355回	平成31年3月14日 第245回
答申第2496号	平成30年度道路第1184号	平成31年2月14日	平成31年3月20日
	平成31年3月26日 第325回	平成31年3月22日 第355回	平成31年3月14日 第245回
答申第2497号	平成30年度道路第1185号	平成31年2月14日	平成31年3月20日
	平成31年3月26日 第325回	平成31年3月22日 第355回	平成31年3月14日 第245回
答申第2498号	平成30年度道路第1186号	平成31年2月14日	平成31年3月1日
	平成31年3月26日 第325回	平成31年3月22日 第355回	平成31年3月14日 第245回
答申第2499号	平成30年度道路第1187号	平成31年2月14日	平成31年2月21日
	平成31年3月26日 第325回	平成31年3月22日 第355回	平成31年3月14日 第245回

答申第2500号	平成30年度道路第1188号	平成31年 2 月14日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2501号	平成30年度道路第1189号	平成31年 2 月14日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2502号	平成30年度道路第1190号	平成31年 2 月14日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2503号	平成30年度道路第1191号	平成31年 2 月14日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2504号	平成30年度道路第1192号	平成31年 2 月14日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2505号	平成30年度道路第1193号	平成31年 2 月14日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2506号	平成30年度建指第2105号	平成31年 2 月25日	平成31年 3 月 1 日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2507号	平成30年度道路第1258号	平成31年 2 月27日	平成31年 3 月20日
	平成31年 3 月26日 第325回	平成31年 3 月22日 第355回	平成31年 3 月14日 第245回
答申第2508号	平成30年度建情第2035号	平成31年 3 月 8 日	平成31年 4 月 8 日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回
答申第2509号	平成30年度建情第2036号	平成31年 3 月 8 日	平成31年 4 月 8 日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回





答申第2520号	平成30年度建指第2300号	平成31年 3 月11日	平成31年 4 月 9 日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回
答申第2521号	平成30年度環創地第569号	平成31年 3 月12日	平成31年 3 月15日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回
答申第2522号	平成30年度環創地第570号	平成31年 3 月12日	平成31年 3 月15日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回
答申第2523号	平成30年度建情第2053号	平成31年 3 月15日	平成31年 4 月15日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回
答申第2524号	平成30年度建情第2054号	平成31年 3 月15日	平成31年 4 月15日
	平成31年 4 月16日 第326回	平成31年 4 月26日 第357回	平成31年 4 月15日 第246回
答申第2525号	令和 2 年度旭土第30011号	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月12日
	令和 3 年 3 月23日 第347回	令和 3 年 3 月24日 第395回	令和 3 年 3 月18日 第267回
答申第2526号	令和 2 年度旭土第30012号	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月12日
	令和 3 年 3 月23日 第347回	令和 3 年 3 月24日 第395回	令和 3 年 3 月18日 第267回
答申第2527号	令和 2 年度旭土第30013号	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月12日
	令和 3 年 3 月23日 第347回	令和 3 年 3 月24日 第395回	令和 3 年 3 月18日 第267回
答申第2528号	令和 2 年度旭土第30014号	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月12日
	令和 3 年 3 月23日 第347回	令和 3 年 3 月24日 第395回	令和 3 年 3 月18日 第267回
答申第2529号	令和 2 年度旭土第30015号	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月12日
	令和 3 年 3 月23日 第347回	令和 3 年 3 月24日 第395回	令和 3 年 3 月18日 第267回

答申第2530号	令和2年度旭土第30016号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2531号	令和2年度旭土第30017号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2532号	令和2年度旭土第30018号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2533号	令和2年度旭土第30019号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2534号	令和2年度旭土第30020号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2535号	令和2年度旭土第30021号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2536号	令和2年度旭土第30022号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2537号	令和2年度旭土第30023号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2538号	令和2年度旭土第30024号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2539号	令和2年度旭土第30025号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2540号	令和2年度旭土第30026号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2541号	令和2年度旭土第30027号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2542号	令和2年度旭土第30028号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2543号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2544号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2545号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2546号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2547号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2548号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2549号	令和2年度旭土第30030号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2550号	令和2年度旭土第30031号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2551号	令和2年度旭土第30032号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2552号	令和2年度旭土第30032号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2553号	令和2年度旭土第30032号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2554号	令和2年度旭土第30033号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2555号	令和2年度旭土第30034号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2556号	令和2年度旭土第30029号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2557号	令和2年度旭土第30029号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2558号	令和2年度旭土第30029号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2559号	令和2年度旭土第30029号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2560号	令和2年度旭土第30029号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2561号	令和2年度旭土第30035号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2562号	令和2年度旭土第30036号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2563号	令和2年度旭土第30037号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2564号	令和2年度旭土第30038号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2565号	令和2年度旭土第30039号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2566号	令和2年度旭土第30040号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2567号	令和2年度旭土第30041号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2568号	令和2年度旭土第30042号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2569号	令和2年度旭土第30043号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2570号	令和2年度旭土第30044号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2571号	令和2年度旭土第30045号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2572号	令和2年度旭土第30046号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2573号	令和2年度旭土第30047号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2574号	令和2年度旭土第30048号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2575号	令和2年度旭土第30049号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2576号	令和2年度旭土第30050号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2577号	令和2年度旭土第30051号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2578号	令和2年度旭土第30052号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2579号	令和2年度旭土第30053号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2580号	令和2年度旭土第30054号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2581号	令和2年度旭土第30055号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2582号	令和2年度旭土第30056号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2583号	令和2年度旭土第30057号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2584号	令和2年度旭土第30058号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2585号	令和2年度旭土第30059号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2586号	令和2年度旭土第30060号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2587号	令和2年度旭土第30061号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2588号	令和2年度旭土第30062号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2589号	令和2年度旭土第30063号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回



答申第2590号	令和2年度旭土第30064号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2591号	令和2年度旭土第30065号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2592号	令和2年度旭土第30070号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2593号	令和2年度旭土第30071号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2594号	令和2年度旭土第30072号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2595号	令和2年度旭土第30073号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2596号	令和2年度旭土第30074号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2597号	令和2年度旭土第30075号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2598号	令和2年度旭土第30076号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2599号	令和2年度旭土第30078号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2600号	令和2年度旭土第30079号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2601号	令和2年度旭土第30080号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2602号	令和2年度旭土第30077号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2603号	令和2年度旭土第30081号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2604号	令和2年度旭土第30082号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2605号	令和2年度旭土第30083号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2606号	令和2年度旭土第30084号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2607号	令和2年度旭土第30066号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2608号	令和2年度旭土第30067号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2609号	令和2年度旭土第30068号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2610号	令和2年度旭土第30069号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2611号	令和2年度旭土第30101号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2612号	令和2年度旭土第30102号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2613号	令和2年度旭土第30103号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2614号	令和2年度旭土第30104号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2615号	令和2年度旭土第30106号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2616号	令和2年度旭土第30107号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2617号	令和2年度旭土第30108号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2618号	令和2年度旭土第30109号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2619号	令和2年度旭土第30110号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2620号	令和2年度旭土第30111号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2621号	令和2年度旭土第30112号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2622号	令和2年度旭土第30113号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2623号	令和2年度旭土第30114号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2624号	令和2年度旭土第30115号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2625号	令和2年度旭土第30116号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2626号	令和2年度旭土第30117号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2627号	令和2年度旭土第30118号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2628号	令和2年度旭土第30119号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2629号	令和2年度旭土第30120号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2630号	令和2年度旭土第30121号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2631号	令和2年度旭土第30122号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2632号	令和2年度旭土第30123号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2633号	令和2年度旭土第30124号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2634号	令和2年度旭土第30125号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2635号	令和2年度旭土第30126号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2636号	令和2年度旭土第30127号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2637号	令和2年度旭土第30128号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2638号	令和2年度旭土第30129号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2639号	令和2年度旭土第30130号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2640号	令和2年度旭土第30131号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2641号	令和2年度旭土第30132号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2642号	令和2年度旭土第30133号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2643号	令和2年度旭土第30134号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2644号	令和2年度旭土第30135号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2645号	令和2年度旭土第30136号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2646号	令和2年度旭土第30137号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2647号	令和2年度旭土第30138号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2648号	令和2年度旭土第30139号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2649号	令和2年度旭土第30140号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2650号	令和2年度旭土第30141号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2651号	令和2年度旭土第30160号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2652号	令和2年度旭土第30161号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2653号	令和2年度旭土第30162号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2654号	令和2年度旭土第30163号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2655号	令和2年度旭土第30164号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2656号	令和2年度旭土第30165号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2657号	令和2年度旭土第30166号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2658号	令和2年度旭土第30167号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2659号	令和2年度旭土第30168号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2660号	令和2年度旭土第30169号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2661号	令和2年度旭土第30170号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2662号	令和2年度旭土第30171号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2663号	令和2年度旭土第30172号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2664号	令和2年度旭土第30144号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2665号	令和2年度旭土第30145号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2666号	令和2年度旭土第30146号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2667号	令和2年度旭土第30147号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2668号	令和2年度旭土第30148号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2669号	令和2年度旭土第30149号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回



答申第2670号	令和2年度旭土第30150号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2671号	令和2年度旭土第30151号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2672号	令和2年度旭土第30152号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2673号	令和2年度旭土第30153号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2674号	令和2年度旭土第30154号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2675号	令和2年度旭土第30155号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2676号	令和2年度旭土第30156号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2677号	令和2年度旭土第30157号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2678号	令和2年度旭土第30158号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2679号	令和2年度旭土第30159号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2680号	令和2年度旭土第30173号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 2 年 1 1 月 1 9 日 (第54回制度運用調査部会)	・ 審 議
令 和 3 年 1 月 2 1 日 (第55回制度運用調査部会)	・ 審 議
令 和 3 年 2 月 1 8 日 (第56回制度運用調査部会)	・ 別表 1 (6) の各請求に係る審理手続を併合 ・ 審 議
令 和 3 年 3 月 1 8 日 (第57回制度運用調査部会)	・ 審 議